

令02原機(青)004  
令和2年 5月11日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

青森研究開発センター

原子力第1船原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請します。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター  
原子力第1船原子炉施設保安規定の変更  
変更の内容及び理由

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター原子力第1船原子炉施設保安規定の主な変更の内容及び理由は、以下のとおりである。なお、変更の内容の詳細は、別添に示す。

1. 変更の内容

- (1) 原子力事業者等に対する検査制度の見直し、品質管理に関する要求の拡大等の安全性向上に資する措置に伴い、次のとおり変更する。
  - 1) 施設管理に係る活動の追加に関する変更
  - 2) 事業者検査の実施に関する変更
  - 3) 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の制定を踏まえた変更
- (2) 廃棄物パッケージの内部点検に加え分別作業を実施するため、名称等を変更する。
- (3) 記載内容の適正化等の見直しを行う。

2. 変更の理由

- (1) 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）の一部の施行により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び関連規則が一部改正又は制定されたことから、保安活動に反映が必要となる事項について変更するため。
- (2) 廃棄物パッケージの内部点検に加え分別作業も実施できるようにするため
- (3) 記載内容の適正化を図るため。

3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

別添

現 行	変 更 案	備 考
<p>原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p><u>平成30年5月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	<p>原子力第1船原子炉施設保安規定</p> <p><u>令和 年 月</u></p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター</p>	改訂年月の修正

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
原子力第1船原子炉施設保安規定  〔17(規程)第11号 平成17年8月12日〕	原子力第1船原子炉施設保安規定  〔17(規程)第11号 平成17年8月12日〕	
改正 平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号	改正 平成17年8月12日 17(規程)第11号 平成18年3月13日 18(規程)第7号 平成18年10月24日 18(規程)第54号 平成19年3月12日 19(規程)第1号 平成19年8月14日 19(規程)第41号 平成25年10月23日 25(規程)第19号 平成26年3月25日 25(規程)第79号 平成28年1月26日 27(規程)第102号 平成28年3月7日 27(規程)第113号 平成29年2月28日 28(規程)第74号 平成30年3月9日 29(規程)第113号 平成30年3月13日 29(規程)第115号 令和〇年〇月〇日 ○(規程)第〇号	改正年月日の追記
総目次	総目次	
第1編 総 則	第1編 総 則	
第2編 放射線管理	第2編 放射線管理	
第3編 原子炉施設の管理	第3編 原子炉施設の管理	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第1編 総則</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則（第1条—第5条） .....</p> <p>第2章 保安管理体制 .....</p> <p>    第1節 組織及び職務（第6条—第8条） .....</p> <p>    第2節 委員会（第9条—第11条） .....</p> <p>    第3節 廃止措置施設保安主務者（第12条—第14条） .....</p> <p>第3章 品質保証（第15条—第24条） .....</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第25条—第27条） .....</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬（第28条） .....</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第29条・第30条） .....</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置 .....</p> <p>    第1節 事前の措置（第31条） .....</p> <p>    第2節 通報及び現地対策本部の設置（第32条・第33条） .....</p> <p>    第3節 非常事態における活動（第34条—第37条） .....</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第38条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第39条—第42条） .....</p>	<p>第1編 総則</p> <p>目 次</p> <p>第1章 通則（第1条—第5条） .....</p> <p>第2章 保安管理体制 .....</p> <p>    第1節 組織及び職務（第6条—第8条） .....</p> <p>    第2節 委員会（第9条—第11条） .....</p> <p>    第3節 廃止措置施設保安主務者（第12条—第14条） .....</p> <p>第3章 品質マネジメント計画（第15条） .....</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理（第16条—第18条） .....</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬（第19条） .....</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練（第20条・第21条） .....</p> <p>第7章 非常の場合に採るべき措置 .....</p> <p>    第1節 事前の措置（第22条） .....</p> <p>    第2節 通報及び現地対策本部の設置（第23条・第24条） .....</p> <p>    第3節 非常事態における活動（第25条—第28条） .....</p> <p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理（第29条）</p> <p>第9章 記録及び報告（第30条—第33条） .....</p>	<p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>条文削除に伴う条番号の繰り上げ</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第1章 通則 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第1船原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）青森研究開発センター（以下「センター」という。）における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質保証活動のもと保安活動を実施する。</p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この規定は、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他原子炉の附属施設からなる原子炉施設の保安に関して適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員、嘱託（非常勤を除く。）、技術開発協力員、常勤職員及び臨時用員等の機構と直接雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「課長」とは、保安管理課長又は施設工務課長をいう。</p> <p>(3) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する施設工務課長及び保安管理課長をいう。</p> <p>(4) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(5) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転、原子炉施設の保全、核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(6) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管</p>	<p>第1章 通則 (目的)</p> <p>第1条 この規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づき定める。</p> <p>2 この規定は、原子力第1船原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）の保安に関する基本的事項を定め、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）青森研究開発センター（以下「センター」という。）における核燃料物質によって汚染された物による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>（基本方針）</p> <p>第1条の2 前条の目的を達成するため、安全文化を基礎とし、国際放射線防護委員会による放射線防護の精神にのっとり、原子炉施設の運転等による災害防止のために適切な品質マネジメント活動のもと保安活動を実施する。</p> <p><u>2 法第35条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（以下「試験炉規則」という。）第9条第1項第1号から第4号の定めに従って、試験研究用等原子炉施設の施設管理に関する方針（以下「施設管理方針」という。）、施設管理の目標（以下「施設管理目標」という。）及び施設管理の実施計画（以下「施設管理実施計画」という。）を定め、保全活動を実施する。</u></p> <p>（適用範囲）</p> <p>第2条 この規定は、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、その他原子炉の附属施設からなる原子炉施設の保安に関して適用する。</p> <p>（定義）</p> <p>第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 「職員等」とは、職員、嘱託（非常勤を除く。）、技術開発協力員、常勤職員及び臨時用員等の機構と直接雇用関係にある者をいう。</p> <p>(2) 「課長」とは、保安管理課長又は施設工務課長をいう。</p> <p>(3) 「施設管理者」とは、原子炉施設を管理する施設工務課長及び保安管理課長をいう。</p> <p>(4) 「廃止措置施設保安主務者」とは、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行う者をいう。</p> <p>(5) 「放射線業務従事者」とは、原子炉施設の運転、原子炉施設の保全、核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄又は汚染の除去等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入る者をいう。</p> <p>(6) 「見学者等」とは、見学、視察等の目的で、放射線作業以外の業務のため一時的に管</p>	<p>法改正に伴う記載の適正化 施設管理に関する基本方針を追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(7) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(8) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(9) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(10) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行なうことが困難な事態であり、別表第1に掲げる事態をいう。</p> <p>(11) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行なう事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(12) 「品質保証」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいい、その活動を品質保証活動という。</p> <p>(13) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(14) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p>	<p>理区域内に立ち入る者をいう。</p> <p>(7) 「放射線管理」とは、原子炉施設に係る放射線による障害を防止するために行う対策をいう。</p> <p>(8) 「放射線作業」とは、管理区域内において核燃料物質によって汚染された物の取扱い、管理又はこれに付随する作業をいう。</p> <p>(9) 「放射性廃棄物」とは、核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとする物をいう。</p> <p>(10) 「非常事態」とは、地震、火災及びその他の原因により、原子炉施設において事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合であって、事業所の通常組織では、事故の原因除去、拡大防止等のための活動を迅速に行なうことが困難な事態であり、別表第1に掲げる事態をいう。</p> <p>(11) 「緊急作業」とは、原子炉施設の非常事態において行なう事故の原因除去、拡大防止等のための活動のうち、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示（以下「線量告示」という。）第7条第1項に定める線量限度が適用されるものをいう。</p> <p>(12) 「品質マネジメント」とは、保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力の安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(13) 「保安活動」とは、原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(14) 「保全活動」とは、保安活動のうち、原子炉施設の設備の機能又は性能を確認、維持又は向上させる活動をいう。</p> <p>(15) 「廃止措置」とは、原子炉の廃止に伴う措置であって、原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去及び核燃料物質によって汚染された物の廃棄をいう。</p> <p>(16) 「廃止措置対象施設」とは、法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画（同条第3項において読み替えて準用する法第12条の6第3項又は第5項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に係る廃止措置の対象となる原子炉施設をいう。</p> <p>(17) 「性能維持施設」とは、廃止措置対象施設において、廃止措置期間中に性能を維持すべき原子炉施設（設備・機器）をいう。</p> <p>(18) 「事業者検査」とは、法第28条第1項に基づき事業者が行う使用前事業者検査（溶接検査を含む。）及び法第29条第1項に基づき事業者が行う定期事業者検査をいう。</p> <p>(19) 「施設管理方針」とは、原子炉施設が法第43条の3の2第2項の許可を受けたところによるものであり、かつ、「試験研究の用に供する原子炉等の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）に定める技術基準に適合する性能を有するよう（廃止措置対象施設においては性能維持施設に限る。）これを設置し、及び維持するために策定する方針をいう。</p> <p>(20) 「施設管理目標」とは、施設管理方針に従って達成すべき、施設管理の目標をいう。</p>	<p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p> <p>法改正に伴う定義の追記</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(遵守義務等)	<p>(21) 「施設管理実施計画」とは、施設管理目標を達成するために策定する計画（施設管理の総体としての文書体系）をいい、施設管理実施計画の始期及び機関に関する事項、原子炉施設の設計及び工事に関する事項、原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関する事項、原子炉施設の点検、検査の方法及び実施頻度に関する事項、原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関する事項、原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果及び評価の方法に関する事項、前記の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関する事項、原子炉施設の施設管理に関する記録に関する事項を含む。</p> <p>(22) 「設備保全整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の工事の方法及び時期に関する事項、原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関する事項について、設備・機器単位で整理した計画をいう。</p> <p>(23) 「検査要否整理表」とは、施設管理実施計画に定める事項のうち、原子炉施設の検査の方法に関する事項について、技術基準規則の条項単位で整理した表をいう。</p>	法改正に伴う定義の追記
第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長（以下「所長」という。）及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。	第4条 職員等は、原子炉施設に関する保安活動を行う場合は、この規定を遵守するとともに、保安活動に関する意識向上のための啓発に努めるものとする。なお、センターに所属しない職員等は、青森研究開発センター所長（以下「所長」という。）及び施設管理者が行う保安措置及び放射線管理についての指示に従わなければならない。	法改正に伴う定義の追記
2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。	2 第7条に掲げる各職位は、職員等以外の者で原子炉施設に関する保安活動を行う者に対して、この規定を遵守させなければならない。	法改正に伴う定義の追記
(規則等の制定、改定及び廃止)	(規則等の制定、改定及び廃止)	
第5条 所長は、この規定を施行するため、次の各号に掲げる規則等を定める。	第5条 所長は、この規定を施行するため、次の各号に掲げる規則等を定める。	
(1) 青森研究開発センター事故対策規則（以下「事故対策規則」という。）	(1) 青森研究開発センター事故対策規則（以下「事故対策規則」という。）	
(2) 青森研究開発センター放射線安全取扱手引（以下「放射線安全取扱手引」という。）	(2) 青森研究開発センター放射線安全取扱手引（以下「放射線安全取扱手引」という。）	
(3) 青森研究開発センター放射性物質等事業所内運搬規則（以下「運搬規則」という。）	(3) 青森研究開発センター放射性物質等事業所内運搬規則（以下「運搬規則」という。）	
2 所長は、前項の規則等を制定、改定及び廃止するときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	2 所長は、前項の規則等を制定、改定及び廃止するときは、原子炉施設等安全審査委員会に諮問するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。	
3 所長は、前項に基づき規則等を制定、改定及び廃止したときは、理事長に報告しなければならない。	3 所長は、前項に基づき規則等を制定、改定及び廃止したときは、理事長に報告しなければならない。	
第2章 保安管理体制	第2章 保安管理体制	
第1節 組織及び職務	第1節 組織及び職務	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>理事長</u>、<u>統括監査の職</u>、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び<u>中央安全審査・品質保証委員会</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) 管理責任者は、原子炉施設の品質<u>保証活動</u>に関する業務の責任者として、<u>品質保証活動</u>に必要なプロセスの確立、実施及び維持に係る業務、理事長への品質<u>保証活動</u>の実施状況及び改善の必要性に係る報告並びに原子炉施設の安全確保に対する認識の高揚に係る業務を行う。なお、管理責任者は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部（監査プロセスを除く。）においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）とする。</p> <p>(3) 統括監査の職は、原子炉施設の品質<u>保証活動</u>に係る内部監査の業務を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質<u>保証活動</u>に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</p> <p>(5) 担当理事は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</p> <p>(6) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、<u>保安管理課長</u>及び<u>施設工務課長</u>が行う業務を統括する。</p> <p>(7) 保安管理課長は、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(8) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p>2 この規定に定める保安活動及び品質保証活動と前項に掲げる者との関係は、別表第2に示すとおりとする。</p>	<p>(保安管理組織)</p> <p>第6条 原子炉施設の保安に関する組織は、別図第1のとおりとする。</p> <p>2 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、<u>統括監査の職</u>、<u>安全・核セキュリティ統括部長</u>及び<u>契約部長</u>をいう。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 原子炉施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長は、原子炉施設に係る保安に関する業務を総理する。</p> <p>(2) <u>統括監査の職は、原子炉施設の品質マネジメント活動に係る内部監査の業務を行う。</u></p> <p>(3) <u>管理責任者は、第15条「5.5.2 管理責任者」に定める業務を行う。</u></p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長は、原子炉施設の本部の品質<u>マネジメント活動</u>に係る業務、それに関する本部としての総合調整、指導及び支援の業務並びに中央安全審査・品質保証委員会の運営に関する業務を行う。</p> <p>(5) <u>契約部長は、原子炉施設の調達管理に関する本部契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(6) <u>青森研究開発センター担当理事（以下「担当理事」という。）は、理事長を補佐し、センターにおける原子炉施設の保安に関する業務を統理する。</u></p> <p>(7) 所長は、センターにおける原子炉施設に関する保安活動を統括するとともに、<u>保安管理課長</u>、<u>施設工務課長</u>及び<u>総務課長</u>が行う業務を統括する。</p> <p>(8) 保安管理課長は、<u>センターにおける関係法令及び規定の遵守並びに安全文化の育成・維持活動に係る事務に関する業務</u>、放射線管理施設の管理、放射線管理の統括、保安教育訓練、保安管理等に関する業務及び周辺監視区域の管理、職員等以外の者の周辺監視区域への立ち入り時の保安措置に関する業務を行う。</p> <p>(9) 施設工務課長は、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他原子炉の附属施設の運転及び保守に関する業務、管理区域への出入管理及び作業に係る放射線管理、作業環境・管理区域内設備等の管理及び保全区域の管理、放射性廃棄物の管理及び運搬等に関する業務並びに原子炉施設の廃止措置に関する計画及び関連する技術開発を行う。</p> <p>(10) <u>総務課長は、原子炉施設の調達管理に関するセンター契約に係る業務を行う。</u></p> <p>(11) <u>独立検査責任者は、第9条の3に定める検査委員会の検査責任者として、独立検査に関する業務を行う。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>本部の定義の見直しによる修正</p> <p>記載順の変更及び法改正に伴う記載の適正化</p> <p>記載順の変更及び法改正に伴う記載の適正化</p> <p>調達業務を行う者を追加 以下、号番号の繰下げ、記載の適正化</p> <p>調達業務を行う者を追加 関係法令及び規定の遵守及び安全文化の育成・維持活動の統括を所掌する者の明確化</p> <p>組織の追加 法改正に伴い検査を独立して実施する組織を設ける 記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(放射線管理の指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示を<u>尊重しなければならない</u>。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（原子炉設置許可の変更に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質<u>保証</u>活動の基本事項</p> <p>(4) その他、<u>理事長の諮問する</u>事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</u></p> <p><u>5 理事長は、審議結果を尊重する。</u></p> <p>(品質保証推進委員会等の設置)</p> <p>第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。</p>	<p>(放射線管理のための指示)</p> <p>第8条 施設工務課長は、保安管理課長がこの規定に基づき行う放射線管理のための指示に<u>従わなければならぬ</u>。</p> <p>第2節 委員会</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第9条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を設置する。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転等に伴う安全に関する基本事項（原子炉設置許可の変更に関する重要事項）</p> <p>(2) 事故又は非常事態に関する重大事項</p> <p>(3) 品質マネジメント活動の基本事項</p> <p>(4) その他理事長の諮問事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会の委員長及び委員は、理事長が任命する。</p> <p><u>4 理事長は、中央安全審査・品質保証委員会の答申を尊重する。</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(品質保証推進委員会等の設置)</p> <p>第9条の2 センターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所に所長の諮問機関として原子炉施設等安全審査委員会を設置する。</p> <p>2 原子炉施設等安全審査委員会の委員長及び委員は、機構の職員のうちから、原子力科学研究所長が指名する。</p> <p>3 品質保証推進委員会の委員長及び委員は、センターの職員等のうちから所長が指名する。</p> <p><u>(検査委員会の設置)</u></p> <p><u>第9条の3 原子炉施設の運転・保守担当課から独立性を持たせた者による事業者検査(以下「独立検査」という。)を行うために、センターに独立検査を行う検査委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 検査委員会の体制及び運営は、センターの「検査委員会運営要領」に定めるところによる。</u></p> <p><u>(検査委員会の独立性)</u></p> <p><u>第9条の4 原子炉施設の運転・保守担当課及び所長は、検査委員会の運営に不当な圧力</u></p>	<p>表現の明確化</p> <p>記載の適正化</p> <p>法改正に伴う記載の適正化</p> <p>記載の明確化、項目号の繰り上げ 記載の適正化</p> <p>独立して検査を行う者の活動を定める</p> <p>独立して検査を行う者の活動を定める</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)	<p>や影響を与えてはならない。</p> <p>2 独立検査に関する者は、公衆及び放射線業務従事者の安全並びに機構の使命を念頭に、法令や社会の規範を遵守し、与えられた職務の範囲内で誠実に業務を履行しなければならない。</p>	
第10条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。	(原子炉施設等安全審査委員会の審議事項)	
(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項	第10条 原子炉施設等安全審査委員会は、所長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議する。	審議内容の明確化
(2) この規定の改定に関する事項	(1) 原子炉施設の設置許可及び設置許可の変更に関する事項(法第23条第2項第9号に係る事項を除く。)	審議内容の明確化
(3) 原子炉施設の設計及び工事の方法の認可申請等に関する事項	(2) この規定の改定に関する事項(第15条に係る事項を除く。)	法改正に伴う記載の適正化
(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項	(3) 原子炉施設の設計及び工事の計画の認可申請等に関する事項	
(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項	(4) 原子炉施設の運転及び保守に係る規則等の制定、改定及び廃止に関する事項	
(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項	(5) 原子炉施設の廃止措置の認可申請に関する事項	
(7) その他所長からの諮問する事項	(6) 原子炉施設に係る事故原因及び再発防止に関し安全審査を必要とする事項	
2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。	(7) その他所長からの諮問する事項	
3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。	2 原子炉施設等安全審査委員会は、前項に掲げる事項について、所長に答申又は意見を具申することができる。	
(品質保証推進委員会の審議事項)	3 所長は、前項の答申又は意見を尊重するものとする。	
第11条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質保証活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。	(品質保証推進委員会の審議事項)	
(1) 品質保証活動に関する基本的事項	第11条 品質保証推進委員会は、この規定に定める保安活動に係る品質マネジメント活動の円滑な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について審議する。	法改正に伴う記載の適正化
(2) 不適合管理、是正処置及び予防処置に関する事項	(1) 品質マネジメント活動に関する基本的事項	法改正に伴う記載の適正化
(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項	(2) 不適合管理、是正処置及び未然防止処置に関する事項	法改正に伴う記載の適正化
(4) 原子力第1船原子炉施設運転手引に関する事項	(3) 原子炉施設の修理及び改造計画に関する事項	
(5) その他品質保証に関する事項	(4) 原子力第1船原子炉施設運転手引に関する事項	
2 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。	(5) その他品質保証に関する事項及び所長からの諮問事項	その他の案件を追加
	2 品質保証推進委員会は、前項に掲げる事項について、審議結果を所長に報告又は答申しなければならない。	審議結果の報告等の明確化
	3 所長は、品質保証推進委員会の審議結果を尊重するものとする。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(廃止措置施設保安主務者の選任)  第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合にあっては、実務経験を考慮しなければならない。  (1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。  2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。	(廃止措置施設保安主務者の選任)  第12条 所長は、原子炉施設の廃止措置に関する保安の監督を行わせるため、廃止措置施設保安主務者を次の各号に定める職員等のうちから選任しなければならない。ただし、第2号から第4号に掲げる者を選任する場合にあっては、実務経験を考慮しなければならない。  (1) 原子炉主任技術者免状を有する者。 (2) 核燃料取扱主任者免状を有する者。 (3) 技術士登録簿の原子力・放射線部門に登録を受けた者。 (4) 第1種放射線取扱主任者免状を有する者。  2 所長は、廃止措置施設保安主務者が職務を行うことができない場合において、その職務を代行させるため必要に応じ、前項の規定を準用して代行者を選任する。	
(廃止措置施設保安主務者の職務)  第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、その職務は次のとおりとする。  (1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に関する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。 (4) 第40条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 <u>(5) 法令に基づき行われる保安規定の遵守状況の検査等に原則として立ち会う。</u>  (6) 第42条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。 (7) 第29条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。  (8) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。  (9) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。 <u>(10) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。</u>	(廃止措置施設保安主務者の職務)  第13条 廃止措置施設保安主務者は、廃止措置に関する保安の監督を誠実に行うことと任務とし、その職務は次のとおりとする。  (1) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な場合には、所長に対し意見を具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し、保安上必要な助言、勧告又は指示をする。 (3) 法及び法に関する規則類（以下「法令」という。）に基づく定期報告を確認する。 (4) 第31条の保安に関する業務報告の記載内容を確認する。 <u>(5) 削る</u>  (5) 第32条に該当する事象の原因調査に参画し報告書を確認する。 (6) 第20条第1項に定める保安教育実施計画を確認する。 (7) 原子炉施設等安全審査委員会において、原子炉施設の廃止措置に関し審議する場合は、原則として出席する。  (8) この規定の改定及び保安上重要な規則等の制定、改定及び廃止に参画する。 (9) 原子炉の廃止措置計画の改正に参画する。	品質管理基準規則の制定に伴う条文番号繰り上げ変更  法改正に伴う記載の適正化
(意見の尊重等)  第14条 所長は、前条第1号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。  2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第2号の指示に従わなければならない。	(意見の尊重等)  第14条 所長は、前条第1号に基づく廃止措置施設保安主務者の意見を尊重しなければならない。  2 原子炉施設の廃止措置に従事する者は、前条第2号の指示に従わなければならない。	
第3章 品質保証  (品質保証計画の策定)  第15条 理事長は、この規定に定める原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するた	第3章 品質マネジメント計画  (品質マネジメント計画)  第15条 原子炉施設等に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管	原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則に伴う記載の見直し  以下、この章において同じ

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>め、トップマネジメントとして以下の事項を定めた品質保証計画を策定する。</p> <p>(1) 品質保証計画の策定の目的に関すること。</p> <p>(2) 品質保証活動を行う者の職務及び組織に関すること。</p> <p>(3) 品質保証活動の実施に関すること。</p> <p>(4) 品質保証活動の評価に関すること。</p> <p>(5) 品質保証計画の継続的な改善に関すること。</p> <p>(6) 文書及び記録の管理に関すること。</p> <p><u>(品質保証活動の実施)</u></p> <p>第16条 理事長は、第7条第1項第2号から第8号までに掲げる者に対し、品質保証計画に基づき、所掌する保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善を含む品質保証活動を実施させなければならない。</p> <p>2 第7条第1項第2号から第8号までに掲げる者は、前項に基づき品質保証活動を実施しなければならない。</p> <p><u>(保安活動の計画、実施、評価及び継続的な改善)</u></p> <p>第17条 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な計画又は管理の方法を定めるものとする。</p> <p>2 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、前項に基づく保安活動を実施しなければならない。</p> <p>3 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動を定期的に評価し、保安活動の継続的な改善を行うものとする。</p> <p><u>(検査及び試験)</u></p> <p>第18条 理事長は、品質保証計画に、検査及び試験について定めなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に基づき、検査及び試験の管理の方法を定めなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項に基づき、検査及び試験の管理を行わなければならない。</p> <p><u>(内部監査)</u></p> <p>第19条 理事長は、品質保証活動が適切に実施されていることを確認するため、統括監査の職に毎年度1回以上、内部監査を実施させなければならない。</p> <p>2 統括監査の職は、前項の内部監査を実施するときには、内部監査の年度計画を作成し、理事長の承認を得なければならない。</p> <p>3 統括監査の職は、前項の年度計画に基づき、内部監査員の選定を含む監査計画を策定し、内部監査を実施しなければならない。</p>	<p>理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p><u>1. 目的</u></p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設等における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p><u>2. 適用範囲</u></p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>また、設計・開発については、原子炉施設の設計及び工事の認可の対象となるものに適用する。</p> <p><u>3. 定義</u></p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、第3条の定義を除き、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び同規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</p> <p>(1) 原子力安全：原子炉施設において適切な運転状態の確保、事故の発生の防止、あるいは事故の影響を緩和することにより、原子炉施設の従業員と公衆及び自然環境を放射線災害から守ること。</p> <p>(2) 保安活動：原子炉施設の保安のために必要な措置をいう。</p> <p>(3) 品質マネジメント：保安のために必要な措置を体系的に実施することにより、原子力安全を確保することをいい、その活動を品質マネジメント活動という。</p> <p>(4) 本部：機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長をいう。</p> <p><u>4. 品質マネジメントシステム</u></p> <p><u>4.1 一般要求事項</u></p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、本品質マネジメント計画に従い、保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、文書化し、実施し、維持するとともに、その有効性を評価し、継続的に改善する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて品質マネジメントシステムを構築し、運用する。品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。</p>	

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>4 統括監査の職は、前項の結果を理事長に報告しなければならない。</p> <p>5 統括監査の職は、第3項の内部監査の結果、明らかとなった不適合について、本部においては安全・核セキュリティ統括部長に、センターにおいては担当理事に対して不適合の処理及び是正処置の実施を指示しなければならない。</p> <p>6 安全・核セキュリティ統括部長又は担当理事は、前項の指示に対する不適合の処理及び是正処置を実施し、その結果を統括監査の職に報告しなければならない。また、予防処置が必要と判断した場合には、その処置を実施しなければならない。</p> <p>7 統括監査の職は、前項の報告を受けた場合には、採られた処置を検証し、その結果を理事長に報告しなければならない。</p> <p>(不適合管理)</p> <p><u>第20条 理事長は、不適合管理に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) 不適合が放置されることを防ぐための管理に関すること。</p> <p>(2) 不適合の性質の記録、不適合に対して採られた特別採用を含む処置の記録の維持に関すること。</p> <p>(3) 不適合に修正を施した場合に、要求事項への適合性を実証するための再検証に関すること。</p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動において不適合を検出した場合には、その不適合に関し、品質保証計画に基づき、不適合を除去するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の不適合のうち、次の各号に該当する不適合の処置を所長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 第42条に定める事象が発生した場合</p> <p>(2) この規定に適合しない事項が発生した場合</p> <p>(3) その他保安管理課長及び施設工務課長が報告する必要があると判断した場合</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</p> <p>(是正処置)</p> <p><u>第21条 理事長は、是正処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</u></p> <p>(1) 不適合の内容確認に関すること。</p> <p>(2) 不適合の原因特定に関すること。</p> <p>(3) 不適合の再発防止を確実にするための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(4) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p>	<p>① 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度</p> <p>② 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>③ 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行された場合に起こり得る影響</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設に適用される関係法令及び規制要求事項を明確にし、品質マネジメントシステムに必要な文書に反映する。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を明確にする。また、保安活動の各プロセスにおいて次の事項を実施する。</p> <p style="padding-left: 2em;">別図第2 に基本プロセスと各組織への適用に関する「品質マネジメントシステム体系図」を示す。</p> <p>① プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスにより達成される結果を明確にする。</p> <p>② これらのプロセスの順序及び相互関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を明確にする。</p> <p style="padding-left: 2em;">別図第3 に「品質マネジメントシステムプロセス関連図」を示す。</p> <p>③ これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために、必要な保安活動の状況を示す指標(該当する安全実績指標を含む。以下「保安活動指標」という。)並びに判断基準及び方法を明確にする。</p> <p>④ これらのプロセスの運用並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保する(責任及び権限の明確化を含む。)。</p> <p>⑤ これらのプロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>⑥ これらのプロセスについて、「7.1 業務の計画」どおりの結果を得るため、かつ、有効性を維持するために必要な処置(プロセスの変更を含む。)を行う。</p> <p>⑦ これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合のとれたものにする。</p> <p>⑧ 意思決定のプロセスにおいて対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるように適切に解決する。これにはセキュリティ対策と原子力の安全に係る対策とが互いに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>⑨ 健全な安全文化を育成し、維持するための取組を実施する。</p> <p>(5) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に係る要求事項への適合に影響</p>	

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(5) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(6) 是正処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>2 統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動の是正処置に関し、品質保証計画に基づき、検出した不適合が再発することを防止するために不適合の原因を除去する必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の是正処置のうち、前条第3項の不適合に関する是正処置を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けた場合には、安全・核セキュリティ統括部長に報告しなければならない。</p> <p>(予防処置)</p> <p>第21条の2 理事長は、予防処置に関し、品質保証計画に次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 起こり得る不適合及びその原因の特定に関すること。</p> <p>(2) 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価に関すること。</p> <p>(3) 必要な処置の決定及び実施に関すること。</p> <p>(4) 採った処置の結果の記録に関すること。</p> <p>(5) 予防処置において実施した活動のレビューに関すること。</p> <p>2 安全・核セキュリティ統括部長、所長、保安管理課長及び施設工務課長は、所掌する保安活動の予防処置に関し、品質保証計画に基づき、起こり得る不適合が発生することを防止するために必要な処置を行わなければならない。</p> <p>3 安全・核セキュリティ統括部長は、第20条第4項の報告及び前条第4項の報告について、品質保証計画に基づき、機構内に必要な予防処置を行う。</p> <p>(品質保証計画の継続的な改善)</p> <p>第22条 理事長は、品質保証計画に基づく品質保証活動が適切に実施されたことを評価するため、年1回以上、マネジメントレビューを実施しなければならない。</p> <p>2 管理責任者は、所掌する品質保証活動を確認し、次の各号に掲げる事項を評価して、マネジメントレビューにおいて理事長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方</p> <p>(3) 保安活動の成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果</p> <p>(4) 是正処置及び予防処置の状況</p> <p>(5) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ</p> <p>(6) 品質保証活動に影響を及ぼす可能性のある変更</p>	<p>を与える保安活動のプロセスを外部委託する場合には、当該プロセスの管理の方法及び程度を「7.4 調達」に従って明確にし、管理する。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p><u>4.2 文書化に関する要求事項</u></p> <p><u>4.2.1 一般</u></p> <p>品質マネジメントシステムに関する文書について、保安活動の重要度に応じて作成し、次の文書体系の下に管理する。</p> <p>また、別図第4に原子炉施設に係る品質マネジメントシステム文書体系を示す。</p> <p style="text-align: center;">別図第4 原子力施設に係る品質マネジメント文書体系図</p> <pre> graph TD     PD[Primary Document] --- SD[Secondary Document]     SD --- TD[Tertiary Document]     TD --- R[Record] </pre> <p>この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</p> <p>二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</p> <p>(1) 品質方針及び品質目標</p> <p>(2) 品質マネジメントシステムを規定する文書(以下「品質マニュアル」という。)</p> <p>(一次文書)</p> <p>本品質マネジメント計画 原子炉施設品質マネジメント計画書</p> <p>(3) この規定が要求する手順及び組織が必要と判断した規則等の文書(二次文書)及び記録</p> <p>(4) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、二次文書以外に組織が必要と判断した指示書、図面等を含む文書(三次文書)及び記録</p> <p><u>4.2.2 品質マニュアル</u></p> <p>理事長は、品質マニュアルとして、次の事項を含む本品質マネジメント計画を策定し、必要に応じ見直し、維持する。また、本品質マネジメント計画の運営を具体化するために、原子炉施設品質マネジメント計画書を作成する。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの適用範囲(適用組織を含む。)</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価、改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムのために作成した文書の参照情報</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(7) 品質保証活動の改善のための提案</p> <p>3 理事長は、マネジメントレビューの結果に応じて、品質保証活動を適切かつ有効に機能させるために、職務に応じた必要な改善事項を、管理責任者、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び担当理事に指示しなければならない。</p> <p>4 理事長は、本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者を通じて前項の指示に対する処置状況を確認し、品質保証計画を継続的に改善しなければならない。</p> <p><u>(文書及び記録の管理)</u></p> <p>第23条 安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、品質保証計画に基づき、文書及び記録の管理の方法に関し、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) この規定に定める保安活動に必要な文書及び記録に関すること。</p> <p>(2) 文書の作成、制定、レビュー、改定、識別、配付、外部文書及び廃止文書に関すること。</p> <p>(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に関すること。</p> <p>2 第7条第1項に掲げる者は、前項に基づき文書及び記録の管理を実施しなければならない。</p> <p><u>(品質保証に係る教育)</u></p> <p>第24条 理事長は、管理責任者に別表第3に掲げる教育を実施させなければならない。</p> <p>2 所長は、内部監査員及び原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、別表第3に掲げる教育を実施し、教育の有効性を評価するとともに、それらの結果を記録しなければならない。</p>	<p>(4) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p> <p>4.2.3 文書管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムで必要とされる文書を管理し、不適切な使用又は変更を防止する。ただし、記録となる文書は、「4.2.4 記録の管理」に規定する要求事項に従って管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、センターの「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる業務に必要な管理の手順を規定する。</p> <p>① 発行前に、適切かどうかの観点から文書の妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>② 文書は定期的に改訂の必要性についてレビューする。また、改訂する場合は、文書作成時と同様の手続で承認する。</p> <p>③ 文書の妥当性のレビュー及び見直しを行う場合は、対象となる実施部門の要員を参加させる。</p> <p>④ 文書の変更内容の識別及び最新の改訂版の識別を確実にする。</p> <p>⑤ 該当する文書の最新の改訂版又は適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。</p> <p>⑥ 文書は、読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。</p> <p>⑦ 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。</p> <p>⑧ 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切に識別し、管理する。</p> <p>⑨ 文書の改訂時等の必要な時に文書作成時に使用した根拠等が確認できるようにする。</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成する記録の対象を明確にし、管理する。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部の「文書及び記録管理要領」を定め、所長は、「原子力第1船原子炉施設 文書及び記録の管理要領」を定め、次に掲げる管理の手順を規定する。</p> <p>① 記録の識別、保管、保護、検索の手順、保管期間及び廃棄に関する必要な管理を行う。</p> <p>② 記録は、読みやすく、容易に識別可能かつ検索可能とする。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>5. 経営者等の責任</u></p> <p><u>5.1 経営者の関与</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムの構築、実施及びその有効性を継続的に改善していることを実証するために、次の事項を行う。</u></p> <p>① <u>品質方針を設定する。</u></p> <p>② <u>品質目標が設定されていることを確実にする。</u></p> <p>③ <u>要員が、健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整える。</u></p> <p>④ <u>マネジメントレビューを実施する。</u></p> <p>⑤ <u>資源が使用できることを確実にする。</u></p> <p>⑥ <u>関係法令・規制要求事項を遵守すること及び原子力の安全を確保することの重要性を、組織内に周知する。</u></p> <p>⑦ <u>保安活動に関して、担当する業務について理解し、遂行する責任を持つことを要員に認識させる。</u></p> <p>⑧ <u>全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようとする。</u></p> <p><u>5.2 原子力の安全の重視</u></p> <p><u>理事長は、原子力の安全の確保を最優先に位置付け、組織の意思決定の際には、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がその他の事由によって損なわれないようにすることを確実にする。</u></p> <p><u>5.3 品質方針</u></p> <p><u>理事長は、次に掲げる事項を満たす品質方針を設定する。これには、安全文化を育成し維持することに関するもの及び施設管理に関する方針を含む。</u></p> <p>① <u>組織の目的及び状況に対して適切である。</u></p> <p>② <u>要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対して責任を持って関与することを含む。</u></p> <p>③ <u>品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。</u></p> <p>④ <u>組織全体に伝達され、理解される。</u></p> <p>⑤ <u>品質マネジメントシステムの継続的な改善に責任を持って関与することを含む。</u></p> <p><u>5.4 計画</u></p> <p><u>5.4.1 品質目標</u></p> <p>(1) <u>理事長は、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長において、毎年度、品質目標(業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要な目標(7.1 (4) (2) 参照)を含む。)が設定されていることを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動の重要度に応じて、品質目標を達成するための計画(7.1 (4) 参照)</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>が作成されることを確実にする。</u></p> <p>(2) <u>品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針と整合がとれていることを確実にする。</u></p> <p><u>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画</u></p> <p>(1) <u>理事長は、4.1項に規定する要求事項を満たすために、品質マネジメントシステムの構築と維持について、本品質マネジメント計画を策定する。</u></p> <p>(2) <u>理事長は、プロセス、組織等の変更を含む品質マネジメントシステムの変更を計画し、実施する場合には、管理責任者を通じて、その変更が品質マネジメントシステムの全体の体系に対して矛盾なく、整合性が取れていることをレビューすることにより確実にする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。</u></p> <p>① <u>変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</u></p> <p>② <u>品質マネジメントシステムの有効性の維持</u></p> <p>③ <u>資源の利用可能性</u></p> <p>④ <u>責任及び権限の割当て</u></p> <p><u>5.5 責任、権限及びコミュニケーション</u></p> <p><u>5.5.1 責任及び権限</u></p> <p><u>理事長は、第7条の組織及び職務について、各組織を通じて全体に周知し、保安活動に関する要員が理解することを確実にする。</u></p> <p><u>また、保安活動に係る業務のプロセスに関する手順となる文書(4.2.1参照)を定めさせ、関係する要員が自らの職務の範囲において、その保安活動の内容について説明する責任を持って業務を遂行するようにする。</u></p> <p><u>5.5.2 管理責任者</u></p> <p>(1) <u>理事長は、監査プロセスにおいては統括監査の職、本部(監査プロセスを除く。)においては安全・核セキュリティ統括部長、センターにおいては担当理事を管理責任者とする。</u></p> <p>(2) <u>管理責任者は、与えられている他の責任と関わりなく、それぞれの領域において次に示す責任及び権限を持つ。</u></p> <p>① <u>品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び維持を確実にする。</u></p> <p>② <u>品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、理事長に報告する。</u></p> <p>③ <u>組織全体にわたって、安全文化を育成し、維持することにより、原子力の安全を確保するための認識を高めることを確実にする。</u></p> <p>④ <u>関係法令を遵守する。</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>5.5.3 管理者</u></p> <p>(1) 理事長は、5.5.1に定める管理者に、所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</p> <p>また、プロセスの責任者として、検査及び試験（8.2.4参照）を所長に代わり事業者検査のプロセスを管理する責任者（以下「独立検査責任者」という。）を置く。</p> <p>① 業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、有効性を継続的に改善する。</p> <p>② 業務に従事する要員の、業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</p> <p>③ 成果を含む業務の実施状況について評価する。</p> <p>④ 健全な安全文化を育成し、維持する取組を促進する。</p> <p>⑤ 関係法令を遵守する。</p> <p>(2) 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。</p> <p>① 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確認するため、業務の実施状況を監視測定する。</p> <p>② 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにする。</p> <p>③ 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達する。</p> <p>④ 要員に、常に問い合わせる姿勢及び学習する姿勢を定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を積極的に行えるようにする。</p> <p>⑤ 要員が、積極的に業務の改善への貢献を行えるようにする。</p> <p>(3) 管理者は、品質マネジメントシステムの有効性を評価し、新たに取り組むべき改善の機会を捉えるため、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、自己評価（安全文化について強化すべき分野等に係るものを含む。）を実施する。</p> <p><u>5.5.4 内部コミュニケーション</u></p> <p>理事長は、組織内のコミュニケーションが適切に行われることを確実にするため、機構に中央安全審査・品質保証委員会を、所長はセンターに品質保証推進委員会を、原子力科学研究所の所長は原子炉施設等安全審査委員会を置く。また、理事長は、マネジメントレビューを通じて、原子炉施設の品質マネジメントシステムの有効性に関する保安に係る情報交換が行われることを確実にする。</p> <p><u>5.6 マネジメントレビュー</u></p> <p><u>5.6.1 一般</u></p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ有効であることを確実にするために、「マネジメントレビュー実施要領」に基づき、年1回以上（年度末及び必要に応じて）、マネジメントレビューを実施する。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>(2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価及び品質方針を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。</p> <p><u>5.6.2 マネジメントレビューへのインプット</u></p> <p>(1) 管理責任者は、マネジメントレビューへのインプット情報として、次の事項を含め報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 内部監査の結果</li> <li>② 組織の外部の者からの意見</li> <li>③ 保安活動に関するプロセスの成果を含む実施状況(品質目標の達成状況を含む。)</li> <li>④ 使用前事業者検査、定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)及び自主検査等の結果</li> <li>⑤ 安全文化を育成し、維持するための取組みの実施状況(安全文化について強化すべき分野等に係る自己評価の結果を含む。)</li> <li>⑥ 関係法令の遵守状況</li> <li>⑦ 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置の状況</li> <li>⑧ 前回までのマネジメントレビューの結果に対する処置状況のフォローアップ</li> <li>⑨ 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更</li> <li>⑩ 改善のための提案</li> <li>⑪ 資源の妥当性</li> <li>⑫ 保安活動の改善のために実施した処置の有効性</li> </ul> <p><u>5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット</u></p> <p>(1) 理事長は、マネジメントレビューのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置を含め、管理責任者に必要な改善を指示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善</li> <li>② 業務の計画及び実施に関連する保安活動の改善</li> <li>③ 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源</li> <li>④ 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善</li> <li>⑤ 関係法令の遵守に関する改善</li> </ul> <p>(2) マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4 参照)。</p> <p>(3) 管理責任者は、(1)項で改善の指示を受けた事項について必要な処置を行う。</p> <p><u>6. 資源の運用管理</u></p> <p><u>6.1 資源の確保</u></p> <p>理事長、安全・核セキュリティ統括部長、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動に必要な次に掲げる資源を明確にし、それぞれの権限及び責任において確保する。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>(1) 人的資源(要員の力量)</p> <p>(2) インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系)</p> <p>(3) 作業環境</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p><u>6.2 人的資源</u></p> <p><u>6.2.1 一般</u></p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、担当理事、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全を確実なものとするため必要とする要員を明確にし、保安に係る組織体制を確保する。</p> <p>(2) 保安に係る各組織の要員には、業務に必要な教育・訓練、技能及び経験を判断の根拠として、力量のある者を充てる。</p> <p>(3) 外部へ業務を委託することで要員を確保する場合には、業務の範囲、必要な力量を明確にすることを確実にする。</p> <p><u>6.2.2 力量、教育・訓練及び認識</u></p> <p>(1) 所長は、要員の力量を確保するために、教育・訓練に関する管理要領を定め、保安活動の重要度に応じて、次の事項を確実に実施する。</p> <p>① 保安に係る業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。</p> <p>② 必要な力量を確保するための教育・訓練又はその他の処置を行う。</p> <p>③ 教育・訓練又はその他の処置の有効性を評価する。</p> <p>④ 要員が、品質目標の達成に向けて自らが行う業務のもつ意味と重要性の認識及び原子力の安全に自らどのように貢献しているかを認識することを確実にする。</p> <p>⑤ 要員の力量及び教育・訓練又はその他の処置についての記録を作成し、管理する。(4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 理事長は、監査員の力量について、「原子力安全監査実施要領」に定める。</p> <p>(3) 安全・核セキュリティ統括部長は、本部における原子力の安全に影響を及ぼす業務のプロセスを明確にし、(1) 項の①から⑤に準じた管理を行う。</p> <p><u>6.3 インフラストラクチャ</u></p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、インフラストラクチャ(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を「7.1 業務の計画」にて明確にし、これを維持管理する。</p> <p><u>6.4 作業環境</u></p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安のために業務に必要な作業環境を「7.1 業務の計画」にて明確にし、運営管理する。なお、この作業環境には、作業場所の放射線量、温度、照度及び狭隘の程度など作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>7. 業務の計画及び実施</u></p> <p><u>7.1 業務の計画</u></p> <p>(1) 所長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等(保安規定に基づく保安活動)について業務に必要なプロセスの計画又は要領(二次文書)を別図第4のとおり策定する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務に必要なプロセスの計画又は要領に基づき、個別業務に必要な計画(三次文書:マニュアル、手引、手順等)を作成して、業務を実施する。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)項の業務の計画は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合性(業務の計画を変更する場合を含む。)を確保する。</p> <p>(4) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画の策定及び変更にあたっては、次の事項のうち該当するものについて個別業務への適用の程度とその内容を明確にする。</p> <p>① 業務の計画の策定又は変更の目的及びそれによって起こり得る結果(原子力の安全への影響の程度及び必要な処置を含む。)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項</p> <p>③ 業務・原子炉施設に特有なプロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性</p> <p>④ 業務・原子炉施設のための使用前事業者検査等、検証、妥当性確認、監視測定並びにこれらの合否判定基準</p> <p>⑤ 業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4 参照)</p> <p>⑥ 業務の計画は、個別業務の運営方法に適した形式で分かりやすいものとする。</p> <p>(6) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスに影響を与えるおそれのある変更については、その変更の必要性を評価し、原子力の安全を確保することの重要性に応じ、変更管理を行う。</p> <p>(7) 総務課長は、原子炉施設の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(6)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p>(8) 安全・核セキュリティ統括部長、契約部長は、本部において原子炉施設等の保安活動を支援するその他業務がある場合、該当する業務のプロセスを明確にし、上記(1)から(6)項に準じて業務の計画を策定し、管理する。</p> <p><u>7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</u></p> <p><u>7.2.1 業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</u></p> <p>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項を「7.1 業務の計画」において明確にする。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>① 業務・原子炉施設に関する法令・規制要求事項      ② 明示はされていないが、業務・原子炉施設に必要な要求事項      ③ 組織が必要と判断する追加要求事項(安全基準等)</p> <p><u>7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー</u></p> <p>(1) 所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。</p> <p>(2) レビューでは、次の事項について確認する。</p> <p>① 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。      ② 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。      ③ 当該組織が、定められた要求事項を満たす能力を持っている。</p> <p>(3) このレビューの結果の記録及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を作成し、管理する。(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。</p> <p><u>7.2.3 外部コミュニケーション</u></p> <p>所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力の安全に関して、組織の外部の者と適切なコミュニケーションを図るために、効果的な方法を明確にし、これを実施する。</p> <p><u>7.3 設計・開発</u></p> <p><u>7.3.1 設計・開発の計画</u></p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発には、設備、施設、ソフトウェア及び原子力の安全のために重要な手順書等に関する設計・開発を含む。</p> <p>(2) 課長は、設計・開発の計画において、次の事項を明確にする。</p> <p>① 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度      ② 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性の確認の方法並びに管理体制      ③ 設計・開発に関する部署及び要員の責任及び権限      ④ 設計・開発に必要な内部及び外部の資源</p> <p>(3) 課長は、効果的なコミュニケーションと責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関与する関係者(他部署を含む。)間のインターフェースを運営管理する。</p> <p>(4) 課長は、設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。</p> <p><u>7.3.2 設計・開発へのインプット</u></p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>(1) 工事等を担当する課長は、原子炉施設の要求事項に関するインプットを明確にし、記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。インプットには次の事項を含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機能及び性能に関する要求事項</li> <li>② 適用可能な場合は、以前の類似した設計から得られた情報</li> <li>③ 適用される法令・規制要求事項</li> <li>④ 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</li> </ul> <p>(2) 課長は、これらのインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまいではなく、かつ、相反することがないようにする。</p> <p>7.3.3 設計・開発からのアウトプット</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発からのアウトプット（機器等の仕様等）は、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式により管理する。また、次の段階に進める前に、承認する。</p> <p>(2) 課長は、設計・開発のアウトプット（機器等の仕様等）は、次の状態とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。</li> <li>② 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。</li> <li>③ 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。</li> <li>④ 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。</li> </ul> <p>7.3.4 設計・開発のレビュー</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の適切な段階において、次の事項を目的として、計画されたとおり（7.3.1 参照）に体系的なレビューを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 設計・開発の結果が要求事項を満たせるかどうかを評価する。</li> <li>② 評価の結果、問題を明確にし、必要な処置を提案する。</li> </ul> <p>(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部署を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発のレビューの結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.5 設計・開発の検証</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットとして与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおり（7.3.1 参照）に検証を実施する。</p> <p>(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発の検証の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する。（4.2.4 参照）。</p> <p>7.3.6 設計・開発の妥当性確認</p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の結果として得られる原子炉施設又は個別業務が、規定された性能、指定された用途又は意図された用途に係る要求事項を満</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1 参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。ただし、当該原子炉施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に、設計・開発の妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 課長は、実行可能な場合はいつでも、原子炉施設を使用又は個別業務を実施するに当たり、あらかじめ、設計・開発の妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 課長は、設計・開発の妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p><u>7.3.7 設計・開発の変更管理</u></p> <p>(1) 工事等を担当する課長は、設計・開発の変更を行った場合は変更内容を識別するとともに、その記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(2) 所長及び課長は、変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。</p> <p>(3) 所長及び課長は、設計・開発の変更のレビューにおいて、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素（材料又は部品）及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を行う。</p> <p>(4) 所長及び課長は、変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録及び必要な処置があればその記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p><u>7.4 調達</u></p> <p>所長は、調達する製品又は役務(以下「調達製品等」という。)の調達を確実にするため、調達に関する管理要領(契約部長が所掌する事項を除く。)を定め、次の事項を管理する。</p> <p>また、契約部長は、供給先の評価・選定に関する要領を定め、本部契約に関する業務を実施する。</p> <p><u>7.4.1 調達プロセス</u></p> <p>(1) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等が規定された調達要求事項に適合することを確実にする。</p> <p>(2) 所長、保安管理課長及び施設工務課長は、保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品等に対する管理の方式と程度を定める。これには、一般産業用工業品を調達する場合は、供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が要求事項に適合していることを確認できるよう管理の方法及び程度を含める。</p> <p>(3) 総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品等を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。また、必要な場合には再評価する。</p> <p>(4) 調達製品等の供給者の選定、評価及び再評価の基準は、センターの調達に関する管理要領及び本部の供給先の評価・選定に関する要領に定める。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>(5) 総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、供給者の評価の結果の記録及び評価によって必要とされた処置があればその記録を作成し、管理する（4.2.4 参照）。</p> <p>(6) 所長は、調達製品等の調達後における、維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者と共有する場合に必要な処置に関する方法をセンターの調達に関する管理要領に定める。</p> <p><u>7.4.2 調達要求事項</u></p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等に関する要求事項を仕様書にて明確にし、必要な場合には、次の事項のうち該当するものを含める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 製品、業務の手順、プロセス及び設備の承認に関する要求事項</li> <li>② 要員の力量(適格性を含む。)確認に関する要求事項</li> <li>③ 品質マネジメントシステムに関する要求事項</li> <li>④ 不適合の報告及び処理に関する要求事項</li> <li>⑤ 安全文化を育成し維持するための活動に関する必要な要求事項</li> <li>⑥ 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な事項</li> <li>⑦ その他調達物品等に関し必要な要求事項</li> </ul> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、前項に加え、調達製品等の要求事項として、供給者の工場等において使用前事業者検査又はその他の活動を行う際、原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関するこを含める。</p> <p>(3) 保安管理課長及び施設工務課長は、供給者に調達製品等に関する情報を伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。</p> <p>(4) 保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等を受領する場合には、調達製品等の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p><u>7.4.3 調達製品等の検証</u></p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品等が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検査又はその他の活動を仕様書に定めて、検証を実施する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品等のリリース（出荷許可）の方法を調達要求事項（7.4.2 参照）の中で明確にする。</p> <p><u>7.5 業務の実施</u></p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画（7.1 参照）に従って、次の事項を実施する。</p> <p><u>7.5.1 個別業務の管理</u></p> <p>所長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子炉施設の運転管理、施設管理、核燃料物質の管理等の保安活動について、個別業務の計画に従って業務を管理された状態で実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含む。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>① 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる。</p> <p>② 必要な時に、作業手順が利用できる。</p> <p>③ 適切な設備を使用している。</p> <p>④ 監視機器及び測定機器が利用でき、使用している。</p> <p>⑤ 監視測定が実施されている(8.2.3 参照)。</p> <p>⑥ 業務のリリース(次工程への引渡し)が規定どおりに実施されている。</p> <p>7.5.2 個別業務に関するプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能な場合には、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。これらのプロセスには、業務が実施されたからでしか不具合が顕在化しないようなプロセスが含まれる。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。</p> <p>(3) 保安管理課長及び施設工務課長は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(4) 保安管理課長及び施設工務課長は、これらのプロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ管理の方法を個別業務の計画の中で明確にする。</p> <p>① プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準</p> <p>② 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量の確認の方法</p> <p>③ 妥当性確認の方法(所定の方法及び手順を変更した場合の再確認を含む。)</p> <p>④ 記録に関する要求事項</p> <p>7.5.3 識別管理及びトレーサビリティ</p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務の計画及び実施の全過程において、監視測定の要求事項に関連して適切な手段で、業務・原子炉施設を識別し、管理する。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、トレーサビリティが要求事項となっている場合には、業務・原子炉施設について固有の識別を管理し、その記録を管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.4 組織外の所有物</p> <p>保安管理課長及び施設工務課長は、管理下にある組織外の所有物のうち原子力の安全に影響を及ぼす可能性のあるものについて、当該機器等に対する紛失、損傷等を防ぐためリスト化し、識別や保護など取扱いに注意を払い、紛失、損傷した場合には記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>7.5.5 調達製品の保存</p> <p>保安管理課長及び施設工務課長は、調達製品の検収後、受入から据付、使用されるまでの間、調達製品を要求事項への適合を維持した状態のまま保存する。この保存には、識別表示、取扱い、包装、保管及び保護を含める。なお、保存は、取替品や予備</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>品にも適用する。</p> <p><u>7.6 監視機器及び測定機器の管理</u></p> <p>監視機器及び測定機器の管理を行う所長は、センターで定めた監視機器及び測定機器の管理要領に従い、次の管理を行う。</p> <p>(1) 保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、実施すべき監視測定を個別業務の計画の中で明確にする。また、そのために必要な監視機器及び測定機器を明確にする。</p> <p>(2) 保安管理課長及び施設工務課長は、監視測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視測定が実施できることを確実にする。</p> <p>(3) 保安管理課長及び施設工務課長は、測定値の正当性を保証しなければならない場合には、測定機器に関し、次の事項を満たすようにする。</p> <p>① 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレース可能な計量標準に照らして校正又は検証する。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>② 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。</p> <p>③ 校正の状態が明確にできる識別をする。</p> <p>④ 測定した結果が無効になるような操作ができるないようにする。</p> <p>⑤ 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。</p> <p>(4) 保安管理課長及び施設工務課長は、測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4.2.4 参照)。</p> <p>また、その機器及び影響を受けた業務・原子炉施設に対して、適切な処置を行う。</p> <p>(5) 保安管理課長及び施設工務課長は、監視機器及び測定機器の校正及び検証の結果の記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 保安管理課長及び施設工務課長は、規定要求事項にかかる監視測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には、そのコンピュータソフトウェアを組み込んだシステムが意図した監視測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。</p> <p><u>8. 評価及び改善</u></p> <p><u>8.1 一般</u></p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次の事項のために必要となる監視測定、分析、評価及び改善のプロセスを「8.2 監視及び測定」から「8.5 改善」に従って計画し、実施する。なお、改善のプロセスには、関係する管理者等を含めて改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>① 業務に対する要求事項の適合を実証する。</p> <p>② 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。</p> <p>③ 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(2) 監視測定の結果は、必要な際に、要員が利用できるようにする。</p> <p><u>8.2 監視及び測定</u></p> <p><u>8.2.1 組織の外部の者の意見</u></p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、 保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施 状況の測定の一つとして、原子力の安全を確保しているかどうかに関して組織の 外部の者がどのように受け止めているかの情報を外部コミュニケーション(7.2.3 参照)により入手し、監視する。</p> <p>(2) この情報は、分析し、マネジメントレビュー等による改善のための情報に反映す る。</p> <p><u>8.2.2 内部監査</u></p> <p>(1) 理事長は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを確認 するため、毎年度1回以上、内部監査の対象業務に関与しない要員により、統括監 査の職に内部監査を実施させる。</p> <p>① 4.2.2 品質マニュアルにおいて定める品質マネジメント計画書</p> <p>② 実効性のある実施及び実効性の維持</p> <p>(2) 理事長は、内部監査の判定基準、監査対象、頻度、方法及び責任を定める。</p> <p>(3) 理事長は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセス、その他の領域 (以下「領域」という。)の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内 部監査の対象を選定するとともに、内部監査に関する基本計画を策定し、実施させ ることにより、内部監査の実効性を維持する。また、統括監査の職は、前述の基本 計画を受けて実施計画を策定し内部監査を行う。</p> <p>(4) 統括監査の職は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)の選定及び 内部監査の実施において、客観性及び公平性を確保する。</p> <p>(5) 統括監査の職は、内部監査員に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関す る内部監査をさせない。</p> <p>(6) 理事長は、監査に関する計画の作成及び実施並びに監査結果の報告並びに記録の 作成及び管理について、その責任及び権限並びに監査に係る要求事項を「原子力安 全監査実施要領」に定める。</p> <p>(7) 統括監査の職は、理事長に監査結果を報告し、内部監査の対象として選定された 領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者は、前項において不 適合が発見された場合には、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>講じるとともに、当該措置の検証を行い、それらの結果を統括監査の職に報告する。</p> <p><u>8.2.3 プロセスの監視測定</u></p> <p>(1) 理事長、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視測定を行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">この監視測定の対象には機器等及び保安活動に係る不適合についての強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視測定の方法には、次の事項を含める。</p> <p class="list-item-l1">① 監視測定の時期</p> <p class="list-item-l1">② 監視測定の結果の分析及び評価の方法</p> <p>(2) これらの実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。</p> <p>(4) 所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、プロセスの監視測定の状況について情報を共有し、その結果に応じて、保安活動の改善のために、必要な処置を行う。</p> <p>(5) 計画どおりの結果が達成できない又は達成できないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、適切に、修正及び是正処置を行う。</p> <p><u>8.2.4 検査及び試験</u></p> <p>所長は、法に基づき事業者が行う使用前事業者検査等を行う場合の検査体制(検査委員会)を設置し、独立検査責任者を指名する。また、所長は、検査・試験の管理要領を定め、独立検査責任者及び課長は次の事項を管理する。</p> <p>(1) 独立検査責任者及び課長は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、個別業務の計画(7.1 参照)に従って、適切な段階で使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 検査及び試験の合否判定基準への適合の証拠となる使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、管理する (4.2.4 参照)。</p> <p>(3) 記録には、リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した者を明記する。</p> <p>(4) 個別業務の計画で決めた検査及び試験が支障なく完了するまでは、当該機器等や原子炉施設を運転、使用しない。ただし、当該の権限をもつ者が、個別業務の計画に定める手順により承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 独立検査責任者は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないよう検査する要員の独立性を確保する。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、保安管理課長及び施設工務課長は、自主検査等の検査及び試験要員の独立性について、これを準用する。</p> <p><u>8.3 不適合管理</u></p> <p>安全・核セキュリティ統括部長又は所長は、不適合の処理に関する管理の手順及びそ</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>れに関する責任と権限を、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置され、運用されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。</p> <p>(2) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、次のいずれかの方法で不適合を処理する。</p> <p>① 不適合を除去するための処置を行う。</p> <p>② 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響を評価し、当該業務や機器等の使用に関する権限を持つ者が、特別採用によって、その使用、リリース(次工程への引渡し)又は合格と判定することを正式に許可する。</p> <p>③ 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。</p> <p>④ 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。</p> <p>(3) 不適合を除去するための処置を施した場合は、要求事項への適合性を実証するための検証を行う。</p> <p>(4) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、不適合の性質の記録及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を作成し、管理する(4.2.4参照)。</p> <p>(5) 所長は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、事故故障等を含む不適合をその内容に応じて、「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定める不適合の公開の基準に従い、情報の公開を行う。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長は、前項の情報の公開を受け、不適合に関する情報をホームページに公開する。</p> <p>8.4 データの分析及び評価</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の不適合管理等の情報源からのデータを含める。</p> <p>(2) 前項のデータの分析及びこれらに基づく評価を行い、次の事項に関連する改善のための情報を得る。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>① 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析より得られる知見(8.2.1 参照)</p> <p>② 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>③ 是正処置の機会を得ることを含む、プロセス及び原子炉施設の特性及び傾向(8.2.3 及び 8.2.4 参照)</p> <p>④ 供給者の能力(7.4 参照)</p> <p><u>8.5 改 善</u></p> <p><u>8.5.1 繼続的改善</u></p> <p>理事長、管理責任者、安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの有効性向上させるために継続的に改善する。</p> <p><u>8.5.2 是正処置等</u></p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、不適合及びその他の事象の是正処置の手順(根本的な原因を究明するための分析に関する手順を含む。)に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、検出された不適合及びその他の事象(以下「不適合等」という。)の再発防止のため、原子力の安全に及ぼす影響に応じて、不適合等の原因を除去する是正処置を行う。</p> <p>(2) 是正処置の必要性の評価及び実施について、次に掲げる手順により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 不適合等のレビュー及び分析</li> <li>② 不適合等の原因(関連する要因を含む。)の特定</li> <li>③ 類似の不適合等の有無又は当該不適合等が発生する可能性の明確化</li> <li>④ 必要な処置の決定及び実施</li> <li>⑤ とった是正処置の有効性のレビュー</li> </ul> <p>(3) 必要に応じ、次の事項を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 計画において決定した保安活動の改善のために実施した処置の変更</li> <li>② 品質マネジメントシステムの変更</li> </ul> <p>(4) 原子力の安全に及ぼす影響が大きい不適合に関しては、根本的な原因を究明するための分析の手順に従い、分析を実施する。</p> <p>(5) 全てのは是正処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>(6) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、複数の不適合等の情報について、必要により類似する事象を抽出し、分析を行い、その結果から共通する原因が認められた場合、適</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第25条 原子炉施設から環境へ放送出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）及び液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第26条 原子炉施設において発生した放射性廃棄物に係る措置は、当該放射性廃棄物を発させた課長又は施設工務課長が行う。</p> <p>2 放射性廃棄物の施設工務課長への引取りの依頼は、当該放射性廃棄物を発させた課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第27条 前条第2項の依頼に係る放射性廃棄物の引取りのための運搬は施設工務課長が行う。</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p>	<p>切な処置を行う。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>安全・核セキュリティ統括部長及び所長は、他の原子炉施設等から得られた知見を保安活動に反映するために未然防止処置の手順に関して、本部は「不適合管理並びに是正及び未然防止処置要領」に、センターは「原子力第1船原子炉施設 不適合管理並びに是正処置及び未然防止処置要領」に定め、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 安全・核セキュリティ統括部長、統括監査の職、契約部長、所長、総務課長、保安管理課長及び施設工務課長は、原子力施設及びその他の施設の運転経験等の知見（核燃料物質の使用等に係る技術情報を含む。）を収集し、起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げる手順により、未然防止処置を行う。</p> <p>この活用には、得られた知見や技術情報を他の原子炉設置者と共有することも含む。</p> <p>① 起こり得る不適合及びその原因についての調査</p> <p>② 不適合の発生を予防するための処置の必要性の評価</p> <p>③ 必要な処置の決定及び実施</p> <p>④ とった未然防止処置の有効性のレビュー</p> <p>(2) 全ての未然防止処置及びその結果に係る記録を作成し、管理する(4.2.4 参照)。</p> <p>第4章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物の廃棄及び管理)</p> <p>第16条 原子炉施設から環境へ放送出する気体状放射性廃棄物（以下「気体廃棄物」という。）及び液体状放射性廃棄物（以下「液体廃棄物」という。）の廃棄及び管理は、施設工務課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第17条 原子炉施設において発生した放射性廃棄物に係る措置は、当該放射性廃棄物を発させた課長又は施設工務課長が行う。</p> <p>2 放射性廃棄物の施設工務課長への引取りの依頼は、当該放射性廃棄物を発させた課長が行う。</p> <p>(放射性廃棄物の運搬)</p> <p>第18条 前条第2項の依頼に係る放射性廃棄物の引取りのための運搬は施設工務課長が行う。</p> <p>第5章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p>	<p>条文番号の繰り上げ 以下、同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(核燃料物質によって汚染された物の運搬)</p> <p>第28条 核燃料物質によって汚染された物の原子炉施設外での運搬は、搬出側の原子炉施設で管理していた課長が行う。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第29条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第4に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画及び第24条に定める品質保証に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第4の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、別表第4の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第30条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施し</p>	<p>(核燃料物質によって汚染された物の運搬)</p> <p>第19条 核燃料物質によって汚染された物の原子炉施設外での運搬は、搬出側の原子炉施設で管理していた課長が行う。</p> <p>第6章 保安教育及び保安訓練</p> <p>(保安教育実施計画)</p> <p>第20条 所長は、原子炉施設の保安活動を行う者に対し、別表第2に定める保安教育を実施するため、保安教育の項目、内容及び実施時期を記載した保安教育実施計画を年度毎に作成し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の保安教育実施計画に関する教育を行うため、教育受講対象者を記載した課保安教育実施計画を作成しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の課保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施しなければならない。</p> <p>4 課長は、当該年度において別表第2の保安教育実施方針に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者に対しては、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>5 課長は、前項に基づき保安教育の免除をするにあたっては、保安教育を実施した者の証明を確認しなければならない。</p> <p>6 所長は、当該施設に係る業務に新たに従事する者に対しては、第2項に定める教育を終了した後でなければ当該施設に係る業務に従事させてはならない。</p> <p>7 所長は、放射線業務従事者のうち原子炉施設の緊急作業に従事する者（以下「緊急作業従事者」という。）として選定を受けようとする者に対して、別表第2の2に定める緊急作業についての教育を実施しなければならない。ただし、同表に定める教育内容と同等以上と認められる教育を他の事業所等で受けた者については、その受講内容に応じた教育を免除することができる。</p> <p>8 保安管理課長及び施設工務課長は、第3項及び前項に基づく教育の実施結果を、所長に報告しなければならない。</p> <p>(保安訓練)</p> <p>第21条 所長は、毎年度、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、非常事態を想定した総合訓練を実施しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長及び施設工務課長は、毎年度2回以上、原子炉施設の保安活動を常時行う者に対し、消火訓練、通報訓練、招集訓練、避難訓練等の保安上必要な訓練を実施し</p>	<p>表番号繰り上げ 以下、同様</p> <p>該当条文削除</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>なければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第4の3に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 非常の場合に<u>採るべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第31条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のありうる事象、第42条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</li> <li>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</li> <li>(3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立</li> <li>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</li> </ul> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第29条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</li> <li>(2) 第30条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</li> </ul> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置</p> <p>(通報)</p> <p>第32条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための</p>	<p>なければならない。</p> <p>3 所長は、緊急作業従事者として選定を受けようとする者に対し、別表第2の3に定める緊急作業についての訓練を実施しなければならない。また、選定後は、毎年度1回以上、訓練を実施しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前2項の保安訓練の実施結果を所長に報告しなければならない。なお、前2項の保安訓練は、第1項の総合訓練と同等の項目については兼ねることができる。</p> <p>第7章 非常の場合に<u>講ずべき措置</u></p> <p>第1節 事前の措置</p> <p>(事前の措置)</p> <p>第22条 所長は、非常の場合（火災等社会的影響のありうる事象、第33条に定める事象及び別表第1に定める非常事態に該当する事象（以下「法令報告事象等」という。）が発生した場合）に対処するため、あらかじめ次の各号に掲げる措置を講じておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現地対策本部の体制の確立及び事故対策活動要員の確保</li> <li>(2) 通信連絡機器、防護具、放射線測定機器等事故対策活動用品の整備</li> <li>(3) 機構内及び関係機関への通報連絡系統の確立</li> <li>(4) センター周辺の人口分布、道路等の社会環境の状況、放射能影響範囲等の事前調査及びその資料の整備</li> </ul> <p>2 所長は、緊急作業従事者を選定する場合は、次の各号に掲げる全ての要件に該当することを確認した上で、選定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第20条第7項に定める教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を理事長に書面で申し出た者であること。</li> <li>(2) 第21条第3項に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</li> </ul> <p>第2節 通報及び現地対策本部の設置</p> <p>(通報)</p> <p>第23条 原子炉施設又はその周辺の区域において、異常を発見した者は、周辺に居る者にこれを周知するとともに、施設工務課長又は保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長又は保安管理課長は、前項の通報を受けたときは、それぞれ保安管理課長又は施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項又は前項の通報を受けたときは、その拡大を防止するための</p>	法令及び規則の改正に伴う記載の変更

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第33条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p>	<p>措置を講ずるとともに、その状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第1項又は第2項の通報を受けその状況が法令報告事象等に該当すると判断した場合は、直ちに、該当事象に関する第一報を、理事長及びあらかじめ定めた関係機関に通報しなければならない。</p> <p>(現地対策本部の設置)</p> <p>第24条 所長は、前条第3項の通報を受けたときは、直ちに、現地対策本部を設置しなければならない。</p> <p>2 現地対策本部の本部長は、所長をもってあてる。</p> <p>3 現地対策本部長は、事故現場防護組織が行う事故原因の除去、拡大防止等の措置について、必要に応じ指示、助言を行うものとする。</p> <p>4 現地対策本部長は、事故・故障等に係る情報を収集し、前条第4項の通報先に適宜通報しなければならない。</p>	
<p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第34条 所長は、第32条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第32条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第35条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第36条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行なわなければならない。</p> <p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p>	<p>第3節 非常事態における活動</p> <p>(非常体制又は警戒体制の設定)</p> <p>第25条 所長は、第23条第3項の通報を受けた場合において、その状況が別表第1に定める非常事態に該当すると認めるときは非常体制を、非常事態に発展するおそれがあると認めるときは警戒体制を設定しなければならない。</p> <p>2 課長は、第23条第1項又は第2項の通報を受けた場合において、非常体制又は警戒体制を設定すべき状況と認め、かつ緊急を要する場合は、前項に係らず、非常体制又は警戒体制を設定することができる。</p> <p>(理事長への通報)</p> <p>第26条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制を設定した場合は、理事長に通報しなければならない。</p> <p>(非常事態における活動)</p> <p>第27条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制が設定された場合、人命救助、事故原因の除去、拡大防止、避難誘導等の防護活動を行なわなければならない。</p> <p>2 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を確認し、所要の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間</p> <p>(2) 緊急作業の内容</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(3) 周辺線量を低くするための措置          (4) 必要とする個人線量計及び防護具          (5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。          ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間          (2) 緊急作業の内容          (3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名          (4) 線量を低くするための措置          (5) 必要とする個人線量計及び防護具          (6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第37条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p>	<p>(3) 周辺線量を低くするための措置          (4) 必要とする個人線量計及び防護具          (5) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>3 緊急作業従事者の所属する課の課長は、職員を緊急作業に従事させるときは、保安管理課長と協議の上、次の各号に掲げる事項を記載した緊急作業計画を作成し、その計画に対して廃止措置施設保安主務者の同意を得たのち所長の承認を得なければならない。          ただし、人命の救助等極めて緊急を要する場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 緊急作業場所及び緊急作業期間          (2) 緊急作業の内容          (3) 緊急作業責任者及び緊急作業従事者の氏名          (4) 線量を低くするための措置          (5) 必要とする個人線量計及び防護具          (6) 緊急作業に係る計画線量</p> <p>4 緊急作業従事者の所属する課長は、前項ただし書により緊急作業を行った場合は、廃止措置施設保安主務者及び所長にその旨を報告しなければならない。</p> <p>5 所長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業に係る業務に従事後1か月以内ごとに1回及び緊急作業に係る業務から離れる際に1回、医師による健康診断を受診させなければならない。</p> <p>(非常体制又は警戒体制の解除及び現地対策本部の解散)</p> <p>第28条 現地対策本部長は、非常体制又は警戒体制の設定要件が除去されたと判断した場合は、非常体制又は警戒体制を解除するものとする。</p> <p>2 現地対策本部長は、事故・故障等の事象が収束又は安定し、事故原因の究明及び復旧対策等について、通常組織によって対応できると認めるときは、現地対策本部を解散するものとする。</p>	
<p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(放射線管理)</p> <p>第38条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の出入管理及び被ばく管理については、第2編第2章第2節及び同編第3章の規定を準用する。</p> <p>3 施設工務課長は、職員等以外の見学者等を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を付き添わせなければならない。</p>	<p>第8章 職員等以外の者に対する保安措置及び放射線管理</p> <p>(放射線管理)</p> <p>第29条 所長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者に対する放射線管理上の遵守事項をあらかじめ定めておかなければならない。</p> <p>2 職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の出入管理及び被ばく管理については、第2編第2章第2節及び同編第3章の規定を準用する。</p> <p>3 施設工務課長は、職員等以外の見学者等を管理区域に立ち入らせるときは、保安上必要な注意を与えるとともに、放射線業務従事者である職員等を付き添わせなければならない。</p>	

## 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>4 所長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) この規定その他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>5 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等を守らせるため必要な監督及び指導を行わなければならない。</p> <p>6 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、あらかじめ第4項第2号に規定する資料を検討し、必要があると認めるときは、放射線管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>7 課長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の被ばく管理を行うために線量の通知票の送付を受けたときは、その者の所属する会社又は団体等を通じて、当該通知票を本人に交付しなければならない。ただし、送付にあたっては、保安管理課長に依頼することができる。</p>	<p>4 所長は、管理区域内の作業を職員等以外の者に行わせる契約の締結等にあたっては、次の各号に掲げる措置を講じること。</p> <p>(1) この規定その他作業に必要な保安上の注意事項を遵守させること。</p> <p>(2) 管理区域内での作業に従事する者の被ばく管理に必要な資料を提出させること。</p> <p>5 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、前項第1号の遵守事項等を守らせるため必要な監督及び指導を行わなければならない。</p> <p>6 課長は、管理区域内において職員等以外の者に作業を行わせるときは、あらかじめ第4項第2号に規定する資料を検討し、必要があると認めるときは、放射線管理上の措置を講じなければならない。</p> <p>7 課長は、職員等以外の者で管理区域に立ち入る者の被ばく管理を行うために線量の通知票の送付を受けたときは、その者の所属する会社又は団体等を通じて、当該通知票を本人に交付しなければならない。ただし、送付にあたっては、保安管理課長に依頼することができる。</p>	
<p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第39条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく<u>別表第5</u>に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第23条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第40条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第41条 保安管理課長は、法第67条及び試験炉規則第18条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>第9章 記録及び報告</p> <p>(記録及び保存)</p> <p>第30条 原子炉施設の保安に関する記録は、試験炉規則第6条に基づく<u>別表第3</u>に示すところにより記録し保存しなければならない。</p> <p>2 この規定に定める保安（保安規定の遵守状況を含む。）に関する記録は、<u>第15条</u>に定める文書及び記録の管理の方法に基づき記録し、保存しなければならない。</p> <p>(業務報告)</p> <p>第31条 施設工務課長は、四半期ごとに、所管する施設について、次の各号に掲げる事項を、所長に報告するとともに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(1) 廃止措置に係る保安の状況</p> <p>(2) 官庁検査の実施状況及び指摘事項の内容</p> <p>(3) 放射性廃棄物の廃棄の状況</p> <p>(4) 放射線被ばく又は汚染の状況</p> <p>(5) 異常の発生及びその処置の状況</p> <p>(6) 原子炉施設の保安活動を行う者に対する保安教育の実施状況</p> <p>(一般報告)</p> <p>第32条 保安管理課長は、法第67条及び試験炉規則第18条第1項に定める放射線管理等報告書を作成し、所長の承認を得るとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第<u>42</u>条 課長は、所管する原子炉施設において、試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長<u>及び</u>関係機関に報告しなければならない。</p>	<p>2 所長は、前項の報告書を理事長に提出しなければならない。</p> <p>(故障等の報告)</p> <p>第<u>33</u>条 課長は、所管する原子炉施設において、試験炉規則第16条の14第1項に定める事象が発生した場合には、その旨を所長及び廃止措置施設保安主務者に報告しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項に定める報告を受けた場合は、速やかに報告書を作成し、担当理事の確認を受けた後に、理事長に報告しなければならない。</p>	報告先の適正化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行		変 更 案		備 考
別表第1 非常事態（第3条第 <u>11</u> 号、第 <u>31</u> 条、第 <u>34</u> 条第1項関係）		別表第1 非常事態（第3条第 <u>10</u> 号、第 <u>22</u> 条、第 <u>25</u> 条第1項関係）		
区分	事 項	区分	事 項	
周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態	周辺監視区域内	(1) 異常な空気汚染が当該汚染区域に密閉し得ず、他の区域又は建物外に拡大する事態 (2) 異常な床面（地面）汚染が当該汚染区域に固定し得ず、他の区域に短時間に拡大する事態 (3) 前各号に掲げるもののほか、通常組織をもって防護措置を講ずることの困難な事態又は速やかに周辺監視区域内に在るすべての者若しくは相当数の者に報知する必要のある事態	
周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）	周辺監視区域外	機構又は機構から受託した者の核燃料物質によって汚染された物の運搬に起因する周辺監視区域外における汚染事故（運搬者が自ら措置できるような軽微なものを除く。）	条番号の変更に伴う記載の適正化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行											変 更 案			備 考
<u>表第2 各職位とこの規定で定める保安活動及び品質保証活動との関連（第7条第2項関係）</u>											(削る)			各職位の活動は条文で明確化
職位	保安活動及び品質保証活動	文書及び記録	運転管理	保守管理	理	核燃料物質によつて汚染された物の管	放射線管理	放射性廃棄物の管	非常の場合に採るべき措置	検査及び試験	内部監査	不適合管理並びに是正及び予防処置	マネジメントレビュー	
理事長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○		
監査プロセスの管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
統括監査の職	○	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	
本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	
安全・核セキュリティ統括部長	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○
センターの管理責任者	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
所長	○	—	—	—	—	—	—	○	○	○	—	○	—	
保安管理課長	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	—	○	—	
施設工務課長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																														
<p style="text-align: center;"><u>別表第3 品質保証に関する教育（第24条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 10%;">項目</th> <th style="text-align: center;">対象者</th> <th style="text-align: center;">原子炉施設に関する保安活動を常時行う者<sup>*1</sup></th> <th style="text-align: center;">管理責任者</th> <th style="text-align: center;">内部監査員</th> <th style="text-align: center;">頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">品質保証計画</td> <td style="text-align: center;">0.5時間以上<sup>*2</sup></td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">0.5時間以上<sup>*3</sup></td> <td style="text-align: center;">策定及び改定の都度<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">品質保証活動に必要な文書及び記録の書式</td> <td style="text-align: center;">0.5時間以上<sup>*2</sup></td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">0.5時間以上<sup>*3</sup></td> <td style="text-align: center;">策定及び改定の都度<sup>*4</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">品質保証に関する知識</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">一日以上<sup>*5</sup></td> <td style="text-align: center;">一日以上<sup>*5</sup></td> <td style="text-align: center;">就任時<sup>*6</sup></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">内部監査の実施方法</td> <td style="text-align: center;">_____</td> <td style="text-align: center;">一日以上<sup>*5</sup></td> <td style="text-align: center;">一日以上<sup>*5</sup></td> <td style="text-align: center;">就任又は指名時<sup>*6</sup></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 原子炉施設に関する保安活動を常時行う者の対象者は、職員等及び職員等以外の者（年間契約に基づき常時立ち入る作業員）とする。</p> <p>* 2 内部監査員として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>* 3 原子炉施設に関する保安活動を常時行う者として教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>* 4 部分改定の場合は、本表に規定する教育時間にかかわらず、回覧等による周知に代えることができる。</p> <p>* 5 就任又は指名前に相当以上の教育を受けた場合は、免除する。</p> <p>* 6 就任又は指名時に教育ができない場合は、速やかに実施する。</p>	項目	対象者	原子炉施設に関する保安活動を常時行う者 <sup>*1</sup>	管理責任者	内部監査員	頻度	品質保証計画	0.5時間以上 <sup>*2</sup>	_____	0.5時間以上 <sup>*3</sup>	策定及び改定の都度 <sup>*4</sup>		品質保証活動に必要な文書及び記録の書式	0.5時間以上 <sup>*2</sup>	_____	0.5時間以上 <sup>*3</sup>	策定及び改定の都度 <sup>*4</sup>		品質保証に関する知識	_____	一日以上 <sup>*5</sup>	一日以上 <sup>*5</sup>	就任時 <sup>*6</sup>		内部監査の実施方法	_____	一日以上 <sup>*5</sup>	一日以上 <sup>*5</sup>	就任又は指名時 <sup>*6</sup>		(削る)	該当条文削除
項目	対象者	原子炉施設に関する保安活動を常時行う者 <sup>*1</sup>	管理責任者	内部監査員	頻度																											
品質保証計画	0.5時間以上 <sup>*2</sup>	_____	0.5時間以上 <sup>*3</sup>	策定及び改定の都度 <sup>*4</sup>																												
品質保証活動に必要な文書及び記録の書式	0.5時間以上 <sup>*2</sup>	_____	0.5時間以上 <sup>*3</sup>	策定及び改定の都度 <sup>*4</sup>																												
品質保証に関する知識	_____	一日以上 <sup>*5</sup>	一日以上 <sup>*5</sup>	就任時 <sup>*6</sup>																												
内部監査の実施方法	_____	一日以上 <sup>*5</sup>	一日以上 <sup>*5</sup>	就任又は指名時 <sup>*6</sup>																												

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行						変 更 案						備 考		
保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外		保安教育項目 (教育時間数)	教育内容	放射線業務従事者		放射線業務従事者以外		別表第3の削除に伴う表番号の繰り上げ及び条番号の変更に伴う記載の適正化 以下、同じ		
		職員等	職員等以外	職員等	職員等以外			職員等	職員等以外	職員等	職員等以外			
関係法令及び保安規定に関すること (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○	関係法令及び保安規定に関すること (1時間以上)	原子力関連の法令概要に関すること。	△	△	△	△	○	別表第3の削除に伴う表番号の繰り上げ及び条番号の変更に伴う記載の適正化 以下、同じ
	本規定の保安管理体制、品質保証、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎		本規定の保安管理体制、保安教育、記録及び報告等に関すること。	◎	◎	◎	◎	◎	
原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること *1 (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。	◎	◎	○	○	○	原子炉施設の構造、性能及び運転に関すること *1 (2.5時間以上)	主要な設備の構造、機能、性能に関すること。	◎	◎	○	○	○	品質マネジメントの教育の明確化
	主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。							主要な設備の運転管理及び保守管理に関すること。						
	異常時の措置に関すること。							異常時の措置に関すること。						
放射線管理に関すること *2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	放射線管理に関すること *2 (2時間以上)	管理区域等の区分及び入退域管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	品質マネジメントの教育の明確化
	管理区域内の遵守事項等に関すること。							管理区域内の遵守事項等に関すること。						
	放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	△	△	△	×	×		放射線等の測定、監視及び防護に関すること。	△	△	△	×	×	
	一般物品の搬出管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×		一般物品の搬出管理に関すること。	◎	◎	◎	×	×	
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *2 (1.5時間以上)	核燃料物質によって汚染された物の種類、性状等に関すること。	◎	◎	○	×	×	核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること *2 (1.5時間以上)	核燃料物質によって汚染された物の種類、性状等に関すること。	◎	◎	○	×	×	品質マネジメントの教育の明確化
	核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法等に関すること。							核燃料物質によって汚染された物の運搬、貯蔵、廃棄の作業の方法等に関すること。						
非常の場合に採るべき処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講すべき処置の概要に関すること。	◎	◎	◎	◎	○	非常の場合に採るべき処置に関すること (1時間以上)	非常の場合に講すべき処置の概要に関すること。	◎	◎	◎	◎	○	

注記

注記

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>1 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数の教育を実施する。</p> <p>2 放射線業務従事者の職員等以外の者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎：全員が教育の対象</li> <li>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。）</li> <li>△：第29条第4項に掲げる者は免除することができる項目</li> <li>×：対象外</li> </ul> <p>*1：廃止措置期間中の原子炉施設の廃止措置に関すること</p> <p>*2：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p>	<p>1 各項目は毎年度1回以上実施する。ただし、変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数の教育を実施する。</p> <p>2 放射線業務従事者の職員等以外の者において、長期とは年間契約に基づく作業員を、短期とはその他の契約の作業員をいう。短期の放射線業務従事者及び放射線業務従事者以外の者に対する教育時間は、業務に応じた時間数とする。</p> <p>凡例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎：全員が教育の対象</li> <li>○：業務に関連する者が対象（業務に応じ省略することができる。）</li> <li>△：第20条第4項に掲げる者は免除することができる項目</li> <li>×：対象外</li> </ul> <p>*1：廃止措置期間中の原子炉施設の廃止措置に関すること</p> <p>*2：放射線業務従事者の指定教育受講状況に応じて省略ができる項目</p>	

別表第4の2 緊急作業従事者選定前教育（第29条第7項関係）

分類	時間数	項目
緊急作業についての 教育	1.5 時間以 上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）
	1 時間以 上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
	0.5 時間以 上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
	0.5 時間以 上	4. 関係法令

注記

各項目の変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。

別表第4の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第30条第3項関係）

分類	時間数	項目
緊急作業についての訓練	1.5 時間以 上	1. 緊急作業の方法
	1.5 時間以 上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い

別表第2の2 緊急作業従事者選定前教育（第20条第7項関係）

分類	時間数	項目
緊急作業についての 教育	1.5 時間以 上	1. 緊急作業の方法に関する知識（放射線防護措置の教育を含む。）
	1 時間以 上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識
	0.5 時間以 上	3. 放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
	0.5 時間以 上	4. 関係法令

注記

各項目の変更・改正があったときは、その都度、変更・改正内容に応じた時間数又は項目に沿った教育を行う。

別表第2の3 緊急作業従事者選定前及び選定後訓練（第21条第3項関係）

分類	時間数	項目
緊急作業についての訓練	1.5 時間以 上	1. 緊急作業の方法
	1.5 時間以 上	2. 緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行						変 更 案						備 考		
記 録 事 項	記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号			記録すべき場合	保存期間	記録責任者	保存責任者	保安規定各編の該当条番号		
					1編	2編	3編					1編	2編	3編
1. 原子炉施設の検査記録 イ 法第28条第1項の規定による使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	施設管理者	施設管理者	該当なし *1			確認の都度	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第24条
ロ 法第29条第1項の規定による施設定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	施設管理者	施設管理者	該当なし *1			施設管理の実施の都度	施設管理を実施した試験研究用等原子炉施設を解体又は廃棄した後5年が経過するまでの期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第20条の2
ハ 試験炉規則第10条の規定による施設定期自主検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査のときまでの期間	施設管理者	施設管理者	該当なし	第36条	第22条	評価の都度	評価を実施した試験研究用等原子炉施設の施設管理方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画(設備保全整理表及び検査要否整理表)の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第20条の3

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行						変 更 案						備 考
2. 運転記録						2. 運転記録(法第43条の3の2第2項の認可を受け、燃料体が炉心から取り出されている場合を除く。)						
イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	10年間	—	—	該当なし	イ 熱出力並びに炉心における中性子束密度及び温度	運転中連続して	10年間	—	—	該当なし	
ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年間	—	—	該当なし	ロ 原子炉本体の入口及び出口における冷却材の温度、圧力及び流量	運転中1時間ごと	10年間	—	—	該当なし	
ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	1年間	—	—	該当なし	ハ 制御材の位置	運転中1時間ごと	1年間	—	—	該当なし	
ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	1年間	—	—	該当なし	ニ 再結合装置内の温度	運転中1時間ごと	1年間	—	—	該当なし	
ホ 原子炉(法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	—	—	該当なし	ホ 原子炉(法第43条の3の2第2項の認可を受けたものを除く。)に使用している冷却材及び減速材(流体の場合に限る。)の純度並びにこれらの毎日の補給量	毎日1回	1年間	—	—	該当なし	
ヘ 原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	—	—	該当なし	ヘ 原子炉(臨界実験装置を除く。)内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	取出後10年間	—	—	該当なし	
ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	1年間	—	—	該当なし	ト 原子炉(臨界実験装置に限る。)内における燃料体、減速材、反射材及び原子核分裂の連鎖反応の反応度を変化させる実験のために挿入する物質の種類、数量及び配置	配置又は配置替えの都度	1年間	—	—	該当なし	
チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	1年間	—	—	該当なし	チ 運転開始前及び運転停止後の原子炉施設の点検	開始及び停止の都度	1年間	—	—	該当なし	
リ 運転開始、臨界到達、運	その都度	1年間	—	—	該当なし	リ 運転開始、臨界到達、運	その都度	1年間	—	—	該当なし	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行								変 更 案								備 考
転切替え、緊急しや断及び運転停止の時刻								転切替え、緊急しや断及び運転停止の時刻								
ヌ 故報装置から発せられた警報の内容 *3	その都度	1年間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第7条 第31条	ヌ 故報装置から発せられた警報の内容 *3	その都度	1年間	施設管理者	施設管理者	該当なし	該当なし	第7条 第31条	
ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	1年間	—	—	該当なし			ル 運転責任者及び運転員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻及び交代時の引継事項	運転開始及び交代の都度	1年間	—	—	該当なし			
3. 燃料体の記録								3. 燃料体の記録 <u>(試験炉規則第16条の6第1項第6号の性能維持施設が存在しない場合を除く。)</u>					該当なし			
イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	10年間	—	—	該当なし			イ 燃料体(使用済燃料を除く。)の種類別の受渡量	受渡しの都度	10年間	—	—	該当なし			
ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年間	—	—	該当なし			ロ 原子炉への燃料体の種類別の挿入量	挿入の都度	取出後10年間	—	—	該当なし			
ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	—	—	該当なし			ハ 使用済燃料の種類別の取出量	取出しの都度	10年間	—	—	該当なし			
ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	10年間	—	—	該当なし			ニ 取り出した使用済燃料の燃焼度	取出しの都度又は毎月1回	10年間	—	—	該当なし			
ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えのつど	5年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	＊4		ホ 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	＊3		
ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	＊4		ヘ 使用済燃料の種類別の払出量、その取出しから払出しまでの期間及びその放射能の量	払出しの都度	10年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	＊3		
ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	—	—	該当なし			ト 燃料体の形状又は性状に関する検査の結果	挿入前及び取出後	取出後10年間	—	—	該当なし			
4. 放射線管理記録					該当なし			4. 放射線管理記録					該当なし			

記載の適正化

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行							変 更 案							備 考	
イ 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合は、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回)	10年間	保安管理課長	保安管理課長			イ 原子炉本体(法第43条の3の2第2項の認可を受け、第16条の6第1項第6号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。), 使用済燃料の貯蔵施設(法第43条の3の2第2項の認可を受け、第16条の6第1項第6号の性能維持施設に該当する部分が存在しない場合を除く。), 放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた場合は、使用済燃料の貯蔵施設の記録にあっては毎日1回、使用済燃料の貯蔵施設以外の施設の記録にあっては毎週1回)	10年間	保安管理課長	保安管理課長				
ロ 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間にについての平均濃度	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第30条 第33条	該当なし	1日間の平均濃度にあっては毎日1回、3月間の平均濃度にあっては3月ごとに1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第30条 第33条	該当なし	
ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第17条	該当なし	ハ 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間にについての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第17条	該当なし
ニ 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思の	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	1年間の線量にあっては毎年度1回、3月間の線量にあっては3月ごとに1回、1月間	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行								変 更 案								備 考	
ない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	の線量にあっては1月ごとに1回							ない旨を書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることとなつた女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	の線量にあっては1月ごとに1回								
ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし	ホ 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間以降に限る。)	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第25条 第26条 第27条	該当なし		
ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第27条	該当なし	ヘ 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第27条	該当なし		
ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	*2	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第22条 第27条	該当なし	ト 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就くとき	*1	保安管理課長	保安管理課長	該当なし	第22条 第27条	該当なし		
チ 工場又は事業所(原子力船を含む。)の	運搬の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第39条	該当なし	チ 工場又は事業所(原子力船を含む。)の	運搬の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	第37条	該当なし		

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行								変 更 案								備 考
外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路								外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路								
リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>			リ 廃棄施設に廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>	<u>該当なし</u>	<u>第17条</u>	
ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固形化の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>	<u>第41条</u>	<u>第14条</u>	ヌ 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固形化の都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>	<u>第39条</u>	<u>第14条</u>	
ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>	<u>第45条</u>	<u>該当なし</u>	ル 放射性物質による汚染が発生した場所における汚染拡大防止措置及び汚染の除去等の状況並びに担当者の氏名	防止及び除去の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	<u>該当なし</u>	<u>第43条</u>	<u>該当なし</u>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行								変 更 案								備 考
5. 保守記録 イ 原子炉施設の巡視及び点検の状況並びにその担当者の氏名(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週1回)	毎日1回(法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合は、毎週1回)	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	該当なし	第19条	5. 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる試験研究用原子炉施設の設備の名称	法第43条の3の2第2項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終了の都度	法第43条の3の2第2項ににおいて適用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	該当なし	該当なし *4)	
ロ 原子炉施設の修理の状況及びその担当者の氏名	修理の都度	1年間	施設工務課長	施設工務課長	該当なし	該当なし	第25条									
6. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量	利用の都度	1年間	—	—	該当なし			6. 原子炉施設における放射線の利用記録 イ 利用目的及び方法並びに利用した放射線の種類及び量					該当なし			
ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	1年間	—	—				ロ 原子炉に挿入された物質の種類及び量	利用の都度	1年間	—	—	該当なし			
7. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	7. 原子炉施設等の事故記録 イ 事故の発生及び復旧の時	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	
ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	ロ 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行								変 更 案								備 考
ハ 事故の原因	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	ハ 事故の原因	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし	
ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第42条	該当なし	該当なし	ニ 事故後の処置	その都度	法第43条の3の2第3項で準用する法第12条の6第8項の確認を受けるまでの期間	施設管理者	施設管理者	第33条	該当なし	該当なし	
8. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）								8. 気象記録（法第43条の3の2第2項の認可を受けた原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）								
イ 風向及び風速	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*4	イ 風向及び風速	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*3	
ロ 降雨量	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*4	ロ 降雨量	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*3	
ハ 大気温度	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*4	ハ 大気温度	連続して	10年間	保安管理課長	保安管理課長	該当なし		*3	
9. 保安教育の記録								9. 保安教育の記録								
イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし	イ 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし	
ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし	ロ 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし	
ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第29条	該当なし	該当なし	ハ 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	3年間	施設管理者	施設管理者	第20条	該当なし	該当なし	
10. 原子炉施設の定期的な評価の結果								10. 試験炉規則第14条の2の規定による試験研究用原子炉施設の定期的な評価の結果	評価の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	—	—				
イ 第14条の2第1項各号に掲げる評価の結果	評価の都度	法第43条の3の2第2項の認可を受けるまでの期間	—	—	該当なし								該当なし			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行						変 更 案						備 考			
口 第14条の2 第2項第1号 に掲げる評 価の結果	評価の都度	法第43条 の3の2第2 項の認可 を受ける までの期 間	—	—	該当なし										
ハ 第14条の2 第2項第2号 に掲げる計 画	策定の都度	法第43条 の3の2第2 項の認可 を受ける までの期 間	—	—	該当なし										
11.品質保証計画	策定及び改 定の都度	次 の 改 定 の後3年間	本部（監査 プロセスを 除く。）の管 理責任者	本部（監査 プロセスを 除く。）の管 理責任者	第15条	該当なし	該当なし	11.品質管理基準規 則第4条第3項の 品質マネジメント 文書及び品質マネ ジメントシステム に従った計画、実 施、評価及び改善 状況の記録（他の 号に掲げるものを 除く。）	当該文書又 は記録の策 定及び改定 の都度	当該文書又 は記録の作 成又は変更 後5年が経 過するまで の期間	安全・核セ キュリティ 統括部長、 統括監査の 職、契約部 長、所長、總 務課長、保 安全管理課長 及び施設工 務課長	安全・核セ キュリティ 統括部長、 統括監査の 職、契約部 長、所長、總 務課長、保 安全管理課長 及び施設工 務課長	第15条	該当なし	該当なし

\*1 : 第18条の検査及び試験に係る規定が関連する。

\*2 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

\*3 : 試験・検査、点検、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。

\*4 : 使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。

\*1 : 当該記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において、原子炉設置者がその記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間

\*2 : 試験・検査、巡視、保守等で計画的に発報させるものは、記録から除外する。

\*3 : 使用済燃料は全て払出しを終了し、原子炉及びその付属施設内に核燃料物質が存在しないため、記録の保管のみを行う。

\*4 : 原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>別図第1 原子炉施設の保安（品質保証を含む。）に関する組織図（第6条関係）</p> <pre> graph TD     A[理事長] --- B[統括監査の職 [監査プロセスの管理責任者]]     A --- C[中央安全審査・品質保証委員 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     A --- D[青森研究開発センター担当理事 [センターの管理責任者]]     A --- E[青森研究開発センター所長]     A --- F[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員会]     A --- G[品質保証推進委員会]     G --- H[施設工務課長]     G --- I[保安管理課長]      C --- J[安全・核セキュリティ統括部長 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     C --- K[契約部長]      E --- L[廃止措置施設保安主務者]      F --- M[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員会]      G --- N[品質保証推進委員会]     N --- O[総務課長]     N --- P[施設工務課長]     N --- Q[保安管理課長]   </pre> <p>別図第1 原子炉施設の保安（品質マネジメントを含む。）に関する組織図（第6条関係）</p> <pre> graph TD     A[理事長] --- B[統括監査の職 [監査プロセスの管理責任者]]     A --- C[中央安全審査・品質保証委員會 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     A --- D[青森研究開発センター担当理事 [センターの管理責任者]]     A --- E[青森研究開発センター所長]     A --- F[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員會]     A --- G[品質保証推進委員會]     G --- H[総務課長]     G --- I[施設工務課長]     G --- J[保安管理課長]      C --- K[安全・核セキュリティ統括部長 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     C --- L[契約部長]      E --- M[廃止措置施設保安主務者]      F --- N[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員會]      G --- O[独立検査責任者]   </pre>	<p>別図第1 原子炉施設の保安（品質マネジメントを含む。）に関する組織図（第6条関係）</p> <pre> graph TD     A[理事長] --- B[統括監査の職 [監査プロセスの管理責任者]]     A --- C[中央安全審査・品質保証委員會 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     A --- D[青森研究開発センター担当理事 [センターの管理責任者]]     A --- E[青森研究開発センター所長]     A --- F[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員會]     A --- G[品質保証推進委員會]     G --- H[総務課長]     G --- I[施設工務課長]     G --- J[保安管理課長]      C --- K[安全・核セキュリティ統括部長 [本部（監査プロセスを除く。）の管理責任者]]     C --- L[契約部長]      E --- M[廃止措置施設保安主務者]      F --- N[原子力科学研究所 原子炉施設等安全審査委員會]      G --- O[独立検査責任者]   </pre>	<p>調達管理業務部署の追加</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>別図第2 品質マネジメントシステム体系図（第15条関係）</p> <pre> graph TD     subgraph国民         direction TB         A1[6.1～6.5] --&gt; A2[6.6～6.9]         A2 --&gt; A3[6.10～6.13]         A3 --&gt; A4[6.14～6.17]         A4 --&gt; A5[6.18～6.21]         A5 --&gt; A6[6.22～6.25]         A6 --&gt; A7[6.26～6.29]         A7 --&gt; A8[6.30～6.33]         A8 --&gt; A9[6.34～6.37]         A9 --&gt; A10[6.38～6.41]         A10 --&gt; A11[6.42～6.45]         A11 --&gt; A12[6.46～6.49]         A12 --&gt; A13[6.50～6.53]         A13 --&gt; A14[6.54～6.57]         A14 --&gt; A15[6.58～6.61]         A15 --&gt; A16[6.62～6.65]         A16 --&gt; A17[6.66～6.69]         A17 --&gt; A18[6.70～6.73]         A18 --&gt; A19[6.74～6.77]         A19 --&gt; A20[6.78～6.81]         A20 --&gt; A21[6.82～6.85]         A21 --&gt; A22[6.86～6.89]         A22 --&gt; A23[6.90～6.93]         A23 --&gt; A24[6.94～6.97]         A24 --&gt; A25[6.98～6.101]         A25 --&gt; A26[6.102～6.105]         A26 --&gt; A27[6.106～6.109]         A27 --&gt; A28[6.110～6.113]         A28 --&gt; A29[6.114～6.117]         A29 --&gt; A30[6.118～6.121]         A30 --&gt; A31[6.122～6.125]         A31 --&gt; A32[6.126～6.129]         A32 --&gt; A33[6.130～6.133]         A33 --&gt; A34[6.134～6.137]         A34 --&gt; A35[6.138～6.141]         A35 --&gt; A36[6.142～6.145]         A36 --&gt; A37[6.146～6.149]         A37 --&gt; A38[6.150～6.153]         A38 --&gt; A39[6.154～6.157]         A39 --&gt; A40[6.158～6.161]         A40 --&gt; A41[6.162～6.165]         A41 --&gt; A42[6.166～6.169]         A42 --&gt; A43[6.170～6.173]         A43 --&gt; A44[6.174～6.177]         A44 --&gt; A45[6.178～6.181]         A45 --&gt; A46[6.182～6.185]         A46 --&gt; A47[6.186～6.189]         A47 --&gt; A48[6.190～6.193]         A48 --&gt; A49[6.194～6.197]         A49 --&gt; A50[6.198～6.201]         A50 --&gt; A51[6.202～6.205]         A51 --&gt; A52[6.206～6.209]         A52 --&gt; A53[6.210～6.213]         A53 --&gt; A54[6.214～6.217]         A54 --&gt; A55[6.218～6.221]         A55 --&gt; A56[6.222～6.225]         A56 --&gt; A57[6.226～6.229]         A57 --&gt; A58[6.230～6.233]         A58 --&gt; A59[6.234～6.237]         A59 --&gt; A60[6.238～6.241]         A60 --&gt; A61[6.242～6.245]         A61 --&gt; A62[6.246～6.249]         A62 --&gt; A63[6.250～6.253]         A63 --&gt; A64[6.254～6.257]         A64 --&gt; A65[6.258～6.261]         A65 --&gt; A66[6.262～6.265]         A66 --&gt; A67[6.266～6.269]         A67 --&gt; A68[6.270～6.273]         A68 --&gt; A69[6.274～6.277]         A69 --&gt; A70[6.278～6.281]         A70 --&gt; A71[6.282～6.285]         A71 --&gt; A72[6.286～6.289]         A72 --&gt; A73[6.290～6.293]         A73 --&gt; A74[6.294～6.297]         A74 --&gt; A75[6.298～6.301]         A75 --&gt; A76[6.302～6.305]         A76 --&gt; A77[6.306～6.309]         A77 --&gt; A78[6.310～6.313]         A78 --&gt; A79[6.314～6.317]         A79 --&gt; A80[6.318～6.321]         A80 --&gt; A81[6.322～6.325]         A81 --&gt; A82[6.326～6.329]         A82 --&gt; A83[6.330～6.333]         A83 --&gt; A84[6.334～6.337]         A84 --&gt; A85[6.338～6.341]         A85 --&gt; A86[6.342～6.345]         A86 --&gt; A87[6.346～6.349]         A87 --&gt; A88[6.350～6.353]         A88 --&gt; A89[6.354～6.357]         A89 --&gt; A90[6.358～6.361]         A90 --&gt; A91[6.362～6.365]         A91 --&gt; A92[6.366～6.369]         A92 --&gt; A93[6.370～6.373]         A93 --&gt; A94[6.374～6.377]         A94 --&gt; A95[6.378～6.381]         A95 --&gt; A96[6.382～6.385]         A96 --&gt; A97[6.386～6.389]         A97 --&gt; A98[6.390～6.393]         A98 --&gt; A99[6.394～6.397]         A99 --&gt; A100[6.398～6.401]         A100 --&gt; A101[6.402～6.405]         A101 --&gt; A102[6.406～6.409]         A102 --&gt; A103[6.410～6.413]         A103 --&gt; A104[6.414～6.417]         A104 --&gt; A105[6.418～6.421]         A105 --&gt; A106[6.422～6.425]         A106 --&gt; A107[6.426～6.429]         A107 --&gt; A108[6.430～6.433]         A108 --&gt; A109[6.434～6.437]         A109 --&gt; A110[6.438～6.441]         A110 --&gt; A111[6.442～6.445]         A111 --&gt; A112[6.446～6.449]         A112 --&gt; A113[6.450～6.453]         A113 --&gt; A114[6.454～6.457]         A114 --&gt; A115[6.458～6.461]         A115 --&gt; A116[6.462～6.465]         A116 --&gt; A117[6.466～6.469]         A117 --&gt; A118[6.470～6.473]         A118 --&gt; A119[6.474～6.477]         A119 --&gt; A120[6.478～6.481]         A120 --&gt; A121[6.482～6.485]         A121 --&gt; A122[6.486～6.489]         A122 --&gt; A123[6.490～6.493]         A123 --&gt; A124[6.494～6.497]         A124 --&gt; A125[6.498～6.501]         A125 --&gt; A126[6.502～6.505]         A126 --&gt; A127[6.506～6.509]         A127 --&gt; A128[6.510～6.513]         A128 --&gt; A129[6.514～6.517]         A129 --&gt; A130[6.518～6.521]         A130 --&gt; A131[6.522～6.525]         A131 --&gt; A132[6.526～6.529]         A132 --&gt; A133[6.530～6.533]         A133 --&gt; A134[6.534～6.537]         A134 --&gt; A135[6.538～6.541]         A135 --&gt; A136[6.542～6.545]         A136 --&gt; A137[6.546～6.549]         A137 --&gt; A138[6.550～6.553]         A138 --&gt; A139[6.554～6.557]         A139 --&gt; A140[6.558～6.561]         A140 --&gt; A141[6.562～6.565]         A141 --&gt; A142[6.566～6.569]         A142 --&gt; A143[6.570～6.573]         A143 --&gt; A144[6.574～6.577]         A144 --&gt; A145[6.578～6.581]         A145 --&gt; A146[6.582～6.585]         A146 --&gt; A147[6.586～6.589]         A147 --&gt; A148[6.590～6.593]         A148 --&gt; A149[6.594～6.597]         A149 --&gt; A150[6.598～6.601]         A150 --&gt; A151[6.602～6.605]         A151 --&gt; A152[6.606～6.609]         A152 --&gt; A153[6.610～6.613]         A153 --&gt; A154[6.614～6.617]         A154 --&gt; A155[6.618～6.621]         A155 --&gt; A156[6.622～6.625]         A156 --&gt; A157[6.626～6.629]         A157 --&gt; A158[6.630～6.633]         A158 --&gt; A159[6.634～6.637]         A159 --&gt; A160[6.638～6.641]         A160 --&gt; A161[6.642～6.645]         A161 --&gt; A162[6.646～6.649]         A162 --&gt; A163[6.650～6.653]         A163 --&gt; A164[6.654～6.657]         A164 --&gt; A165[6.658～6.661]         A165 --&gt; A166[6.662～6.665]         A166 --&gt; A167[6.666～6.669]         A167 --&gt; A168[6.670～6.673]         A168 --&gt; A169[6.674～6.677]         A169 --&gt; A170[6.678～6.681]         A170 --&gt; A171[6.682～6.685]         A171 --&gt; A172[6.686～6.689]         A172 --&gt; A173[6.690～6.693]         A173 --&gt; A174[6.694～6.697]         A174 --&gt; A175[6.698～6.701]         A175 --&gt; A176[6.702～6.705]         A176 --&gt; A177[6.706～6.709]         A177 --&gt; A178[6.710～6.713]         A178 --&gt; A179[6.714～6.717]         A179 --&gt; A180[6.718～6.721]         A180 --&gt; A181[6.722～6.725]         A181 --&gt; A182[6.726～6.729]         A182 --&gt; A183[6.730～6.733]         A183 --&gt; A184[6.734～6.737]         A184 --&gt; A185[6.738～6.741]         A185 --&gt; A186[6.742～6.745]         A186 --&gt; A187[6.746～6.749]         A187 --&gt; A188[6.750～6.753]         A188 --&gt; A189[6.754～6.757]         A189 --&gt; A190[6.758～6.761]         A190 --&gt; A191[6.762～6.765]         A191 --&gt; A192[6.766～6.769]         A192 --&gt; A193[6.770～6.773]         A193 --&gt; A194[6.774～6.777]         A194 --&gt; A195[6.778～6.781]         A195 --&gt; A196[6.782～6.785]         A196 --&gt; A197[6.786～6.789]         A197 --&gt; A198[6.790～6.793]         A198 --&gt; A199[6.794～6.797]         A199 --&gt; A200[6.798～6.801]         A200 --&gt; A201[6.802～6.805]         A201 --&gt; A202[6.806～6.809]         A202 --&gt; A203[6.810～6.813]         A203 --&gt; A204[6.814～6.817]         A204 --&gt; A205[6.818～6.821]         A205 --&gt; A206[6.822～6.825]         A206 --&gt; A207[6.826～6.829]         A207 --&gt; A208[6.830～6.833]         A208 --&gt; A209[6.834～6.837]         A209 --&gt; A210[6.838～6.841]         A210 --&gt; A211[6.842～6.845]         A211 --&gt; A212[6.846～6.849]         A212 --&gt; A213[6.850～6.853]         A213 --&gt; A214[6.854～6.857]         A214 --&gt; A215[6.858～6.861]         A215 --&gt; A216[6.862～6.865]         A216 --&gt; A217[6.866～6.869]         A217 --&gt; A218[6.870～6.873]         A218 --&gt; A219[6.874～6.877]         A219 --&gt; A220[6.878～6.881]         A220 --&gt; A221[6.882～6.885]         A221 --&gt; A222[6.886～6.889]         A222 --&gt; A223[6.890～6.893]         A223 --&gt; A224[6.894～6.897]         A224 --&gt; A225[6.898～6.901]         A225 --&gt; A226[6.902～6.905]         A226 --&gt; A227[6.906～6.909]         A227 --&gt; A228[6.910～6.913]         A228 --&gt; A229[6.914～6.917]         A229 --&gt; A230[6.918～6.921]         A230 --&gt; A231[6.922～6.925]         A231 --&gt; A232[6.926～6.929]         A232 --&gt; A233[6.930～6.933]         A233 --&gt; A234[6.934～6.937]         A234 --&gt; A235[6.938～6.941]         A235 --&gt; A236[6.942～6.945]         A236 --&gt; A237[6.946～6.949]         A237 --&gt; A238[6.950～6.953]         A238 --&gt; A239[6.954～6.957]         A239 --&gt; A240[6.958～6.961]         A240 --&gt; A241[6.962～6.965]         A241 --&gt; A242[6.966～6.969]         A242 --&gt; A243[6.970～6.973]         A243 --&gt; A244[6.974～6.977]         A244 --&gt; A245[6.978～6.981]         A245 --&gt; A246[6.982～6.985]         A246 --&gt; A247[6.986～6.989]         A247 --&gt; A248[6.990～6.993]         A248 --&gt; A249[6.994～6.997]         A249 --&gt; A250[6.998～6.101]         A250 --&gt; A251[6.102～6.105]         A251 --&gt; A252[6.106～6.109]         A252 --&gt; A253[6.110～6.113]         A253 --&gt; A254[6.114～6.117]         A254 --&gt; A255[6.118～6.121]         A255 --&gt; A256[6.122～6.125]         A256 --&gt; A257[6.126～6.129]         A257 --&gt; A258[6.130～6.133]         A258 --&gt; A259[6.134～6.137]         A259 --&gt; A260[6.138～6.141]         A260 --&gt; A261[6.142～6.145]         A261 --&gt; A262[6.146～6.149]         A262 --&gt; A263[6.150～6.153]         A263 --&gt; A264[6.154～6.157]         A264 --&gt; A265[6.158～6.161]         A265 --&gt; A266[6.162～6.165]         A266 --&gt; A267[6.166～6.169]         A267 --&gt; A268[6.170～6.173]         A268 --&gt; A269[6.174～6.177]         A269 --&gt; A270[6.178～6.181]         A270 --&gt; A271[6.182～6.185]         A271 --&gt; A272[6.186～6.189]         A272 --&gt; A273[6.190～6.193]         A273 --&gt; A274[6.194～6.197]         A274 --&gt; A275[6.198～6.199]         A275 --&gt; A276[6.200～6.201]         A276 --&gt; A277[6.202～6.203]         A277 --&gt; A278[6.204～6.205]         A278 --&gt; A279[6.206～6.207]         A279 --&gt; A280[6.208～6.209]         A280 --&gt; A281[6.210～6.211]         A281 --&gt; A282[6.212～6.213]         A282 --&gt; A283[6.214～6.215]         A283 --&gt; A284[6.216～6.217]         A284 --&gt; A285[6.218～6.219]         A285 --&gt; A286[6.220～6.221]         A286 --&gt; A287[6.222～6.223]         A287 --&gt; A288[6.224～6.225]         A288 --&gt; A289[6.226～6.227]         A289 --&gt; A290[6.228～6.229]         A290 --&gt; A291[6.230～6.231]         A291 --&gt; A292[6.232～6.233]         A292 --&gt; A293[6.234～6.235]         A293 --&gt; A294[6.236～6.237]         A294 --&gt; A295[6.238～6.239]         A295 --&gt; A296[6.240～6.241]         A296 --&gt; A297[6.242～6.243]         A297 --&gt; A298[6.244～6.245]         A298 --&gt; A299[6.246～6.247]         A299 --&gt; A300[6.248～6.249]         A300 --&gt; A301[6.250～6.251]         A301 --&gt; A302[6.252～6.253]         A302 --&gt; A303[6.254～6.255]         A303 --&gt; A304[6.256～6.257]         A304 --&gt; A305[6.258～6.259]         A305 --&gt; A306[6.260～6.261]         A306 --&gt; A307[6.262～6.263]         A307 --&gt; A308[6.264～6.265]         A308 --&gt; A309[6.266～6.267]         A309 --&gt; A310[6.268～6.269]         A310 --&gt; A311[6.270～6.271]         A311 --&gt; A312[6.272～6.273]         A312 --&gt; A313[6.274～6.275]         A313 --&gt; A314[6.276～6.277]         A314 --&gt; A315[6.278～6.279]         A315 --&gt; A316[6.280～6.281]         A316 --&gt; A317[6.282～6.283]         A317 --&gt; A318[6.284～6.285]         A318 --&gt; A319[6.286～6.287]         A319 --&gt; A320[6.288～6.289]         A320 --&gt; A321[6.290～6.291]         A321 --&gt; A322[6.292～6.293]         A322 --&gt; A323[6.294～6.295]         A323 --&gt; A324[6.296～6.297]         A324 --&gt; A325[6.298～6.299]         A325 --&gt; A326[6.300～6.301]         A326 --&gt; A327[6.302～6.303]         A327 --&gt; A328[6.304～6.305]         A328 --&gt; A329[6.306～6.307]         A329 --&gt; A330[6.308～6.309]         A330 --&gt; A331[6.310～6.311]         A331 --&gt; A332[6.312～6.313]         A332 --&gt; A333[6.314～6.315]         A333 --&gt; A334[6.316～6.317]         A334 --&gt; A335[6.318～6.319]         A335 --&gt; A336[6.320～6.321]         A336 --&gt; A337[6.322～6.323]         A337 --&gt; A338[6.324～6.325]         A338 --&gt; A339[6.326～6.327]         A339 --&gt; A340[6.328～6.329]         A340 --&gt; A341[6.330～6.331]         A341 --&gt; A342[6.332～6.333]         A342 --&gt; A343[6.334～6.335]         A343 --&gt; A344[6.336～6.337]         A344 --&gt; A345[6.338～6.339]         A345 --&gt; A346[6.340～6.341]         A346 --&gt; A347[6.342～6.343]         A347 --&gt; A348[6.344～6.345]         A348 --&gt; A349[6.346～6.347]         A349 --&gt; A350[6.348～6.349]         A350 --&gt; A351[6.350～6.351]         A351 --&gt; A352[6.352～6.353]         A352 --&gt; A353[6.354～6.355]         A353 --&gt; A354[6.356～6.357]         A354 --&gt; A355[6.358～6.359]         A355 --&gt; A356[6.360～6.361]         A356 --&gt; A357[6.362～6.363]         A357 --&gt; A358[6.364～6.365]         A358 --&gt; A359[6.366～6.367]         A359 --&gt; A360[6.368～6.369]         A360 --&gt; A361[6.370～6.371]         A361 --&gt; A362[6.372～6.373]         A362 --&gt; A363[6.374～6.375]         A363 --&gt; A364[6.376～6.377]         A364 --&gt; A365[6.378～6.379]         A365 --&gt; A366[6.380～6.381]         A366 --&gt; A367[6.382～6.383]         A367 --&gt; A368[6.384～6.385]         A368 --&gt; A369[6.386～6.387]         A369 --&gt; A370[6.388～6.389]         A370 --&gt; A371[6.390～6.391]         A371 --&gt; A372[6.392～6.393]         A372 --&gt; A373[6.394～6.395]         A373 --&gt; A374[6.396～6.397]         A374 --&gt; A375[6.398～6.399]         A37</pre>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p style="text-align: center;"><u>別図第3 品質マネジメントシステムプロセス関連図（第15条関係）</u></p> <p><b>4. 品質マネジメントシステム(4.1一般要求事項)</b></p> <pre> graph TD     subgraph Plan [Plan]         5_1[5.1 経営者の関与] --- 5_3[5.3 品質方針]         5_2[5.2 原子力の安全の重視] --- 5_5[5.5 責任、権限及びコミュニケーション]         5_4[5.4 計画]         5_41[5.4.1 品質目標] --- 5_42[5.4.2 品質マネジメントシステムの計画]     end     5_6[5.6 マネジメントレビュー] &lt;--&gt; Plan     5_6 --&gt; Do     subgraph Do [Do]         7_1[7.1 業務の計画] --- 7_2[7.2 業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス]         7_2 --- 7_3[7.3 設計・開発]         7_2 --- 7_4[7.4 調達]         7_2 --- 7_5[7.5 業務の実施]         7_2 --- 7_6[7.6 監視機器及び測定機器の管理]         7_3 --&gt; 7_4         7_4 --&gt; 7_5         7_5 --&gt; 7_6         7_6 --&gt; 7_5     end     4_2[4.2 文書化に関する要求事項] &lt;--&gt; 6_1[6.1 資源の確保]     4_2 &lt;--&gt; 6_2[6.2 人的資源]     4_2 &lt;--&gt; 6_3[6.3 インフラストラクチャ]     4_2 &lt;--&gt; 6_4[6.4 作業環境]     6_1 --- 6_2     6_2 --- 6_3     6_3 --- 6_4     6_4 --- 6_1     subgraph CheckAct [Check, Act]         8_1[8.1 一般]         8_2[8.2 監視及び測定]         8_21[8.2.1 組織の外部の者の意見]         8_22[8.2.2 内部監査]         8_23[8.2.3 プロセスの監視及び測定]         8_24[8.2.4 検査及び試験]         8_3[8.3 不適合管理]         8_51[8.5.1 繼続的改善]         8_52[8.5.2 是正措置等]         8_4[8.4 データの分析及び評価]         8_53[8.5.3 未然防止措置]         8_21 --- 8_3         8_22 --- 8_3         8_23 --- 8_3         8_24 --- 8_3         8_3 --- 8_51         8_3 --- 8_52         8_52 --- 8_4         8_4 --- 8_53     end     5_6 --&gt; Do     5_6 --&gt; CheckAct     Do --&gt; CheckAct     4_2 --&gt; CheckAct     6_1 ---&gt; CheckAct     6_2 ---&gt; CheckAct     6_3 ---&gt; CheckAct     6_4 ---&gt; CheckAct     8_2 ---&gt; CheckAct     8_3 ---&gt; CheckAct     8_4 ---&gt; CheckAct     8_51 ---&gt; CheckAct     8_52 ---&gt; CheckAct     8_53 ---&gt; CheckAct     </pre> <p>Legend:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Basic Process (Basic Process)</li> <li>Medium Process (Medium Process)</li> <li>Small Process (Small Process)</li> <li>→ Clear Relationship</li> <li>→ Important Relationship for Understanding</li> </ul>	追加

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第1章 放射線管理の業務</p> <p>(区域管理)</p> <p>第1条 原子炉施設に係る管理区域の放射線管理(作業に係る放射線管理を除く。以下「区域管理」という。)は、施設工務課長及び保安管理課長が行う。</p> <p>2 原子炉施設に係る管理区域の区域管理者は、施設工務課長とする。</p> <p>3 施設工務課長は、次の第1号から第3号に掲げる業務を、保安管理課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出入管理</li> <li>(2) 標識、洗浄設備、更衣設備、汚染除去資材その他の管理区域設備の管理</li> <li>(3) 作業環境の管理</li> <li>(4) 定期的な線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定</li> <li>(5) 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定</li> <li>(6) 放射線管理施設の管理</li> </ul> <p>(作業に係る放射線管理)</p> <p>第2条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>(区域管理等の総括)</p> <p>第3条 原子炉施設における次の各号に掲げる業務及び作業に係る放射線管理の統括の業務は、保安管理課長が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射線作業環境の監視</li> <li>(2) 放射線作業に対する助言及び同意並びに放射線作業に係る線量の評価</li> <li>(3) 管理区域からの物品の搬出に対する確認</li> </ul> <p>(職員等の線量の管理)</p> <p>第4条 職員等に係る線量の管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>(機器の汚染の除去)</p> <p>第5条 機器、床等の放射性汚染(以下「汚染」という。)の除去は、施設工務課長が行う。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第6条 放射線業務従事者の内部被ばくに係る線量の測定は、保安管理課長が行う。</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第7条 ガラス線量計等の個人線量計による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の</p>	<p>第1章 放射線管理の業務</p> <p>(区域管理)</p> <p>第1条 原子炉施設に係る管理区域の放射線管理(作業に係る放射線管理を除く。以下「区域管理」という。)は、施設工務課長及び保安管理課長が行う。</p> <p>2 原子炉施設に係る管理区域の区域管理者は、施設工務課長とする。</p> <p>3 施設工務課長は、次の第1号から第3号に掲げる業務を、保安管理課長は次の第4号から第6号に掲げる業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 出入管理</li> <li>(2) 標識、洗浄設備、更衣設備、汚染除去資材その他の管理区域設備の管理</li> <li>(3) 作業環境の管理</li> <li>(4) 定期的な線量当量率、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度の測定</li> <li>(5) 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定</li> <li>(6) 放射線管理施設の管理</li> </ul> <p>(作業に係る放射線管理)</p> <p>第2条 放射線業務従事者の作業に係る放射線管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>(区域管理等の総括)</p> <p>第3条 原子炉施設における次の各号に掲げる業務及び作業に係る放射線管理の統括の業務は、保安管理課長が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 放射線作業環境の監視</li> <li>(2) 放射線作業に対する助言及び同意並びに放射線作業に係る線量の評価</li> <li>(3) 管理区域からの物品の搬出に対する確認</li> </ul> <p>(職員等の線量の管理)</p> <p>第4条 職員等に係る線量の管理は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>(機器の汚染の除去)</p> <p>第5条 機器、床等の放射性汚染(以下「汚染」という。)の除去は、施設工務課長が行う。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第6条 放射線業務従事者の内部被ばくに係る線量の測定は、保安管理課長が行う。</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第7条 個人線量計のうち、一定期間継続して着用し、その間の被ばく線量評価に用いる</p>	<p>ガラス線量計等の名称を個人線量計への記載変更 以下同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>測定は、保安管理課長が行う。ただし、ポケット線量計による外部被ばくに係る線量の測定は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 排気設備及び排水設備の保守</li> <li>(2) 放射線測定機器の校正</li> <li>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</li> <li>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</li> </ul> <p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定する期間</li> <li>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</li> <li>(3) 指定を必要とする理由</li> <li>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</li> <li>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</li> </ul> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる</p>	<p>線量計（以下「基本線量計」という。）による放射線業務従事者の外部被ばくに係る線量の測定は、保安管理課長が行う。ただし、日々の被ばく管理に補助的に用いる線量計（以下「補助線量計」という。）による外部被ばくに係る線量の測定は、その者の所属する課長が行う。</p> <p>第2章 管理区域等の管理</p> <p>第1節 管理区域</p> <p>(管理区域)</p> <p>第8条 原子炉施設の管理区域は、別図第1に示すとおりとする。ただし、原子炉施設に係る管理区域の詳細は、第3編第29条に示す。</p> <p>(管理区域の区分及び指定)</p> <p>第9条 前条の管理区域は、別表第1に掲げる基準により、第1種管理区域及び第2種管理区域に区分する。</p> <p>2 所長は、前条の管理区域以外の区域又は第1項の第2種管理区域において、次の各号に掲げる場合であって、当該区域の線量当量率、表面密度又は空気中の放射性物質の濃度が、別表第1に掲げる基準に該当するときは、当該区域をその状況に応じて、第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 排気設備及び排水設備の保守</li> <li>(2) 放射線測定機器の校正</li> <li>(3) 被ばく低減のための核燃料物質によって汚染された物の一時的な移動</li> <li>(4) 予期し得ない放射線又は放射性物質の漏えい等があったとき、又はそのおそれが生じたとき</li> </ul> <p>3 所長は、前項の規定により第1種管理区域又は第2種管理区域に指定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。ただし、前項第4号の場合であって、緊急に指定する必要があるときは、指定した後速やかに廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 指定する期間</li> <li>(2) 第1種管理区域又は第2種管理区域の区別及びその範囲</li> <li>(3) 指定を必要とする理由</li> <li>(4) 当該区域において取り扱う核燃料物質によって汚染された物の種類及び数量</li> <li>(5) 指定する区域の施設工務課長の氏名</li> </ul> <p>4 所長は、第2項の規定により指定した管理区域を解除しようとするときは、保安管理課長に、線量当量率の測定、表面密度の測定等必要な検査を行わせ、別表第1に掲げる</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縛張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を揭示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域 ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、保安管理課長に、線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p>	<p>基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の規定により管理区域を指定したとき、又は第4項の規定により管理区域を解除したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域の一時解除)</p> <p>第10条 所長は、第8条で定められた管理区域において改造工事等の作業を行う場合であって、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認した区域について、次の各号に掲げる措置を講じたときは、期間を限定して管理区域を一時解除することができる。</p> <p>(1) 管理区域の一時解除をしようとするときは、隣接する管理区域と、さく、縛張り等により区画するとともに、管理区域外との出入口を設けること。</p> <p>(2) 前号の出入口及び一時解除をしようとする区域に接する区域との境界に、次に掲げる事項を揭示すること。</p> <p>イ 一時的に管理区域を解除する区域 ロ 管理区域を解除する期間 ハ 当該区域における作業に係る課長及び作業担当者の氏名</p> <p>2 所長は、前項の規定に基づき一部区域について管理区域を解除するときは、保安管理課長に、線量当量率及び表面密度の測定を行わせ、別表第1に掲げる基準に該当しないことを確認するとともに、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 所長は、第1項の規定により一部区域について管理区域を解除したとき、又は解除の期間が終了したときは、施設工務課長及び保安管理課長に周知しなければならない。</p> <p>(管理区域に係る保安の措置)</p> <p>第11条 施設工務課長は、第1種管理区域及び第2種管理区域について、次の各号に掲げる保安の措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 壁、さく等の区画物によって当該区域をその他の区域と区画するとともに、別記様式に示す標識を設けること。</p> <p>(2) 放射線業務従事者以外の者を当該区域に立ち入らせないこと。ただし、施設工務課長が見学者等として立入りを認めた者については、この限りでない。</p> <p>(3) 前号ただし書の規定により見学者等を当該区域に立ち入らせるときは、管理区域における遵守事項等の指示を与えるとともに、職員等である放射線業務従事者を付き添わせること。</p> <p>2 施設工務課長は、第2種管理区域において、非密封の放射性物質を取り扱わせないこと。</p>	
第2節 管理区域の出入管理	第2節 管理区域の出入管理	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所定の出入口から出入りすること。</li> <li>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</li> <li>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</li> <li>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</li> <li>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</li> </ul> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p>	<p>(管理区域に係る遵守事項)</p> <p>第12条 施設工務課長は、管理区域に立ち入る者に、次の各号に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所定の出入口から出入りすること。</li> <li>(2) 個人線量計を着用すること。ただし、見学者等であって、代表者に着用させることをもって足りる場合は、この限りでない。</li> <li>(3) 喫煙及び飲食を行わないこと。</li> <li>(4) 第1種管理区域に立ち入るときは、保護衣及び保護靴を着用すること。</li> <li>(5) 第1種管理区域から退出するときは、手、足、衣服等に汚染のないことを確認すること。</li> </ul> <p>2 区域管理者は、前項各号に掲げる事項を遵守させるため、管理区域における注意事項を管理区域の出入口等に掲示しなければならない。</p>	
<p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	<p>(一般物品の持出し管理)</p> <p>第13条 施設工務課長は、第1種管理区域から持ち出そうとする物品（核燃料物質によって汚染された物を除く。以下「一般物品」という。）について、当該物品の表面密度が別表第2に掲げる値を超えているときは、持ち出させてはならない。</p> <p>2 課長は、その所属する職員等（以下この条において「持出者」という。）が、第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、当該物品の表面密度が別表第3に掲げる値を超えないようにさせなければならない。ただし、汚染を除去することが困難な場合であって、別表第2に掲げる値を超えていないこと、かつ、放射線管理上必要な措置が講じられていることが、課長により確認されているときはこの限りでない。</p> <p>3 課長は、持出者が第1種管理区域から一般物品を持ち出そうとするときは、その者に施設工務課長の許可を受けさせなければならない。ただし、当該物品の表面密度が別表第3の値を超えていないことを保安管理課員によって確認されたときは、この限りでない。</p> <p>4 施設工務課長は、前項の許可をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、その表面密度が別表第2に掲げる値を超えていないことを確認しなければならない。</p>	
<p>第3節 保全区域の管理</p> <p>(保全区域の管理)</p> <p>第14条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p>	<p>第3節 保全区域の管理</p> <p>(保全区域の管理)</p> <p>第14条 第3編第5条に規定する保全区域の管理は、施設工務課長が行う。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理</p> <p>(周辺監視区域の指定)</p> <p>第15条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第16条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第5節 作業環境の管理</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第18条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超えるか超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、許可を与えた者以外の者の立入制限区域への立入りをさせてはならない。</p>	<p>2 施設工務課長は、所管する保全区域について、別記様式に示す標識を設ける等の方法により保全区域を他の場所と区分するとともに、鍵の管理を行わなければならない。</p> <p>第4節 周辺監視区域の管理</p> <p>(周辺監視区域の指定)</p> <p>第15条 周辺監視区域は、別図第2に示すとおりとする。</p> <p>(周辺監視区域の管理)</p> <p>第16条 保安管理課長は、周辺監視区域について、境界にさく等を設けるとともに、別記様式に示す標識を設けなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、周辺監視区域内において、人の居住を禁止しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、職員等以外の者を周辺監視区域に立ち入らせるときは、その者に対し保安上必要な注意を与えなければならない。</p> <p>第5節 作業環境の管理</p> <p>(線量当量率等の測定)</p> <p>第17条 保安管理課長は、管理区域における線量当量率、線量当量、表面密度及び空気中の放射性物質の濃度を別表第4に掲げるところにより測定しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定を行ったときは、線量当量率及び表面密度を管理区域の出入口又は管理区域に立ち入る者の目につきやすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>(立入制限区域に係る措置)</p> <p>第18条 施設工務課長は、線量当量率、表面密度若しくは空気中の放射性物質の濃度が、別表第5に掲げる値を超えるか超えるおそれがあると認めるときは、当該区域を立入制限区域に指定し、周囲に縄張り、さく等を設けるとともに、当該区域が立入制限区域である旨の表示をしなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、許可を与えた者以外の者の立入制限区域への立入りをさせてはならない。</p> <p><u>3 施設工務課長は、指定した立入制限区域が第1項の規定に該当しないことを確認したときは、立入制限区域を解除することができる。</u></p> <p><u>4 施設工務課長は、第1項の規定により立入制限区域を指定したとき、又は第3項の規定により立入制限区域を解除したときは、当該区域に關係のある課長等に周知しなければならない。</u></p>	立入制限区域の解除に関する明確化
第6節 放射線作業の管理	第6節 放射線作業の管理	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(放射線作業前の措置) 第19条 課長は、放射線作業を行うときは、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。  (1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量 2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。	(放射線作業前の措置) 第19条 課長は、放射線作業を行うときは、 <u>線量が合理的に達成できる限り低くなるよう</u> 、当該作業に係る次の各号に掲げる事項を検討し、保安の措置を講じなければならない。  (1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業の内容 (3) 必要とする個人線量計及び防護具 (4) 線量を低くするための措置 (5) 作業に伴う線量 2 課長は、前項の放射線作業を行うときは、あらかじめ、作業場所及び作業期間等について、施設工務課長の同意を得なければならない。	ALARAの精神に沿った管理の追加
(放射線作業届) 第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。  (1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量 2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。 3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。	(放射線作業届) 第20条 課長は、放射線作業が別表第6に掲げる基準を超えるおそれがあるときは、次の各号に掲げる事項を記載した放射線作業届を作成し、施設工務課長の同意を得なければならない。  (1) 作業場所及び作業期間 (2) 作業責任者及び放射線業務従事者の氏名 (3) 作業の内容 (4) 作業に係る計画線量 2 施設工務課長は、前項の同意をしようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。 3 保安管理課長は、放射線作業届に係る作業中において、放射線管理上の監視を必要とするときは、当該作業に立ち会わなければならない。	
(放射線作業後の措置) 第21条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。  (1) <u>ポケット線量計等の個人線量計</u> により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置 (4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度	(放射線作業後の措置) 第21条 課長は、前条第1項の放射線作業届に係る放射線作業が終了したときは、次の各号に掲げる事項を施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。  (1) <u>補助線量計</u> により測定した放射線業務従事者の線量 (2) 放射線業務従事者の身体汚染の有無 (3) 当該作業に係る計画線量を超えた場合は、その内容及び講じた措置 (4) 作業前後において線量当量率等に変化があった場合は、作業場所の線量当量率及び表面密度	線量計の名称統一
第3章 被ばく管理	第3章 被ばく管理	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第 22 条 管理区域に立ち入る者の区分は、放射線管理上、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 (2) 見学者等</p> <p>2 所長は、職員等について、放射線業務従事者の指定及び解除を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の指定を行おうとするときは、その者の被ばくの経験及び保安教育の受講記録が、その者が放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第 23 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第 7 に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第 24 条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）を、その作業による線量が別表第 8 に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>第2節 線量の測定</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 25 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。 (2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。 (3) <u>ポケット線量計等</u>による測定結果が別表第 9 に掲げる基準を超えたとき。 (4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあっては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあっては、前 3 号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。 (5) 緊急作業に従事したとき。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の規定により<u>ガラス線量計等の個人線量計</u>の送付を受けたとき</p>	<p>第1節 被ばくの防止</p> <p>(管理区域に立ち入る者の区分)</p> <p>第 22 条 管理区域に立ち入る者の区分は、放射線管理上、次の各号に掲げるところによる。</p> <p>(1) 放射線業務従事者 (2) 見学者等</p> <p>2 所長は、職員等について、放射線業務従事者の指定及び解除を行わなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の指定を行おうとするときは、その者の被ばくの経験及び保安教育の受講記録が、その者が放射線業務従事者として指定する要件を満たしていることを確認しなければならない。</p> <p>(被ばくの防止)</p> <p>第 23 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者の線量を、別表第 7 に掲げる線量限度を超えないように管理しなければならない。</p> <p>(緊急作業時の線量)</p> <p>第 24 条 所長は、緊急作業に従事する放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者に限る。）を、その作業による線量が別表第 8 に掲げる値を超えない範囲内において、緊急作業が必要と認められる期間、緊急作業に従事させることができる。</p> <p>第2節 線量の測定</p> <p>(外部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第 25 条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が使用した<u>基本線量計</u>を、次の各号に掲げる場合には、保安管理課長に送付しなければならない。</p> <p>(1) 放射線業務従事者の指定を解除したとき。 (2) 4月1日を始期とする毎四半期の末日。ただし、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき毎月の末日。 (3) <u>補助線量計</u>による測定結果が別表第 9 に掲げる基準を超えたとき。 (4) 身体末端部位の測定に使用した個人線量計にあっては、その使用が終了したとき、又は当該作業が連続して行われる場合にあっては、前 3 号に該当するとき又は使用期限を超えたとき。 (5) 緊急作業に従事したとき。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の規定により<u>基本線量計</u>の送付を受けたときは、外部被ばくの</p>	<p>ガラス線量計等の名称統一</p> <p>ガラス線量計等の名称統一</p> <p>ガラス線量計等の名称統一</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>は、外部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第26条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと（女子にあっては1月ごと）の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(個人の線量の通知)</p> <p>第27条 保安管理課長は、第25条第2項及び前条第3項の測定を行った結果に基づく個人線量通知票を4月1日を始期とする四半期ごとに、その者の所属する課長に送付しなければならない。ただし、妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき1月ごととする。</p> <p>2 保安管理課長は、放射線業務従事者が指定を解除されたときは、その都度個人線量通知票をその者の所属する課長に送付しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の送付を受けたときは、本人に交付しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第25条第1項第3号により臨時に測定した線量の測定結果を、その都度本人に、その者の所属する課長を経由して通知しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理</p> <p>(周辺監視区域外における線量限度等)</p> <p>第28条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1年間ににつき1ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1年間ににつき皮膚は50ミリシーベルト、眼の水晶体は15ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空気中濃度限度及び周辺監</p>	<p>測定を行わなければならない。</p> <p>(内部被ばくに係る線量の測定)</p> <p>第26条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、第1種管理区域において作業を行う者について、4月1日を始期とする四半期ごと（女子にあっては1月ごと）の内部被ばくに係る実効線量が2ミリシーベルトを超えるおそれのある者を当該四半期までに調査し、その者の当該四半期における内部被ばくに係る線量の測定を保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、その課に所属する放射線業務従事者である女子について、本人の申出等により、妊娠の事実を知ることとなった場合は、毎月その者の内部被ばくに係る調査を行い、その者の当該月における内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>3 課長は、その課に所属する放射線業務従事者のうち、緊急作業に従事した者について、内部被ばくに係る線量の測定を、保安管理課長に依頼しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前3項の依頼を受けたときは、その者の内部被ばくの測定を行わなければならない。</p> <p>(個人の線量の通知)</p> <p>第27条 保安管理課長は、第25条第2項及び前条第3項の測定を行った結果に基づく個人線量通知票を4月1日を始期とする四半期ごとに、その者の所属する課長に送付しなければならない。ただし、妊娠を申し出た女子にあっては、出産までの間につき1月ごととする。</p> <p>2 保安管理課長は、放射線業務従事者が指定を解除されたときは、その都度個人線量通知票をその者の所属する課長に送付しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の送付を受けたときは、本人に交付しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第25条第1項第3号により臨時に測定した線量の測定結果を、その都度本人に、その者の所属する課長を経由して通知しなければならない。</p> <p>第4章 環境放射能の管理</p> <p>(周辺監視区域外における線量限度等)</p> <p>第28条 周辺監視区域外における実効線量限度は、1年間ににつき1ミリシーベルト並びに皮膚及び眼の水晶体の等価線量限度は、1年間ににつき皮膚は50ミリシーベルト、眼の水晶体は15ミリシーベルトとする。</p> <p>2 気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質の周辺監視区域外における3月間についての平均濃度は、それぞれ、法令で定める周辺監視区域外の空気中濃度限度及び周辺監</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。  (環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値) 第 29 条 原子炉施設から放出する気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺監視区域外における実効線量の線量目標値は、1年間につき 50 マイクロシーベルトとする。  (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第 30 条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第 4 に掲げるところにより測定しなければならない。 2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。 3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。  (液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値) 第 31 条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第 10 に掲げる放出管理目標値を超えないように管理しなければならない。	視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。  (環境へ放出する放射性物質に係る線量目標値) 第 29 条 原子炉施設から放出する気体廃棄物中及び液体廃棄物中の放射性物質による周辺監視区域外における実効線量の線量目標値は、1年間につき 50 マイクロシーベルトとする。  (気体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第 30 条 保安管理課長は、原子炉施設の排気設備から放出する気体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第 4 に掲げるところにより測定しなければならない。 2 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、原子炉施設から放出される気体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出しなければならない。 3 保安管理課長は、前項の規定により気体廃棄物中の放射性物質の平均濃度及び放出量を算出したときは、その結果を3月ごとに施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。  (液体廃棄物中の放射性物質に係る放出管理目標値) 第 31 条 施設工務課長は、周辺監視区域外に放出する液体廃棄物中に含まれる放射性物質の量が別表第 10 に掲げる放出管理目標値を超えないように管理するとともに、 <u>その放出量が合理的に達成できる限り低くなるよう管理しなければならない。</u>	ALARA の精神に沿った管理の追加
(液体廃棄物の排水口への放出の基準)  第 32 条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間にについての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。	(液体廃棄物の排水口への放出の基準) 第 32 条 原子炉施設から排水口へ放出する液体廃棄物中の放射性物質の濃度は、3月間にについての平均濃度が法令で定める周辺監視区域外の水中濃度限度以下でなければならない。	
(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定)  第 33 条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。 2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第 4 に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超ないこと及び放出量が第 31 条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。 3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、そ	(液体廃棄物中の放射性物質の濃度の測定) 第 33 条 施設工務課長は、原子炉施設の排水口から液体廃棄物を周辺監視区域外へ放しようとするときは、保安管理課長の同意を得なければならない。 2 保安管理課長は、前項の同意をしようとするときは、モニタタンク内における液体廃棄物中の放射性物質の濃度を別表第 4 に掲げるところにより測定し、排水口での放射性物質の濃度が前条に規定する濃度を超ないこと及び放出量が第 31 条に規定する放出管理目標値を超えないことを確認しなければならない。 3 保安管理課長は、前項の測定の結果に基づき、放出される液体廃棄物中の放射性物質について、1日間及び3月間の平均濃度並びに3月間及び1年間の放出量を算出し、そ	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>の結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう管理しなければならない。</p> <p>(点検)</p> <p>第35条 保安管理課長は、前条に定める放射線測定機器を毎週1回点検しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りではない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回点検するものとする。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第36条 保安管理課長は、放射線測定機器の性能を確認するため、年1回別表第11に掲げる放射線測定機器の施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。ただし、第3号の予定期間の変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 対象となる施設、設備、機器等の名称</p> <p>(2) 検査の項目及び実施体制</p> <p>(3) 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>5 保安管理課長は、第1項の施設定期自主検査を行ったときは、その結果を所長に報告するとともに、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>の結果を施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>4 保安管理課長は、前項の放出量に基づき、周辺監視区域外における実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>第5章 放射線管理施設の管理 (放射線管理施設の性能の維持)</p> <p>第34条 保安管理課長は、第3編第30条に規定する種類及び台数の放射線測定機器を備えつけるとともに、その性能を常に正常に維持するよう、<u>第3編に定める施設管理実施計画に定めるところにより</u>管理しなければならない。</p> <p>(放射線測定機器の巡視)</p> <p>第35条 保安管理課長は、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>毎週1回の巡視により前条に定める放射線測定機器を確認しなければならない。ただし、原子炉施設の運転が1週間以上連続して停止される場合において、当該測定機器による監視を必要としないときは、この限りでない。この場合にあっても、1月を超えない範囲内で1回、<u>施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより</u>巡視によって確認するものとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>施設管理実施計画等に基づいた管理に伴う記載の追加</p> <p>施設管理実施計画等に基づいた管理に伴う記載の追加</p> <p>施設ごとに実施する定期事業者検査として施設工務課が取りまとめことから第3編に移動</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(改造に係る措置)</p> <p>第37条 保安管理課長は、放射線管理施設の改造を行おうとする場合は、別表第12に掲げる計画作成者として、次の各号に掲げる事項を明らかにした改造計画を作成し、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て同表に掲げる計画同意者の同意を得るとともに、計画承認者の承認を受けなければならない。これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) 改造する施設、設備又は機器等の名称 (2) 改造の内容 (3) 予定期間</p> <p>2 別表第12に掲げる計画作成者は、前項の承認を受けたときは、施設工務課長に通知しなければならない。</p>		
<p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第38条 課長は核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ）を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。 (3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 (5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。 (6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。 (8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第13に掲げる値を超えないように措置すること。 (9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第14に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(事業所外運搬に係る措置)</p>	<p>第6章 核燃料物質によって汚染された物の運搬</p> <p>(事業所内運搬に係る措置)</p> <p>第36条 課長は核燃料物質によって汚染された物（放射性廃棄物を除く。以下この章において同じ）を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、転倒し、又は転落するおそれがないように行うこと。 (2) 同一の運搬機器に発火、爆発等の危険性のある物を混載しないこと。 (3) 核燃料物質によって汚染された物の種類、数量、性状等に応じて容器に封入する等障害防止のための措置を講ずること。 (4) 運搬経路においては、赤色灯の点灯、見張人の配置等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両の立入りを制限すること。 (5) 車両に積載して運搬する場合は、徐行すること。 (6) 当該物質の運搬に係る課長が指名する者を同行させ、保安のための監督を行わせること。 (7) 事業所内の運搬であることを示す所定の標識を運搬物及びこれを運搬する車両の所定の箇所に取り付けること。 (8) 運搬物の表面密度は別表第3に掲げる値を、線量当量率は別表第11に掲げる値を超えないように措置すること。 (9) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p>	<p>条文番号の繰り上げ 以下、同様</p> <p>表番号繰り上げ 以下、同様</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第39条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第16に、線量当量率は別表第15に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第14に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第40条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取るときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p>	<p>(事業所外運搬に係る措置)</p> <p>第37条 課長は、核燃料物質によって汚染された物を事業所外で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるとともに、保安管理課長及び施設工務課長並びに搬出側又は搬入側の区域管理者の同意を得なければならない。</p> <p>(1) 運搬物の表面密度は別表第3及び別表第14に、線量当量率は別表第13に掲げる値を、当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率は別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号）第3条から第17条まで、及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和53年運輸省令第72号）第3条から第19条までに規定する技術上の基準に従って措置を講ずること。</p> <p>(引取りに係る措置)</p> <p>第38条 施設工務課長は、施設外から運搬されてきた核燃料物質によって汚染された物を原子炉施設において引き取るときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 運搬物の状態にき裂、破損、核燃料物質によって汚染された物の飛散、漏えい等のないことを確認すること。</p> <p>(2) 運搬物に異常な表面汚染のないことを確認すること。</p> <p>(3) 保安管理課長に通知すること。</p>	
<p>第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第41条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第1項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第17に従って区分しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第42条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第18に掲げることにより表示しなければならない。</p>	<p>第7章 放射性廃棄物の管理</p> <p>(放射性廃棄物に係る措置)</p> <p>第39条 課長は、原子炉施設において発生した固体廃棄物を放射性廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、容器に収納できない場合は、保安管理課長と協議し、放射性物質の飛散又は漏えいの防止等の措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、原子炉施設において発生した液体廃棄物を容器に収納し、又は廃液貯槽に貯留しなければならない。</p> <p>3 課長は、前2項の規定により放射性廃棄物を収納した容器若しくはこれを収納した輸送用のしゃへい容器又は第1項ただし書きの措置を講じた固体廃棄物表面の線量当量率の測定を行うとともに、放射性物質濃度等により別表第15に従って区分しなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物に係る表示)</p> <p>第40条 課長は、前条の措置を講じた放射性廃棄物について、容器ごとに別表第16に掲げることにより表示しなければならない。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第43条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第29条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p>	<p>(放射性廃棄物の保管)</p> <p>第41条 課長は、前2条の措置を講じた放射性廃棄物について、第3編第29条に規定する管理区域を示す図において指定されている廃棄物保管場所に保管しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の廃棄物保管場所を示す標識を設け、当該区域を壁、さく等の区画物で区画しなければならない。</p>	
<p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第44条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を収納した容器又は包装若しくはしやへい容器の表面密度が別表第3、表面等の線量当量率が、別表第13に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第38条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第14に掲げる値を超えないように措置すること。</p>	<p>(放射性廃棄物の運搬に係る措置)</p> <p>第42条 課長は、放射性廃棄物を引き渡そうとするときは、施設工務課長に依頼しなければならない。</p> <p>2 課長は、放射性廃棄物を収納した容器又は包装若しくはしやへい容器の表面密度が別表第3、表面等の線量当量率が、別表第11に掲げる値を超えないよう措置しなければならない。ただし、汚染されていないことが明らかなポリエチレン袋等によって包装した放射性廃棄物については、表面密度の測定を省略することができる。</p> <p>3 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 第36条第1号、第2号及び第7号に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(2) 当該運搬物を積載した車両に係る線量当量率が別表第12に掲げる値を超えないように措置すること。</p> <p>4 施設工務課長は、放射性廃棄物を事業所外で運搬するときは、第37条の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p>	放射性廃棄物の事業所運搬に関する措置の記載追加
<p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第45条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第19の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めたときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、当該異常が第1編第31条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなけ</p>	<p>第8章 異常時の措置</p> <p>第1節 線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置</p> <p>(線量当量率等に係る異常を認めた場合の措置)</p> <p>第43条 保安管理課長は、第17条に規定する測定において、新たに別表第5の立入制限区域若しくは別表第17の汚染の除去に該当する値を超える異常を認めたときは、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第21条の放射線作業後の測定において、線量当量率、表面密度、空気中の放射性物質の濃度等に係る異常を認めたときは、汚染拡大防止の措置、放射線被ばく防止の措置を講ずるとともに、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、前2項の通報を受けたときは、保安管理課長の協力を得て、関係のある課長に原因を調査させ、正常な状態に復帰させるための措置を講じさせるとともに、</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>ればならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>(体内汚染又は皮ふ汚染を受けたときの措置)</p> <p>第46条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮ふ汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めたときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第47条 保安管理課長は、第25条第2項、第26条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第20に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第48条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めたときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置</p> <p>(放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第49条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第10の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めたときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報</p>	<p>当該異常が第1編第22条に定める法令報告事象等と判断した場合は、所長に通報しなければならない。</p> <p>第2節 放射線被ばくに係る異常の場合の措置</p> <p>(体内汚染又は皮膚汚染を受けたときの措置)</p> <p>第44条 課長は、その課に所属する放射線業務従事者が、体内汚染又は皮膚汚染を受けたとき、又はそのおそれがあると認めたときは、施設工務課長及び保安管理課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けたときは、その者の汚染を除去させるとともに、汚染原因の調査を行わせなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けたときは、汚染の状況を調査し、その者の内部被ばく検査の必要があると認めるときは、内部被ばくの検査を行わなければならない。</p> <p>(警戒線量又は線量限度を超えた場合の措置)</p> <p>第45条 保安管理課長は、第25条第2項、第26条第3項及び前条第3項により放射線業務従事者の線量を測定した結果が、別表第18に掲げる警戒線量又は別表第7に掲げる線量限度を超えたときは、所長及びその者の所属する課長に通報しなければならない。</p> <p>2 課長は、第1項の通報を受けたときは、本人及び廃止措置施設保安主務者に通報するとともに、被ばく原因の調査を行い、その後の被ばくの防止の措置を講じなければならない。</p> <p>3 課長は、前項の調査の結果及び被ばくの防止の措置を所長に報告するとともに、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射線作業の制限等)</p> <p>第46条 所長は、前条第1項により当該放射線業務従事者の線量が、線量限度を超えた旨の通報を受けたとき、又は線量限度を超えるおそれがあると認めたときは、放射線作業の制限等の措置を講じなければならない。</p> <p>第3節 環境放射能に係る異常の場合の措置</p> <p>(放出管理目標値を超えた場合等における措置)</p> <p>第47条 保安管理課長は、液体廃棄物中の放射性物質の放出量が別表第10の放出管理目標値を超え、又は超えるおそれがあると認めたときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の場合において、放出管理目標値の定められている核種の放出</p>	<p>記載の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第50条 保安管理課長は、第3編第26条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第28条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めたとき、又は第33条第2項の測定結果が別表第10に定める値を超えるおそれがあると認めたときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	<p>量に基づき、周辺監視区域外における1年間の実効線量を算出し、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通知しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の通報を受けたときは、その原因の調査を行い、その結果を所長に報告しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の報告を受けたときは、施設工務課長に対し原子炉施設の運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置及びその結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(放射性物質の濃度等に係る異常の場合の措置)</p> <p>第48条 保安管理課長は、第3編第26条第2項に定める当該測定機器の警報が作動したときは、施設工務課長に通報するとともに、気体廃棄物中の放射性物質の放出量を算出しなければならない。</p> <p>2 保安管理課長は、前項の測定結果が第28条第2項に定める値を超えるおそれがあると認めたとき、又は第33条第2項の測定結果が別表第10に定める値を超えるおそれがあると認めたときは、所長、施設工務課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、第2項の通報を受けたときは、保安管理課長及び施設工務課長に原因の調査を指示し、放射性物質の濃度等の低減の措置を講じなければならない。</p> <p>4 保安管理課長及び施設工務課長は、前項の措置を講じたときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>5 所長は、第2項の通報を受けたときは、施設工務課長に対し、原子炉施設運転計画の変更等の措置を指示しなければならない。</p> <p>6 施設工務課長は、前項の指示、講じた措置の結果を廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p>	
<p>第4節 放射線測定機器の<u>点検</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>(放射線測定機器の<u>点検</u>において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第51条 保安管理課長は、第35条の<u>点検</u>を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>校正検査</u>実施後1年以内の機器を代替えするものとする。</p>	<p>第4節 放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置</p> <p>(放射線測定機器の<u>巡視</u>において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第49条 保安管理課長は、第35条の<u>巡視</u>を行った結果、放射線測定機器に故障を認めたときは、修理又は交換等の措置を講ずるとともに、気体廃棄物中の放射性物質の濃度を監視する放射線測定機器については、所長、廃止措置施設保安主務者及び施設工務課長に通報しなければならない。なお、交換等を要する場合は、<u>点検</u>実施後1年以内の機器を代替えするものとする。</p>	保全活動に関する用語の適正化 保全活動に関する用語の適正化 保全活動に関する用語の適正化 記載の明確化
<p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置</p>	<p>第5節 運搬中において異常を認めた場合の措置</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>52</u>条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、同編第<u>34</u>条第2項の規定により措置しなければならない。</p>	<p>(運搬中において異常を認めた場合の措置)</p> <p>第<u>50</u>条 核燃料物質によって汚染された物の運搬に従事する者は、運搬中に事故等により安全な運搬が損なわれたときは、当該核燃料物質によって汚染された物を管理する課長、保安管理課長に通報するとともに、関係者以外の者を近づかせないための措置を講じなければならない。</p> <p>2 課長は、前項の通報を受けたときは、ただちに現場に赴き、線量当量率の異常の有無、放射性汚染の有無その他必要な調査を行うとともに、事故等の拡大を防止するための措置を講じるとともに、所長に通報しなければならない。</p> <p>3 保安管理課長は、第1項の通報を受けた場合において、その状況が第1編別表第1に掲げる非常事態に発展するおそれがあると認めたときは、同編第<u>25</u>条第2項の規定により措置しなければならない。</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考										
<p>別表第1 管理区域の基準（第9条、第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>区分基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td><td>空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域</td></tr> <tr> <td>第2種管理区域</td><td>外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域</td></tr> </tbody> </table>	区分	区分基準	第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域	第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域	<p>別表第1 管理区域の基準（第9条、第10条関係） (変更なし)</p>					
区分	区分基準											
第1種管理区域	空気中の放射性物質濃度又は表面密度が線量告示第1条第1項第2号及び第3号並びに第2項に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域											
第2種管理区域	外部被ばくに係る線量が線量告示第1条第1項第1号に定める管理区域に係る値を超えるおそれのある区域であって、第1種管理区域の区分基準に該当しない区域											
<p>別表第2 持出物品に係る表面密度限度（第13条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th><th>アルファ線を放出しない放射性物質</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> </tbody> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	<p>別表第2 持出物品に係る表面密度限度（第13条関係） (変更なし)</p>							
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質											
0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>											
<p>別表第3 持出物品に係る表面密度（第13条、第<u>38</u>条、第<u>39</u>条、第<u>44</u>条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th><th>アルファ線を放出しない放射性物質</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(注) T h、U等以外</td><td>T h、U等</td></tr> <tr> <td>0.04 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td><sup>3</sup>H以外</td><td><sup>3</sup>H</td></tr> <tr> <td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> </tbody> </table>	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	(注) T h、U等以外	T h、U等	0.04 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	<sup>3</sup> H以外	<sup>3</sup> H	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	<p>別表第3 持出物品に係る表面密度（第13条、第<u>36</u>条、第<u>37</u>条、第<u>42</u>条関係） (変更なし)</p>	条番号繰り上げ 以下同様
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質											
(注) T h、U等以外	T h、U等											
0.04 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>											
<sup>3</sup> H以外	<sup>3</sup> H											
0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>											

注) Th、U等とは、<sup>232</sup>Th、Th-nat、<sup>235</sup>U、<sup>238</sup>U、U-natをいう。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行			変 更 案	備 考		
別表第4 管理区域における線量当量率等の測定（第17条、第30条、第33条関係）			別表第4 管理区域における線量当量率等の測定（第17条、第30条、第33条関係） (変更なし)			
項目	ひ ん 度					
線量当量率	管理区域内	毎週1回 注1)				
線量当量	管理区域内	毎週1回 注1)				
表面密度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)、注2)				
	第2種管理区域内	毎月1回				
空気中の放射性物質の濃度	第1種管理区域内	毎週1回 注1)				
	第2種管理区域内	必要の都度 注3)				
気体廃棄物中の放射性物質の濃度	排気設備運転中連続					
液体廃棄物中の放射性物質の濃度	排出の都度					
注1) 原子炉施設等における放射線作業が1週間以上連続して行われないときは、測定を要しない。 ただし、この場合にあっても1月を超えない範囲内で1回以上測定するものとする。 注2) 常時人の出入りがない区域については、毎月1回とする。 注3) 表面密度が別表第1に規定する第2種管理区域の区分基準を超えたときとする。						
別表第5 立入制限区域の基準（第18条、第45条関係）			別表第5 立入制限区域の基準（第18条、第43条関係） (変更なし)			
線量当量率	空気中の放射性物質の濃度 (1週間平均)	表 面 密 度				
1 mSv/週	線量告示別表第1第4欄又は別表第2第2欄に定める空気中の濃度限度の値	アルファ線を放出する放射性物質	4 Bq/cm <sup>2</sup>			
		アルファ線を放出しない放射性物質	40 Bq/cm <sup>2</sup>			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																	
<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準（第20条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th colspan="2">基 準 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注1)</td><td>実効線量</td><td>1 mSv 注2)</td></tr> <tr> <td>等価線量</td><td>眼の水晶体 5 mSv 皮膚 15 mSv</td></tr> <tr> <td>作業区域内の線量当量率</td><td colspan="2">10 mSv/h</td></tr> <tr> <td>作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)</td><td colspan="2">線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空気中放射性物質の濃度限度の値</td></tr> <tr> <td colspan="3">特殊作業で線量の推定が困難なもの</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 定常的な作業の場合は除く。</p> <p>注2) 本人の申出等によりその者の所属する課長を経て所長が妊娠の事実を知った女子を除く。</p>	区 分	基 準 値		1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注1)	実効線量	1 mSv 注2)	等価線量	眼の水晶体 5 mSv 皮膚 15 mSv	作業区域内の線量当量率	10 mSv/h		作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空気中放射性物質の濃度限度の値		特殊作業で線量の推定が困難なもの			<p>別表第6 放射線作業届の提出に係る基準（第20条関係） (変更なし)</p>	
区 分	基 準 値																		
1回の作業又は1週間以内の連続作業による線量 注1)	実効線量	1 mSv 注2)																	
	等価線量	眼の水晶体 5 mSv 皮膚 15 mSv																	
作業区域内の線量当量率	10 mSv/h																		
作業区域内空気中の放射性物質の濃度 (8時間平均)	線量告示別表第1第四欄又は告示別表第2第二欄に定める空気中放射性物質の濃度限度の値																		
特殊作業で線量の推定が困難なもの																			
<p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度（第23条、第47条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">実 効 線 量 限 度</th><th colspan="3">等 値 線 量 限 度</th></tr> <tr> <th>皮 膚</th><th>眼の水晶体</th><th>妊娠中である女子の腹部表面</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間ににつき、内部被ばくについて 1 mSv</td><td>500 mSv/年</td><td>150 mSv/年</td><td>本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間ににつき 2 mSv</td></tr> </tbody> </table> <p>注) 妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者並びに妊娠中の女子を除く。</p>	実 効 線 量 限 度	等 値 線 量 限 度			皮 膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面	(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間ににつき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間ににつき 2 mSv	<p>別表第7 放射線業務従事者に係る線量限度（第23条、第45条関係） (変更なし)</p>							
実 効 線 量 限 度		等 値 線 量 限 度																	
	皮 膚	眼の水晶体	妊娠中である女子の腹部表面																
(1) 100 mSv/5年 (2) 50 mSv/年 (3) 女子 5 mSv/3月 注) (4) 妊娠中である女子 本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから出産までの間ににつき、内部被ばくについて 1 mSv	500 mSv/年	150 mSv/年	本人の申出等によりその者の所属する課長が妊娠の事実を知ったときから、出産までの間ににつき 2 mSv																

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考								
別表第8 緊急時の線量限度（第24条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th><th>緊急作業時の線量限度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実効線量</td><td>100mSv</td></tr> <tr> <td>等価線量 眼の水晶体</td><td>300mSv</td></tr> <tr> <td>皮膚</td><td>1Sv</td></tr> </tbody> </table>	線量区分	緊急作業時の線量限度	実効線量	100mSv	等価線量 眼の水晶体	300mSv	皮膚	1Sv	別表第8 緊急時の線量限度（第24条関係） (変更なし)	
線量区分	緊急作業時の線量限度									
実効線量	100mSv									
等価線量 眼の水晶体	300mSv									
皮膚	1Sv									
別表第9 ガラス線量計等の個人線量計を臨時に測定する場合の基準（第25条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th><th>線量（ポケット線量計等による測定値）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくに係る実効線量</td><td>1 mSv／日 4 mSv／月</td></tr> </tbody> </table>	線量区分	線量（ポケット線量計等による測定値）	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv／日 4 mSv／月	別表第9 個人線量計を臨時に測定する場合の基準（第25条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>線量区分</th><th>線量（補助線量計による測定値）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくに係る実効線量</td><td>1 mSv／日 4 mSv／月</td></tr> </tbody> </table>	線量区分	線量（補助線量計による測定値）	外部被ばくに係る実効線量	1 mSv／日 4 mSv／月	線量計を個人線量計との統一
線量区分	線量（ポケット線量計等による測定値）									
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv／日 4 mSv／月									
線量区分	線量（補助線量計による測定値）									
外部被ばくに係る実効線量	1 mSv／日 4 mSv／月									
別表第10 液体廃棄物の放出管理目標値（第31条、第49条、第50条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>核種</th><th>放出管理目標値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><sup>3</sup>H以外の核種</td><td>0.11 GBq／年</td></tr> </tbody> </table>	核種	放出管理目標値	<sup>3</sup> H以外の核種	0.11 GBq／年	別表第10 液体廃棄物の放出管理目標値（第31条、第47条、第48条関係） (変更なし)					
核種	放出管理目標値									
<sup>3</sup> H以外の核種	0.11 GBq／年									
別表第11 放射線測定機器の施設定期自主検査項目（第36条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象機器</th><th>検査項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3編別表第10（その1）に掲げる放射線測定機器</td><td>校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査</td></tr> <tr> <td>第3編別表第10（その2）に掲げる放射線測定機器</td><td>校正検査（線源校正検査） 警報作動検査（注）</td></tr> </tbody> </table> <p>注）警報作動検査についてはサーバイメータを除く。</p>	対象機器	検査項目	第3編別表第10（その1）に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査	第3編別表第10（その2）に掲げる放射線測定機器	校正検査（線源校正検査） 警報作動検査（注）	(削る)	定期自主検査削除による		
対象機器	検査項目									
第3編別表第10（その1）に掲げる放射線測定機器	校正検査 (指示精度検査及び線源校正検査) 設定値確認検査									
第3編別表第10（その2）に掲げる放射線測定機器	校正検査（線源校正検査） 警報作動検査（注）									

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行					変 更 案	備 考														
別表第12 改造計画（第37条関係）					(削る)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>改 造 の 区 分</th> <th>施 設 区 分</th> <th>計 画 作 成 者</th> <th>計 画 同 意 者</th> <th>計 画 承 認 者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき</td> <td>放射線管理施設</td> <td>保安管理課長</td> <td>廃止措置施設保安主務者</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>					改 造 の 区 分	施 設 区 分	計 画 作 成 者	計 画 同 意 者	計 画 承 認 者	改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき					改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき	放射線管理施設	保安管理課長	廃止措置施設保安主務者	所長	
改 造 の 区 分	施 設 区 分	計 画 作 成 者	計 画 同 意 者	計 画 承 認 者																
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき																				
改造が、設計及び工事の方法の認可申請を伴うとき	放射線管理施設	保安管理課長	廃止措置施設保安主務者	所長																
別表第13 事業所内で運搬する運搬物に係る線量当量率（第38条、第44条関係）					別表第11 事業所内で運搬する運搬物に係る線量当量率（第36条、第42条関係） (変更なし)	表番号の繰上げ、 以下、同様														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>線 量 当 量 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬物の表面</td> <td>2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>運搬物の表面から1m</td> <td>100 <math>\mu</math>Sv/h</td> </tr> </tbody> </table>					位 置	線 量 当 量 率	運搬物の表面	2 mSv/h	運搬物の表面から1m	100 $\mu$ Sv/h										
位 置	線 量 当 量 率																			
運搬物の表面	2 mSv/h																			
運搬物の表面から1m	100 $\mu$ Sv/h																			
別表第14 運搬物を積載した車両に係る線量当量率（第38条、第39条、第44条関係）					別表第12 運搬物を積載した車両に係る線量当量率（第36条、第37条、第42条関係） (変更なし)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>位 置</th> <th>線 量 当 量 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運搬に従事する者が通常乗車する場所</td> <td>20 <math>\mu</math>Sv/h</td> </tr> <tr> <td>車 両 の 表 面</td> <td>2 mSv/h</td> </tr> <tr> <td>車 両 の 表 面 か ら 1 m</td> <td>100 <math>\mu</math>Sv/h</td> </tr> </tbody> </table>					位 置	線 量 当 量 率	運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 $\mu$ Sv/h	車 両 の 表 面	2 mSv/h	車 両 の 表 面 か ら 1 m	100 $\mu$ Sv/h								
位 置	線 量 当 量 率																			
運搬に従事する者が通常乗車する場所	20 $\mu$ Sv/h																			
車 両 の 表 面	2 mSv/h																			
車 両 の 表 面 か ら 1 m	100 $\mu$ Sv/h																			

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																									
<p>別表第15 事業所の外で運搬する運搬物に係る線量当量率（第39条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>運 搬 物</th><th>位 置</th><th>線 量 当 量 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>L型輸送物</td><td>表面</td><td>5 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料輸送物 A型、B M型、B U型、I P - 1型、I P - 2型及びI P - 3型輸送物</td><td>表面</td><td>2 mSv/h</td></tr> <tr> <td>表面から1m</td><td>100 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="2">核燃料輸送物が収納されているコンテナ及 びオーバーパック</td><td>表面</td><td>2 mSv/h</td></tr> <tr> <td>表面から1m</td><td>100 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math></td></tr> <tr> <td rowspan="2">コンテナ又はタンクを容器として使用する 核燃料輸送物</td><td>表面</td><td>2 mSv/h</td></tr> <tr> <td>表面から1m</td><td>100 <math>\mu\text{Sv}/\text{h}</math> ※</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 専用積載としないで運搬する場合は、表面から1mにおける線量当量率に原子力規制委員会の定める係数を乗じた線量当量率</p> <p>別表第16 事業所の外で運搬するL型運搬物に係る表面密度限度（第39条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>アルファ線を放出する放射性物質</th><th>アルファ線を放出しない放射性物質</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> </tbody> </table>	運 搬 物	位 置	線 量 当 量 率	L型輸送物	表面	5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	核燃料輸送物 A型、B M型、B U型、I P - 1型、I P - 2型及びI P - 3型輸送物	表面	2 mSv/h	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	核燃料輸送物が収納されているコンテナ及 びオーバーパック	表面	2 mSv/h	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$	コンテナ又はタンクを容器として使用する 核燃料輸送物	表面	2 mSv/h	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※	アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	<p>別表第13 事業所の外で運搬する運搬物に係る線量当量率（第37条関係） (変更なし)</p> <p>別表第14 事業所の外で運搬するL型運搬物に係る表面密度限度（第37条関係） (変更なし)</p>	
運 搬 物	位 置	線 量 当 量 率																									
L型輸送物	表面	5 $\mu\text{Sv}/\text{h}$																									
核燃料輸送物 A型、B M型、B U型、I P - 1型、I P - 2型及びI P - 3型輸送物	表面	2 mSv/h																									
	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$																									
核燃料輸送物が収納されているコンテナ及 びオーバーパック	表面	2 mSv/h																									
	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$																									
コンテナ又はタンクを容器として使用する 核燃料輸送物	表面	2 mSv/h																									
	表面から1m	100 $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ※																									
アルファ線を放出する放射性物質	アルファ線を放出しない放射性物質																										
0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>																										

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																					
<p>別表第17 放射性廃棄物の区分基準（第41条）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th colspan="2">ベータ・ガンマ 注1)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">固体廃棄物</td><td>適用基準 容器表面の線量当量率</td><td>ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有</td></tr> <tr> <td>A 2 mSv/h未満</td><td>3.7 GBq未満 (<math>^{90}\text{Sr}</math>にあっては、370MBq未満)</td></tr> <tr> <td>備 考</td><td colspan="2">ガンマ線を放出する放射性物質とベータ線のみを放出する放射性物質が混在する場合であって、ベータ線のみを放出する放射性物質の含有量が明らかなときは、「線量当量率」と「含有量」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。</td></tr> <tr> <td rowspan="3">液体廃棄物</td><td>適用基準 <math>^3\text{H}</math>以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度</td><td><math>^3\text{H}</math></td></tr> <tr> <td>A <math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math>未満 注2)</td><td><math>3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3</math>未満</td></tr> <tr> <td>B <math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math>以上 <math>3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3</math>未満</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>備 考</td><td colspan="2"><math>^3\text{H}</math>と <math>^3\text{H}</math>以外のベータ・ガンマ放射性物質が混在する場合であって、<math>^3\text{H}</math>の濃度が明らかなときは、「<math>^3\text{H}</math>以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度」と「<math>^3\text{H}</math>」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) アルファ線を放出しない放射性物質及び<math>^{232}\text{Th}</math>、<math>\text{Th-nat}</math>、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>、<math>\text{U-nat}</math>（これらを照射したものを含む）並びにこれらによって汚染されたもの。</p> <p>注2) 主な核種が短半減期であって、100時間以内にその放射性物質濃度が<math>3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3</math>未満になることが明らかなものを含む。</p>	区 分	ベータ・ガンマ 注1)		固体廃棄物	適用基準 容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有	A 2 mSv/h未満	3.7 GBq未満 ( $^{90}\text{Sr}$ にあっては、370MBq未満)	備 考	ガンマ線を放出する放射性物質とベータ線のみを放出する放射性物質が混在する場合であって、ベータ線のみを放出する放射性物質の含有量が明らかなときは、「線量当量率」と「含有量」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。		液体廃棄物	適用基準 $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度	$^3\text{H}$	A $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満 注2)	$3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	B $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	_____	備 考	$^3\text{H}$ と $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質が混在する場合であって、 $^3\text{H}$ の濃度が明らかなときは、「 $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度」と「 $^3\text{H}$ 」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。		<p>別表第15 放射性廃棄物の区分基準（第39条） (変更なし)</p>	
区 分	ベータ・ガンマ 注1)																						
固体廃棄物	適用基準 容器表面の線量当量率	ベータ線のみを放出する放射性物質を収納した容器当たりの含有																					
	A 2 mSv/h未満	3.7 GBq未満 ( $^{90}\text{Sr}$ にあっては、370MBq未満)																					
備 考	ガンマ線を放出する放射性物質とベータ線のみを放出する放射性物質が混在する場合であって、ベータ線のみを放出する放射性物質の含有量が明らかなときは、「線量当量率」と「含有量」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。																						
液体廃棄物	適用基準 $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度	$^3\text{H}$																					
	A $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 未満 注2)	$3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満																					
	B $3.7 \times 10^1 \text{Bq/cm}^3$ 以上 $3.7 \times 10^5 \text{Bq/cm}^3$ 未満	_____																					
備 考	$^3\text{H}$ と $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質が混在する場合であって、 $^3\text{H}$ の濃度が明らかなときは、「 $^3\text{H}$ 以外のベータ・ガンマ放射性物質の水中濃度」と「 $^3\text{H}$ 」のいずれか上位のレベルになる区分を適用する。																						

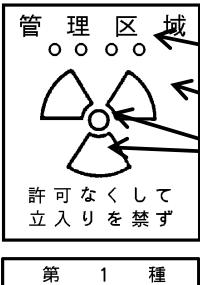
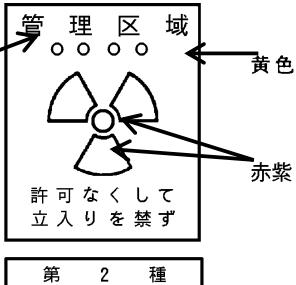
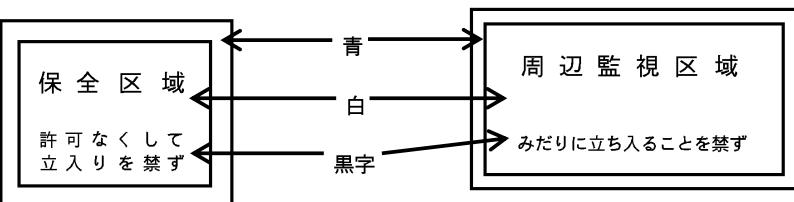
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																			
<p>別表第18 放射性廃棄物の表示（第42条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放射性廃棄物の区分</th><th>表示事項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>固体廃棄物</td><td>イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日</td></tr> <tr> <td>液体廃棄物 (容器入り)</td><td>イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日</td></tr> </tbody> </table>	放射性廃棄物の区分	表示事項	固体廃棄物	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日	液体廃棄物 (容器入り)	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日	<p>別表第16 放射性廃棄物の表示（第40条関係） (変更なし)</p>														
放射性廃棄物の区分	表示事項																				
固体廃棄物	イ 分類及び区分 ロ 主な核種 ハ 推定放射性物質の量 ニ 容器表面の線量当量率 ホ 主要内容物 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日																				
液体廃棄物 (容器入り)	イ 分類及び区分 ロ 液体廃棄物の量 ハ 主な核種 ニ 放射性廃棄物の濃度 ホ 容器表面の線量当量率 ヘ 取扱い者名 ト 発生場所 チ 封入年月日																				
<p>別表第19 汚染除去に係る表面密度（第45条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">アルファ線を放出する放射性物質</th><th colspan="2">アルファ線を放出しない放射性物質</th></tr> <tr> <th>注) Th、U等以外</th><th>Th、U等</th><th><math>^{3}\text{H}</math>以外</th><th><math>^{3}\text{H}</math></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種管理区域</td><td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>40 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> <tr> <td>第2種管理区域</td><td>0.04 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>0.4 Bq/cm<sup>2</sup></td><td>4 Bq/cm<sup>2</sup></td></tr> </tbody> </table> <p>注) Th、U等とは、<math>^{232}\text{Th}</math>、Th-nat、<math>^{235}\text{U}</math>、<math>^{238}\text{U}</math>、U-natをいう。</p>		アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質		注) Th、U等以外	Th、U等	$^{3}\text{H}$ 以外	$^{3}\text{H}$	第1種管理区域	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	40 Bq/cm <sup>2</sup>	第2種管理区域	0.04 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	<p>別表第17 汚染除去に係る表面密度（第43条関係） (変更なし)</p>	
		アルファ線を放出する放射性物質		アルファ線を放出しない放射性物質																	
	注) Th、U等以外	Th、U等	$^{3}\text{H}$ 以外	$^{3}\text{H}$																	
第1種管理区域	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>	40 Bq/cm <sup>2</sup>																	
第2種管理区域	0.04 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	0.4 Bq/cm <sup>2</sup>	4 Bq/cm <sup>2</sup>																	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考												
<p>別表第20 放射線業務従事者に係る警戒線量（第47条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 量 区 分</th><th>警 戒 線 量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実 効 線 量</td><td>13 mSv／3月 注1)</td></tr> <tr> <td>等価線量</td><td>眼の水晶体 皮 膚</td></tr> <tr> <td></td><td>40 mSv／3月 130 mSv／3月</td></tr> <tr> <td></td><td>妊娠中である女子の腹部表面</td></tr> <tr> <td></td><td>1 mSv／期間中 注2)</td></tr> </tbody> </table> <p>注1) 女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を理事長に書面で申し出た者。</p> <p>注2) 期間中とは、その者の所属する課長を経て所長に妊娠を申し出た時から出産までの間をいう。</p>	線 量 区 分	警 戒 線 量	実 効 線 量	13 mSv／3月 注1)	等価線量	眼の水晶体 皮 膚		40 mSv／3月 130 mSv／3月		妊娠中である女子の腹部表面		1 mSv／期間中 注2)	<p>別表第18 放射線業務従事者に係る警戒線量（第45条関係） (変更なし)</p>	
線 量 区 分	警 戒 線 量													
実 効 線 量	13 mSv／3月 注1)													
等価線量	眼の水晶体 皮 膚													
	40 mSv／3月 130 mSv／3月													
	妊娠中である女子の腹部表面													
	1 mSv／期間中 注2)													

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><b>別記様式第1</b> (第1種管理区域の標識)</p>  <p>第 1 種</p> <p><b>別記様式第2</b> (第2種管理区域の標識)</p>  <p>第 2 種</p>	<p><b>別記様式第1～第4</b> (変更なし)</p>	
<p><b>別記様式第3</b> (保全区域の標識)</p>  <p>別図第1 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域) 別図第1 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域) 別図第1 (その3) 燃料・廃棄物取扱棟3階平面図 (管理区域) 別図第1 (その4) 燃料・廃棄物取扱棟4階平面図 (管理区域) 別図第1 (その5) 機材・排水管理棟平面図 (管理区域) 別図第1 (その6) 保管建屋平面図 (管理区域) 別図第2 周辺監視区域</p>	<p><b>別図第1 (その1)～別図第2</b> (変更なし)</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考																																								
<p>第3編 原子炉施設の管理</p> <p>目 次</p> <table> <tr><td>第1章 通則 (第1条－第6条)</td><td>III-1</td></tr> <tr><td>第2章 管理</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第1節 一般管理 (第7条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)</td><td>III-3</td></tr> <tr><td>第3章 保守管理 (第19条－第25条)</td><td>III-4</td></tr> <tr><td>第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)</td><td>III-5</td></tr> <tr><td>第5章 放射線管理 (第29条－第31条)</td><td>III-6</td></tr> </table>	第1章 通則 (第1条－第6条)	III-1	第2章 管理	III-2	第1節 一般管理 (第7条)	III-2	第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)	III-2	第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)	III-2	第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)	III-2	第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)	III-3	第3章 保守管理 (第19条－第25条)	III-4	第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)	III-5	第5章 放射線管理 (第29条－第31条)	III-6	<p>第3編 原子炉施設の管理</p> <p>目 次</p> <table> <tr><td>第1章 通則 (第1条－第6条)</td><td>III-1</td></tr> <tr><td>第2章 管理</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第1節 一般管理 (第7条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)</td><td>III-2</td></tr> <tr><td>    第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)</td><td>III-3</td></tr> <tr><td>第3章 保守管理 (第19条－第25条)</td><td>III-4</td></tr> <tr><td>第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)</td><td>III-5</td></tr> <tr><td>第5章 放射線管理 (第29条－第31条)</td><td>III-6</td></tr> </table>	第1章 通則 (第1条－第6条)	III-1	第2章 管理	III-2	第1節 一般管理 (第7条)	III-2	第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)	III-2	第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)	III-2	第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)	III-2	第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)	III-3	第3章 保守管理 (第19条－第25条)	III-4	第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)	III-5	第5章 放射線管理 (第29条－第31条)	III-6	
第1章 通則 (第1条－第6条)	III-1																																									
第2章 管理	III-2																																									
第1節 一般管理 (第7条)	III-2																																									
第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)	III-2																																									
第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)	III-2																																									
第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)	III-2																																									
第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)	III-3																																									
第3章 保守管理 (第19条－第25条)	III-4																																									
第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)	III-5																																									
第5章 放射線管理 (第29条－第31条)	III-6																																									
第1章 通則 (第1条－第6条)	III-1																																									
第2章 管理	III-2																																									
第1節 一般管理 (第7条)	III-2																																									
第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (第8条・第9条)	III-2																																									
第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (第10条)	III-2																																									
第4節 放射性廃棄物の処理 (第11条－第16条)	III-2																																									
第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄 (第17条－第18条)	III-3																																									
第3章 保守管理 (第19条－第25条)	III-4																																									
第4章 異常時の措置 (第26条－第28条)	III-5																																									
第5章 放射線管理 (第29条－第31条)	III-6																																									

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>第1章 通則</p> <p>(定義)</p> <p>第1条 この編において管理する原子炉施設の設備は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 施設工務課長は、所管する設備等の運転をするときは要員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> </ul> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</li> <li>(2) <u>施設定期自主検査</u>の予定期間</li> <li>(3) 第<u>24</u>条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間</li> </ul> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>第1章 通則</p> <p><u>第1条 この編は、原子炉施設の廃止措置計画の「むつ」の解体工事の段階及び原子炉室一括撤去物の保管展示の段階に適用し、原子炉室一括撤去物及び附帯陸上施設の解体工事の段階に着手する前に変更しなければならない。</u></p> <p>(定義)</p> <p><u>第1条の2</u> この編において管理する原子炉施設の設備は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>(要員の配置)</p> <p>第2条 施設工務課長は、所管する設備等の運転をするときは要員を1名以上配置しなければならない。</p> <p>(手引の作成)</p> <p>第3条 施設工務課長は、次の各号に掲げる事項について定めた原子力第1船原子炉施設運転手引を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の設備の運転操作に関する事項</li> <li>(2) 巡視点検に関する事項</li> <li>(3) 異常時の措置に関する事項</li> </ul> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。</p> <p>(年間業務計画)</p> <p>第4条 施設工務課長は、毎年度、当該年度に先立ち、次の各号に掲げる事項を明らかにした原子炉施設の年間業務計画を作成し、所長の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 廃止措置に係る項目及びその予定期間</li> <li>(2) <u>定期事業者検査</u>の予定期間</li> <li>(3) 第<u>22</u>条に定める修理及び改造を行う施設名並びに予定期間</li> </ul> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p>	<p>廃止措置の段階により保安規定の変更を実施することの追記</p> <p>条文追加</p> <p>新検査制度の導入に伴う変更 条文番号変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(保全区域) 第5条 原子炉施設に係る保全区域は、別図第1に示すとおりとする。	(保全区域) 第5条 原子炉施設に係る保全区域は、別図第1に示すとおりとする。	
(鍵の管理) 第6条 施設工務課長は、燃料・廃棄物取扱棟、保管建屋及び機材・排水管理棟、保安管理課長は排水モニタ室の出入口の鍵をそれぞれ管理しなければならない。	(鍵の管理) 第6条 施設工務課長は、燃料・廃棄物取扱棟、保管建屋及び機材・排水管理棟、保安管理課長は排水モニタ室の出入口の鍵をそれぞれ管理しなければならない。	
第2章 管理 第1節 一般管理	第2章 管理 第1節 一般管理	
(警報装置の管理) 第7条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が、正常に作動するよう管理しなければならない。	(警報装置の管理) 第7条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が、正常に作動するよう管理しなければならない。	
第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (引取りに係る確認) 第8条 施設工務課長は、放射性廃棄物の引取りを依頼された場合、所定の手続きが行われていることを放射性廃棄物記録票により確認しなければならない。 2 施設工務課長は、所定の手続きにより引取りを依頼された放射性廃棄物が安全上支障があると認めたときは、当該放射性廃棄物を引取らないものとする。	第2節 放射性廃棄物の引取り及び運搬 (引取りに係る確認) 第8条 施設工務課長は、放射性廃棄物の引取りを依頼された場合、所定の手続きが行われていることを放射性廃棄物記録票により確認しなければならない。 2 施設工務課長は、所定の手続きにより引取りを依頼された放射性廃棄物が安全上支障があると認めたときは、当該放射性廃棄物を引取らないものとする。	
(放射性廃棄物の運搬) 第9条 施設工務課長は、第2編第 <u>43</u> 条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物を運搬しようとするときは、第2編第 <u>41</u> 条の措置及び第 <u>42</u> 条の表示を確認しなければならない。なお、液体廃棄物にあっては、受皿、吸収材等を用い、漏えいの拡大を防止するための措置を講ずる。 2 施設工務課長は、第15条第2項の液体廃棄物を所定の容器により運搬しなければならない。	(放射性廃棄物の運搬) 第9条 施設工務課長は、第2編第 <u>41</u> 条第1項の規定により保管されている放射性廃棄物を運搬しようとするときは、第2編第 <u>39</u> 条の措置及び第 <u>40</u> 条の表示を確認しなければならない。なお、液体廃棄物にあっては、受皿、吸収材等を用い、漏えいの拡大を防止するための措置を講ずる。 2 施設工務課長は、第15条第2項の液体廃棄物を所定の容器により運搬しなければならない。	条文番号変更
第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (処理前の一時保管及び貯蔵) 第10条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。	第3節 放射性廃棄物の一時保管及び貯蔵 (処理前の一時保管及び貯蔵) 第10条 施設工務課長は、処理前の固体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟、機材・排水管理棟及び保管建屋の廃棄物保管場所に一時保管する。	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第4節 放射性廃棄物の処理</p> <p>(作業開始前の<u>点検</u>)</p> <p>第11条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(作業中の<u>点検</u>)</p> <p>第12条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第5に掲げるところにより<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(作業終了後の<u>点検</u>)</p> <p>第13条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第6に掲げるところにより<u>点検</u>しなければならない。</p> <p>(固体廃棄物の処理)</p> <p>第14条 施設工務課長は、第10条第1項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p> <p>第16条 施設工務課長は、第14条の規定により処理した容器（以下「廃棄物パッケージ」という。）及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッ</p>	<p>2 施設工務課長は、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟の廃液タンクに貯蔵する。ただし、液体廃棄物を燃料・廃棄物取扱棟分析室において一時的に保管する場合は、容器に受皿、吸収材等を用い、漏えいによる汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>第4節 放射性廃棄物の処理</p> <p>(作業開始前の<u>巡視</u>)</p> <p>第11条 施設工務課長は、処理作業を開始しようとするときは、別表第4に掲げるところにより、その処理作業に係る設備等を<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業中の<u>巡視</u>)</p> <p>第12条 施設工務課長は、処理作業中、その処理作業に係る設備等が正常に運転されていることを監視するとともに別表第5に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(作業終了後の<u>巡視</u>)</p> <p>第13条 施設工務課長は、処理作業を終えたときは、別表第6に掲げるところにより<u>巡視</u>しなければならない。</p> <p>(固体廃棄物の処理)</p> <p>第14条 施設工務課長は、第10条第1項の規定により一時保管している固体廃棄物について、圧縮性の固体廃棄物は圧縮処理により処理し、処理済の固体廃棄物をドラム缶、金属容器等の容器に封入しなければならない。</p> <p>(液体廃棄物の処理)</p> <p>第15条 施設工務課長は、第10条第2項の規定により貯蔵している液体廃棄物について、液体廃棄物処理設備により処理し、処理した廃液（以下「処理済水」という。）は、処理済水タンクに貯留しなければならない。ただし、放射性物質の濃度が十分低いことを確認した廃液については、この限りではない。</p> <p>2 処理済水及び前項ただし書きの廃液は、モニタタンクに貯留しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第2編第33条第1項の規定による保安管理課長の同意を得た後、前項の廃液を海水で希釈し、放出しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの表示)</p> <p>第16条 施設工務課長は、第14条の規定により処理した容器（以下「廃棄物パッケージ」という。）及び包装等の措置を講じたものについて、次の各号に掲げる事項を廃棄物パッ</p>	<p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p> <p>保全活動に関する用語の適正化</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>ケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第17条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第7に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第17条の2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前2項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの内部点検)</p> <p>第17条の3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの内部状態を点検するときは、別図第2に示す廃棄物パッケージ内部点検場所で実施しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第18条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(巡視)</p> <p>第19条 施設工務課長は、所管する設備について別表第8に掲げるところにより巡視し、点検しなければならない。</p>	<p>ケージ及び包装等の表面に表示しなければならない。</p> <p>(1) 封入月日 (2) 管理番号 (3) 表面の線量当量率</p> <p>第5節 固体廃棄物の貯蔵及び気体廃棄物の廃棄</p> <p>(固体廃棄物の貯蔵)</p> <p>第17条 施設工務課長は、廃棄物パッケージ及び包装等の措置を講じた廃棄物を貯蔵するときは、別表第7に定める設備において貯蔵しなければならない。また、原子炉室一括撤去物については、原子炉室保管室に貯蔵する。</p> <p>(廃棄物パッケージからの試料採取及び試料分析)</p> <p>第17条の2 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料を採取し分析するときは、あらかじめ採取・分析計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、廃棄物パッケージから試料の採取及び分析を行うに当たっては、前2項の承認及び同意を受けた計画を遵守して実施しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。</p> <p>(廃棄物パッケージの内容物の取扱い)</p> <p>第17条の3 施設工務課長は、廃棄物パッケージの内容物を取り扱うときは、別図第2に示す廃棄物パッケージ取扱場所で実施しなければならない。</p> <p>(気体廃棄物の廃棄)</p> <p>第18条 施設工務課長は、気体廃棄物を廃棄するときは、気体廃棄物処理設備及び換気設備により処理し、放出しなければならない。</p> <p>第3章 保守管理</p> <p>(削る)</p>	<p>内部点検に加え分別作業も実施できるよう作業名称を変更し、作業場所名称を変更</p> <p>第25条へ移動</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(地震後の措置)</p> <p>第 20 条 震度 4 以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を点検し、異常がないことを確認しなければならない。</p>	<p>(削る)</p> <p>(施設管理目標の策定)</p> <p>第 19 条 施設工務課長及び保安管理課長は、原子力第 1 船原子炉施設について、第 1 編第 1 条第 2 項に基づき理事長が定める施設管理方針に従って、達成すべき施設管理目標を策定しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 施設工務課長は、前項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理の重要度が高い系統に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第 19 条の 2 施設工務課長及び保安管理課長は、前条の施設管理目標を踏まえ、それぞれ所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定しなければならない。ただし、目標設定すべき重要度の高い設備・機器がない場合は、この限りでない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の定量的な施設管理目標を取りまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、第 2 項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第 20 条 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を定めた「施設管理実施計画」を策定しなければならない。</p> <p>イ 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>ロ 原子炉施設の設計及び工事に関すること。</p> <p>ハ 原子炉施設の巡視（原子炉施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。</p> <p>ニ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期に関すること。</p> <p>ホ 原子炉施設の工事、点検及び検査を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p>	<p>第 27 条の 2 へ移動</p> <p>新検査導入に伴う変更</p> <p>施設管理目標の策定に係る条文の追加</p> <p>施設ごとに作成し、施設工務課が取りまとめるところから保安管理課の方針作成も第 3 編に記載</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>ヘ 原子炉施設の設計、工事、巡視、点検及び検査の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>ト への確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置（未然防止処置を含む。）に関すること。</p> <p>チ 原子炉施設の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器（性能維持施設に限る。）について、次の各号に掲げる事項を整理した「設備保全整理表」及び「検査要否整理表」を策定しなければならない。</p> <p>　イ 原子炉施設の工事の方法及び時期</p> <p>　ロ 原子炉施設の点検及び検査の方法、実施頻度及び時期</p> <p>3 施設工務課長は、第1項及び前項の施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表をとりまとめ、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>4 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p> <p>5 施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第20条の2 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、施設管理実施計画並びに設備保全整理表及び検査要否整理表に定めるところにより、保全活動を実施しなければならない。</p> <p>(保全活動の有効性評価及び改善)</p> <p>第20条の3 施設工務課長及び保安管理課長は、それぞれ所掌する設備・機器について、保全活動（工事、巡視、点検及び検査に関する事項に限る。）の有効性評価を定期事業者検査の都度及び必要に応じて行い、必要と認める場合には改善を行わなければならない。</p> <p>(施設定期自主検査)</p> <p>第21条 施設工務課長は、所管する設備について、年1回別表第9に掲げるところにより、施設定期自主検査を行わなければならない。</p> <p>(定期事業者検査)</p> <p>第21条 検査委員会は、定期事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>(1) 定期事業者検査計画</p> <p>　イ 対象となる施設、設備、機器等の名称</p>	新検査導入に伴う変更 定期事業者検査として記載

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p><u>ロ 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>ハ 予定期間</u></p> <p><u>二 定量的な施設管理目標（第19条の2規定により策定した場合に限る。）</u></p> <p><u>(2) 定期事業者検査要領</u></p> <p><u>イ 対象となる施設、設備、装置、機器等の名称</u></p> <p><u>ロ 検査の項目及び検査場所</u></p> <p><u>ハ 検査前条件</u></p> <p><u>二 検査の確認方法及び検査手順</u></p> <p><u>ホ 検査の判定基準</u></p> <p><u>2 施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情報を提供しなければならない。</u></p> <p><u>3 検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。</u></p> <p><u>4 検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(削る)</u></p>	
<p><u>(施設定期自主検査実施計画)</u></p> <p><u>第22条 施設工務課長は、前条の施設定期自主検査を行おうとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした施設定期自主検査実施計画を作成しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象となる施設、設備、機器等の名称</u></p> <p><u>(2) 検査の項目及び実施体制</u></p> <p><u>(3) 予定期間</u></p> <p><u>2 施設工務課長は、前項の施設定期自主検査実施計画について、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、前項第3号の予定期間にについては、この限りでない。</u></p> <p><u>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>4 施設工務課長は、第2項の承認を受けたときは、保安管理課長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(修理)</u></p> <p><u>第23条 施設工務課長は、所管する原子炉施設に故障を認めたときは、すみやかに修理を実施しなければならない。</u></p> <p><u>(修理及び改造計画)</u></p> <p><u>第24条 施設工務課長は、修理及び改造を行おうとする場合は次の各号に掲げる事項を明</u></p>	<p><u>(修理及び改造)</u></p> <p><u>第22条 施設工務課長は本体施設等について、保安管理課長は放射線管理施設について、必要と認めた場合は、修理又は改造（改造には、新造その他工事を伴わない設計・評価のみの事項を含む。ただし、從前に新造したものと同等の場合は、この限りでない。以下同じ。）を行うことができる。</u></p> <p><u>2 施設工務課長及び保安管理課長は、前項の修理及び改造を行おうとするときにおいて、</u></p>	<p>新検査導入に伴う変更</p> <p>新検査導入に伴う変更</p>

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p><u>らかにした修理及び改造計画を作成しなければならない。</u></p> <p>(1) 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称  (2) 修理及び改造の内容  (3) 予定期間</p> <p>2 施設工務課長は、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴うときには、  第1編第9条の2第1項に定める品質保証推進委員会の審議を経て、廃止措置施設保安  主務者の同意を得るとともに、所長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとする場合は、第1編第10条の規定による審議を受け、  その意見の具申を尊重しなければならない。</p> <p>4 施設工務課長は、その修理及び改造が設計及び工事の方法の認可申請を伴わないとき  には、廃止措置施設保安主務者の同意を得るとともに、所長の承認を得なければなら  ない。</p> <p>5 施設工務課長は第2項の承認又は第4項の承認を得たときは、保安管理課長に通知し  なければならない。</p>	<p>その修理及び改造が法28条第1項の使用前事業者検査又は法43条の2第3項に定  める廃止措置計画の変更認可申請を伴う場合は、次の各号を明らかにした修理及び改造  計画を作成し、所長の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、  同様とする。</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、装置、機器等の名称  ロ 修理及び改造の内容  ハ 予定期間</p> <p>3 所長は、前項の承認をしようとするときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なけ  ればならない。</p> <p>4 施設工務課長及び保安管理課長は、第2項の承認を受けたときは、互いに通知しなけ  ればならない。</p> <p>(使用前事業者検査)</p> <p>第23条 検査委員会は、使用前事業者検査を実施しようとするときは、次の各号に掲げる  事項を明らかにした検査計画書及び検査要領書を策定し、廃止措置施設保安主務者の同  意を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。ただし、第1  号ハの予定期間の変更その他施設の安全性に影響しない軽微な変更については、この限  りでない。</p> <p>(1) 使用前事業者検査計画</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、機器等の名称  ロ 修理及び改造の内容  ハ 予定期間</p> <p>(2) 使用前事業者検査要領</p> <p>イ 修理及び改造をする施設、設備、装置、機器等の名称  ロ 検査の項目及び検査場所  ハ 検査前条件  ニ 検査の確認方法及び検査手順  ホ 検査の判定基準</p> <p>2 施設工務課長及び保安管理課長は、検査委員会の求めに応じ、前項の検査に必要な情  報を提供しなければならない。</p>	新検査導入に伴う変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
(保守結果等の報告) 第25条 施設工務課長は、第21条及び第24条第1項の作業が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。  2 施設工務課長は、第24条第2項に係る作業が終了したときは、所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。  3 施設工務課長は、第21条及び第24条第1項に係る作業が終了したときは、保安管理課長に通知しなければならない。	3 検査委員会は、検査計画書及び検査要領書に従い検査を実施し、検査成績書を取りまとめ、廃止措置施設保安主務者の確認を得なければならない。 4 検査委員会は、第1項の同意及び第3項の確認を得たときは、施設工務課長及び保安管理課長に通知しなければならない。 5 施設工務課長及び保安管理課長は、前項の通知を受けたときは、互いに通知しなければならない。  (保守結果等の報告等) 第24条 施設工務課長及び保安管理課長は、第21条の定期事業者検査が終了したとき、第22条の修理及び改造計画の作業並びに前条の使用前事業者検査が終了したときは、その結果を所長に報告するとともに、廃止措置施設保安主務者に通知しなければならない。	新検査導入に伴う変更
第4章 異常時の措置  (警報装置が作動した場合の措置) 第26条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。  2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。  (点検等において異常を認めた場合の措置) 第27条 施設工務課長は、第11条、第12条、第13条、第19条及び第20条に係る点検等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。  2 保安管理課長は、第20条に係る点検の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。この場合にお	(巡視) 第25条 施設工務課長は、所管する設備・機器について別表第8に掲げるところにより巡視しなければならない。  第4章 異常時の措置  (警報装置が作動した場合の措置) 第26条 施設工務課長は、別表第2に掲げる警報装置が作動したときは、その原因及び状況を調査し、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長に通報しなければならない。 2 保安管理課長は、別表第3に掲げる警報装置が作動したときは、正常に復旧させるための措置を講ずるとともに、その原因及び状況並びに講じた措置を所長並びに施設工務課長に通報しなければならない。  (巡視等において異常を認めた場合の措置) 第27条 施設工務課長は、第11条、第12条、第13条、第25条及び第27条の2に係る巡視等の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態へ復帰させるための措置を講じなければならない。 2 保安管理課長は、第27条の2に係る巡視の結果、異常を認めたときは、その原因及び状況を調査し、正常な状態に復帰させるための措置を講じなければならない。この場合にお	新検査導入に伴う変更 第19条から移動
		新検査導入に伴う変更 条文番号変更
		新検査導入に伴う変更 条文番号変更

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>いて、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の<u>点検</u>等の結果、異常を認めたとき並びに前項及び第2編第<u>51</u>条の規定により保安管理課長から<u>点検</u>の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときににおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p>	<p>において、重要と認める異常については、その原因及び状況並びに講じた措置について、施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>3 施設工務課長は、第1項の<u>巡視</u>等の結果、異常を認めたとき並びに前項及び第2編第<u>49</u>条の規定により保安管理課長から<u>巡視</u>の結果、異常を認めた旨の通報を受けたときににおいて、その原因及び状況が原子炉施設の運転に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、所長、保安管理課長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の通報を受けたときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得て原子炉施設の保安に必要な措置を講じるよう指示しなければならない。</p> <p>(地震後の措置)</p> <p><u>第27条の2 震度4以上の地震が発生したときは、施設工務課長は放射性廃棄物の廃棄施設、その他原子炉の附属施設を、保安管理課長は放射線管理施設を巡視し、異常がないことを確認しなければならない。</u></p> <p><u>2 施設工務課長は、前項の巡視の結果を保安管理課長に通報しなければならない。</u></p>	新検査導入に伴う変更 条文番号変更  第20条から移動
<p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>	<p>(勤務時間外に異常が発生した場合の措置)</p> <p>第28条 勤務時間外において異常が発生した旨の通報を受けた者は、直ちに現場に赴き、通報連絡系統図により関係者を動員し、その原因及び状況を調査するとともに、適宜の措置を講じ、かつ、その原因及び状況を施設工務課長に通報しなければならない。</p> <p>2 施設工務課長は、前項の通報を受けた場合において、その異常が原子炉施設の保安に影響を及ぼすと認めたときは、所長及び廃止措置施設保安主務者に通報しなければならない。</p> <p>3 所長は、前項の通報を受けたときは、原子炉施設の保安に必要な措置を講ずるよう指示しなければならない。</p> <p>4 所長は、前項の措置を指示するときは、廃止措置施設保安主務者の同意を得なければならない。</p>	
<p>第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第29条 管理区域の区分は、別図第2に示すとおりである。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第30条 第2編第34条に規定する原子炉施設に係る放射線測定機器は、別表第<u>10</u>（その1）及び（その2）に掲げるとおりとする。</p>	<p>第5章 放射線管理</p> <p>(管理区域の区分)</p> <p>第29条 管理区域の区分は、別図第2に示すとおりである。</p> <p>(放射線測定機器)</p> <p>第30条 第2編第34条に規定する原子炉施設に係る放射線測定機器は、別表第<u>9</u>（その1）及び（その2）に掲げるとおりとする。</p>	表番号繰り上げ

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
<p>(放射線測定機器の警報装置の設定)</p> <p>第31条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第7（省略）</p>	<p>(放射線測定機器の警報装置の設定)</p> <p>第31条 保安管理課長は、別表第3に掲げるところにより警報装置が作動するよう設定しなければならない。</p> <p>別表第1～別表第7（変更なし）</p>	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行				変 更 案				備 考
別表第8 巡視(第19条関係)				別表第8 巡視(第25条関係)				条文番号変更
設 備 名	機 器 等	項 目	頻 度	設 備 名	機 器 等	項 目	頻 度	
気体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	気体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	
	オフガスプロア オフガスフィルタ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週		オフガスプロア オフガスフィルタ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週	
	配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週		配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週	
液体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	液体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	
	タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週		タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週	
	廃液ポンプ 処理済水ポンプ 海水ポンプ モニタポンプ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週		廃液ポンプ 処理済水ポンプ 海水ポンプ モニタポンプ	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週	
固体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	固体廃棄物処理設備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	
	タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週		タンク類、配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週	
	圧縮機	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週		圧縮機	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週	
	固体廃棄物貯蔵室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回／週		固体廃棄物貯蔵室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回／週	
	撤去物等保管室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回／週		撤去物等保管室	(1) 外観 (2) 貯蔵状態	1回／週	
換 気 設 備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	換 気 設 備	制御盤	(1) 外観 (2) 異常臭 (3) 表示灯	1回／週	
	配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週		配管、弁類	(1) 外観 (2) 漏洩	1回／週	
	排気ファン 給気ファン	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週		排気ファン 給気ファン	(1) 外観 (2) 異常臭	1回／週	
燃料・廃棄物取扱棟		外 観	1回／月	燃料・廃棄物取扱棟		外 観	1回／月	
保 管 建 屋	撤去物等保管棟 原子炉室保管棟	外 観	1回／月	保 管 建 屋	撤去物等保管棟 原子炉室保管棟	外 観	1回／月	
機材・排水管理棟		外 観	1回／月	機材・排水管理棟		外 観	1回／月	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行			変 更 案	備 考
<u>別表第9 施設定期自主検査(第21条関係)</u>			(削る)	新検査導入に伴う変更
	設 備 名	機 器 等	検 查 項 目	
		工業計器	(1) 作動検 查 (2) 校正	
		塔槽類	(1) 漏えい 検査	
		配管類	(1) 漏えい 検査	
		ポンプ類	(1) 漏えい 検査 (2) 作動検 查	
		液体廃棄物処理主系統	(1) 作動検 查	
	固体廃棄物処理設備 — (雑 固 体 圧 縮 機 )	圧縮機	(1) 作動検 查	
		工業計器	(1) 作動検 查 (2) 校正	
		塔槽類	(1) 漏えい 検査	
		配管類	(1) 漏えい 検査	
	固体廃棄物処理設備 — (貯 藏 室 等 )	貯蔵室等	(1) 外観検 査	
	液体及び固体廃棄物処理設備	漏えい検出器	(1) 警報検 査	
	その他原子炉の附属設備	排気ファン	(1) 風量検	

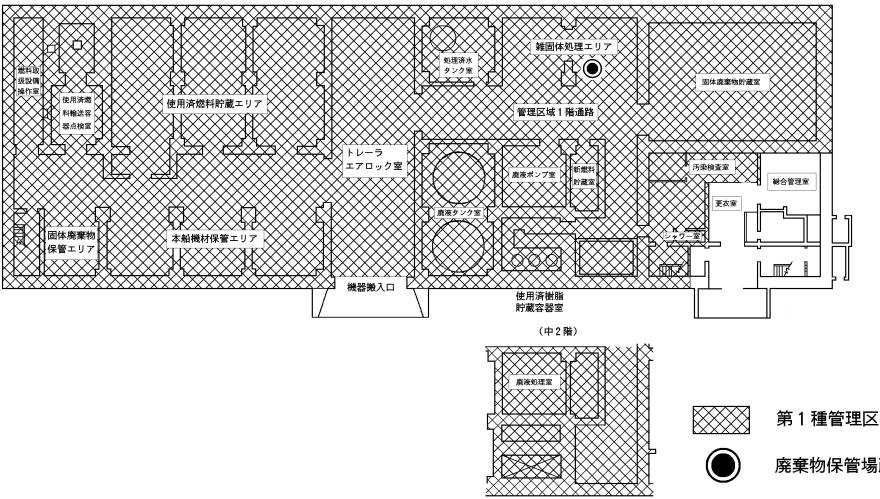
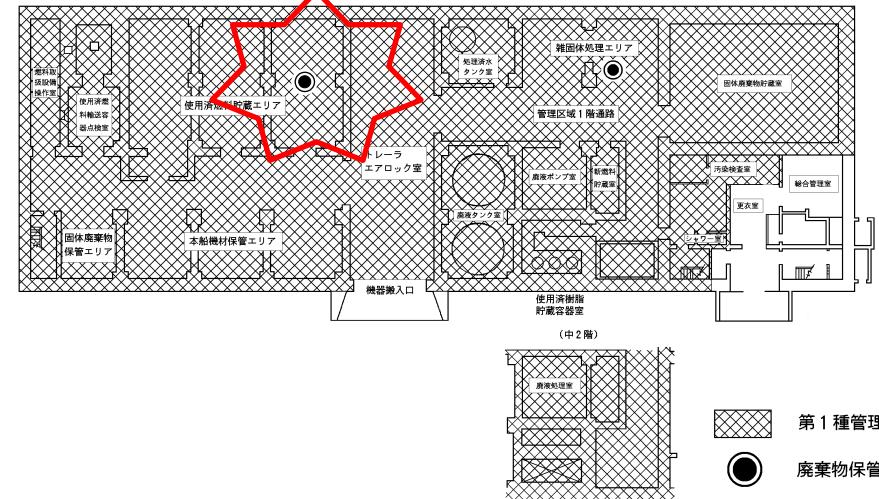
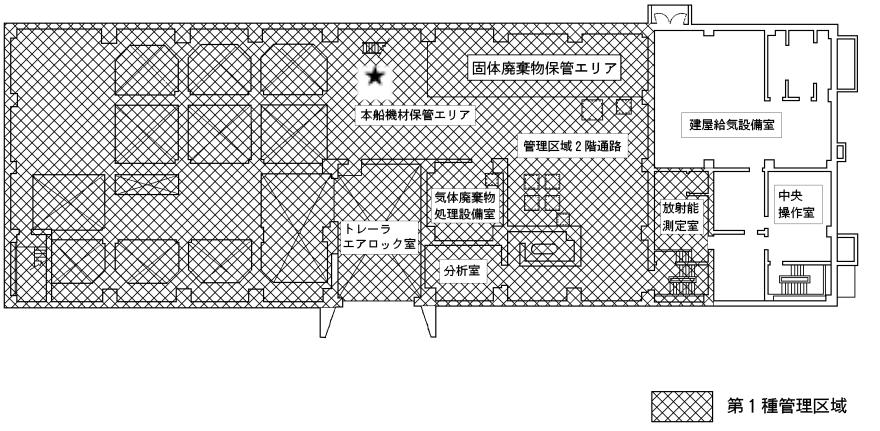
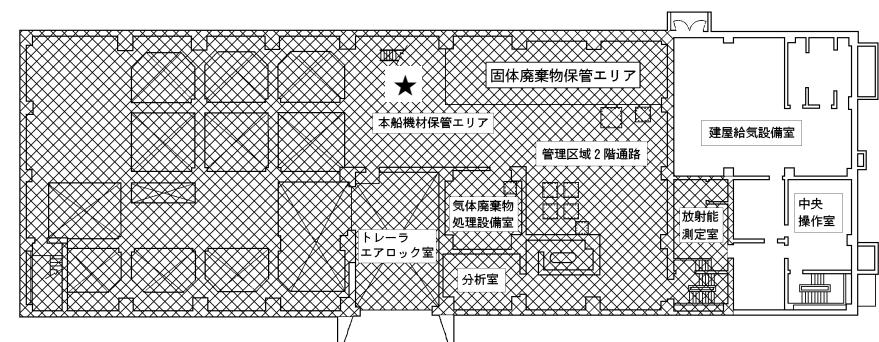
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行						変 更 案						備 考
(換 気 設 備 )				査								
		フィルタ		(1) 捕集効率検査								
<b>別表第10(その1) 放射線測定機器(第30条関係)</b>												
機器種別	設置場所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	機器種別	設置場所	指示範囲	数量	測定目的	測定線種	
エリアモニタ	雑固体処理エリア	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	エリアモニタ	雑固体処理エリア	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	表番号繰り上げ 以下、同様
	管理区域2階通路	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線		管理区域2階通路	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
	原子炉室保管室	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線		原子炉室保管室	$10^{-3} \sim 10^1$ mSv/h	1	管理区域内の線量当量率の連続監視	ガンマ線	
塵埃モニタ	雑固体処理エリア	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	管理区域内の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	塵埃モニタ	雑固体処理エリア	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	管理区域内の放射性塵埃濃度の連続監視	ベータ線	
排気ダストモニタ	燃料・廃棄物取扱棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	スタック排気中の放射性塵埃の濃度の連続監視	ベータ線	排気ダストモニタ	燃料・廃棄物取扱棟排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	スタック排気中の放射性塵埃の濃度の連続監視	ベータ線	
	保管建屋排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	スタック排気中の放射性塵埃の濃度の連続監視	ベータ線		保管建屋排気口	$10^{-1} \sim 10^5$ s <sup>-1</sup>	1	スタック排気中の放射性塵埃の濃度の連続監視	ベータ線	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行					変 更 案					備 考
別表第10(その2) 放射線測定機器(第30条関係)					別表第9(その2) 放射線測定機器(第30条関係)					
機 器 種 別	設 置 場 所	数 量	測 定 目 的	測定線種	機 器 種 别	設 置 場 所	数 量	測 定 目 的	測定線種	
ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	ハンドフットクロスモニタ	管理区域出入口	2	手、足、衣服等の表面密度の測定	ベータ線	
表面汚染検査用サーベイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	表面汚染検査用サーベイメータ	施 設 内	2	床及び機器等の表面密度の測定	ベータ線	
ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定 空気吸収線量率の測定	ガンマ線	ガンマ線サーベイメータ		2	線量当量率の測定 空気吸収線量率の測定	ガンマ線	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
別図第1 (省略)	別図第1 (変更なし)	
別図第2 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域)	別図第2 (その1) 燃料・廃棄物取扱棟1階及び中2階平面図 (管理区域)	廃棄物保管場所の追加
		
別図第2 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域)	別図第2 (その2) 燃料・廃棄物取扱棟2階平面図 (管理区域)	廃棄物パッケージ内部点検場所を廃棄物パッケージ取扱場所に名称変更
		
別図第2 (その3) ~別図第2 (その6) (省略)	別図第2 (その3) ~別図第2 (その6) (省略)	

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力第1船原子炉施設保安規定 新旧対照表

現 行	変 更 案	備 考
	<p>附 則 (施行期日) 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。</p>	